

Vol. 144 May. 23. 2006

平成17年度事業報告	1
概況	
総務関係	3
総務関係・監査・業務検査・登記・定時総会・理事会・正副会長会議	
本部事業活動	14
政策委員会・執行運営委員会・賛助会員幹事店会	
ワーキンググループ活動	16
公正取引問題対応ワーキンググループ・環境問題対応ワーキンググループ・消費税対応 ワーキンググループ・EDIワーキンググループ	
研究会活動	23
情報システム研究会・物流問題研究会・商品開発研究会・法務研究会・労務管理研究 会・ネットワーク検討会	
受託事業 SKDBC事務局業務受託	35
総会・第1回運営委員会・第2回運営委員会	
支部活動	39
北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄	
事務局活動	48
◇関連官庁・諸団体	48
◇庶務事項	55
◇平成17年度活動状況	56
◇会員動向	61
会員・事業所・賛助会員動向推移表／会員・事業所会員・賛助会員動向表／支部別会員 及び事業所会員内訳／入会会員／入会事業所会員／入会賛助会員／退会会員／退会事 業所会員	
◇財務諸表	
平成17年度収支計算書・貸借対照表	65
正味財産増減計算書・財産目録	67
監査報告書	68
◇平成18年度事業計画案	69
◇平成18年度収支予算案	71
新年度事業活動	72
業務日誌より	77

理 事 会

日 時 平成18年 5 月 30 日（火） 12時30分～
場 所 鉄道会館ルビーホール11階 桐・橘の間
電話（03）3211－5611（代表）

<議 案>

第 1 号議案 定時総会提出議案の確認の件
第 2 号議案 理事会運営体制の件
第 3 号議案 その他

以 上

定 時 総 会

日 時 平成18年 5 月 30 日（金） 14時～16時
場 所 鉄道会館ルビーホール 12階 鳳凰の間
東京都千代田区丸の内1－9－1 東京駅八重洲北口
電話（03）3211－5611（代表）

<議 案>

第 1 号議案 平成17年度事業報告に関する件
第 2 号議案 平成17年度収支決算報告に関する件
第 3 号議案 会員の動向に関する件
第 4 号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件
第 5 号議案 平成18年度事業計画案に関する件
第 6 号議案 平成18年度収支予算案に関する件
第 7 号議案 一部役員改選に関する件
第 8 号議案 その他

以 上

平成 17 年度事業報告

概 況

平成 17 年度を顧みると、業界環境においては小売業の出店による競合は依然として厳しく、原料コストやエネルギーコストの上昇の中でも価格の転嫁ができず、「川上インフレ、川下デフレの状況」が継続し一段と厳しい環境下での経営を強いられた年度であった。また、予測された人口の減少が前倒しで現実化し、少子高齢化を含め、大きく変化する消費構造に向けての新しい秩序対応を求めて揺籃期に入りつつある状況ではなかったかと思われる。具体的には「コスト・オン」取引を目指すビールの新取引制度の定着化や流通のあり方を提議した「大規模小売業告示」の施行、環境関連法への対応など、これからの卸売業を問うような重要な実践的テーマがあった。

一方、本部の活動としては、本部組織を革新し、従来の部門業務別の委員会組織を廃止し、横断的に優先テーマを決定できる政策委員会を設け、そこに直結して必要なW・Gを設置して専門的活動を行うこととした。具体的には、4つのW・Gと6つの研究会で各委員が労力を結集して活動を行った。難しい課題が数多くあったが、まとまりと意欲に満ちた活動ができたものとする。

各支部においても、概ね、事業計画の大半を実践したものとする。その背景には例年の如く賛助会員各位の全面的協力、農林水産省を始めとする諸官庁の指導、加えて(財)流通システム開発センター・全国卸売酒販組合中央会・(社)日本缶詰協会・日本製缶協会・(社)日本パイナップル缶詰協会等の諸団体の皆様方の、多方面にわたってのご配慮があったからに他ならない、改めて御礼を申し上げる。

以下事業別に概観し、その後個別事業担当別に活動を報告する。

I. 調査研究事業

我々を取り巻く経営環境は新たな法体系に適応して社会的責任を果たしていく方向にあり、新体制の下、各W・Gは、こうした課題に業界として、また一企業としてどのような標準的マネジメント体制を構築すべきか検討し「改正省エネ法」「食品リサイクル法」へのガイドラインや「大規模小売業告示」に対応した「大規模小売業告示」の概要と解説を成果物としてまとめることができた。

また、EDI W・Gでは「GTIN」の導入に対応して日食協標準フォーマットの改訂内容を精査して、システム改修案をまとめ、また、酒税改定等に伴う商品情報データ交換フォーマットを策定した。

情報システム研究会では、販促金EDIの今日的状況についてメーカーと卸の両者にアンケート調査を行い、貴重な意見を収集した。

物流問題研究会では、特定拠点制度による長期連休時の受注・出荷配送体制のあり方を提案し、今年度の指定する5回の3連休時対策について要望書をまとめる。

商品開発研究会では、有志企業がクレームデータを持ち寄って「商品クレーム」の内容分析を行った。

法務研究会では、公正取引問題対応W・Gと連携して、大規模小売業告示を踏まえた大規模小売業者向けの「商品売買取引基本契約書」便覧を作成した。

労務管理研究会では、「高齢者雇用安定法」への対応などについて検討した。

支部では関東支部流通業務委員会が継続して「物流コスト」「返品実態」「物流動向」「在庫回転状況」についてそれぞれ調査し、各担当企業が分析し検討した。

II. 普及・啓発・実践事業

本部としては、各支部の総会時における事業活動報告の場面を活用して、「返品問題」「価格制度のあり方」「消費税対応問題」等前期の成果内容と今期のW・Gの活動状況について説明を行った。

情報システム研究会では、10月24日(月)全国酒販卸中央会と酒類・加工食品データベースセンター(SKDBC)との三者共催で、(株)ファイネットが事務局になって推進している酒類・加工食品業界標準化推進会議の活動内容について、中間報告をかねて研修会を開催した。

公正取引問題対応W・Gでは、10月6日(木)、平成17年11月から施行される「大規模小売業告示」の周知徹底、啓蒙普及すべくこの新告示をまとめられた公正取引委員会経済取引局企業取引課課長粕淵功氏を招いて説明会を実施した。

商品開発研究会では8月5日(金)、平成18年3月から施行される「JAS法等の改正」について(社)日本缶詰協会技術部長土橋芳和氏を招いて研修会を開催し、9月28日(水)には日本蜜柑缶詰工業会の幹部の方々と情報交換会を行った。

この他、研修事業としては四国支部が5月23日(月)、関東支部が6月7日(火)、九州・沖縄支部が6月21日(火)、中国支部が6月22日(水)にそれぞれ支部総会時に講演会を開催した。この他に近畿支部が9月29日(木)と平成18年2月24日(金)の2回、東海支部が11月7日(月)、北陸支部が11月16日(水)、東北支部が11月18日(金)に研修会を開催した。

また、関東支部は流通業務委員会が主催して商品研修会を実施し、歴史ある食品、菓子工場と最新の食品メーカー物流の実情を視察した。

実践事業としては、フーズロジスティクスネットワーク(株)(略称FLN)は取り扱い数量の増加から稼働率を上げ、事業としての採算性に見通しをつけた。関東支部では百貨店共同配送事業を今日的に見直し再構築すべく(株)南王に提案を求めた。

III. 本部活動

情報伝達をタイムリーにより効果的に行うべく、当協会のホームページにリンク機能を持たせた「お知らせ欄」を設け行政等からの伝達事項を掲載した。また、酒税改定に伴う価格改定情報のEDI化の共通フォーマットを掲載しダウンロードして利用できるようにした。また、各W・Gの活動に際して本部事務局と各委員の情報のやり取りを円滑に行うべく「メール情報交換」機能を活用して行った。会計処理を新年度からパソコンのXPバージョンに切り替えるべく準備体制を整えた。電話のリース更新に併せて通信情報を「ADLS」に切り替えた。

また、酒類・加工食品データベースセンター(略称:SKDBC)の事務局業務を継続して受託し、活動した。

総務関係

総務関係

年間を通じて理事会・総会の決議の下に順調に推移した。

[監査]

上半期（平成 17 年 4 月 1 日～17 年 9 月 30 日）については、10 月 17 日（月）に、下半期（平成 17 年 10 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）については平成 18 年 4 月 11 日（火）に監事 3 名立会いで実施された。

[業務検査]

2 年毎に行われる農林水産省による定期業務検査が平成 18 年 3 月 7 日（火）に実施された。

[登記]

平成 17 年 5 月 27 日（金）の総会終了後、平成 16 年度登記事項について、東京法務局にて 6 月 27 日に登記が完了した。

[定時総会]

平成 17 年度の第 12 回定時総会は平成 17 年 5 月 27 日（金）14 時より鉄道会館ルビーホールにて開催された。

出欠状況、会員総数 179 社中、出席 26 社、委任状出席 117 社、計 143 社。オブザーバーとして賛助会員 62 名、事業所会員 6 名出席。来賓は農林水産省 総合食料局 流通課 商業調整官 影山岩夫殿 他 1 名。國分会長と来賓代表 影山調整官の挨拶。國分会長が議長に推薦され着席。議長は議事録署名人として日本酒類販売株式会社殿と吉見商事株式会社殿を指名し議事に入った。

第 1 号議案 平成 16 年度事業報告に関する件 第 2 号議案 平成 16 年度収支決算報告に関する件について、議長により、この両案は関連あるので続けて説明報告すること、さらに年度をまたいで特別委員会の方々の提言を頂いて、4 月 20 日の理事会で審議可決して参りました、今後の本部委員会体制についても、第 1 号議案の関連として一緒に報告するよう指示があった。事務局は会報 Vol. 139 号と別冊レポート「価格制度の現状認識と改善方向」「返品問題の解決に向かって」と「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」を資料（別添）として特別委員会報告、平成 16 年度事業報告（①概要 ②総務関係 ③各委員会活動 ④各支部活動 ⑤事務局活動）、平成 16 年度の収支決算状況を報告。議長はここで進藤大二監事に監査報告を求めた。監査報告後、議長は両議案の質疑を求め、拍手で承認された。

第 3 号議案 会員の動向に関する件は、議長から説明を求められた事務局は資料を元に退会

会員 11 社、退会事業所会員 21 社、退会賛助会員 1 社を報告、承認された。

第 4 号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件についても事務局は、基本的に前年と同額を同様な方法で納付。即ち、14 年度の適用措置を 17 年度にも適用し、6 月末日までに各社一括で、振込手数料各自負担にて、指定口座に振込む事になると説明し、議長はこれについて意見を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

第 5 号議案 平成 17 年度事業計画案に関する件 第 6 号議案 平成 17 年度収支予算案に関する件について、議長より両案関連あるので、続けて事務局より説明させたい、との指示があり、事務局は Vol. 139 号を資料として、業界背景と当協会の果たすべき使命というスタンスから、調査研究事業、普及・啓発・実践事業、本部活動に分けて事業計画を説明した。平成 17 年 1 月 26 日(水)開催の理事会議決事項である「平成 17 年度暫定収支予算」を内包する平成 17 年度の収支予算案。質疑も意義もなく承認された。

第 7 号議案 一部役員改選に関する件については、議長は「本年は改選の年ではないが、一部の役員より辞任の申し出があり、そこで、先に行われた理事会において、その後任としての推薦候補も決定させて頂いておりますので承認を頂きたい」として、次の交代を説明した。

辞任理事、監事は、磯野計一副会長理事、井岸松根専務理事、進藤大二監事。

議長は退任される理事、監事に対し、その功労に感謝と御礼を申し述べ、退任者がそれぞれ謝辞を述べた。

後任者として、磯野謙次理事、奥山則康理事、横山敬一監事を推薦し承認、承諾確認された。

この後、議長は新任の明治屋商事(株) 代表取締役社長 磯野謙次氏、国分(株) 執行役員 奥山則康氏、味の素(株) 執行役員 横山敬一氏を順次紹介した。

さらに、磯野副会長理事と井岸専務理事の退任に伴い、副会長 1 名減、専務理事 1 名減のため、先の理事会にての討議結果を事務局より説明するよう指示した。

事務局は定款 13 条 4 項に基づき、4 月 20 日の理事会にて事務局案として、過去の選出事例を参考に副会長理事に(株) 日本アクセス代表取締役社長吉野芳夫氏、専務理事に国分(株) 執行役員奥山則康氏を推薦。両件とも理事会では満場一致にて了承を得ていることを報告。承認された。

第 8 号議案 その他 議長は、会場の出席者各位から問題提起を求めたが、発言が無かったので、本日退任しました井岸前専務理事に対する退職慰労金の支給につき、規程に基づき支給したいが、支給額については会長に一任頂きたいと発言、承認を求め満場一致で承認された。

議事審議の終了を告げ、長時間の審議に対する御礼と今年度のご協力をお願いし、閉会の挨拶とすると結んだ。

平成 17 年度の役員体制は次の如くであった。

平成17年度 社団法人 日本加工食品卸協会役員

平成 18 年 1 月 1 日

(敬称略)

役員	氏名	社名・所属	役職
会長(非常勤)	國分 勘兵衛	国分株式会社	代表取締役会長
副会長(非常勤)	尾崎 弘	伊藤忠食品株式会社	取締役会長
副会長(非常勤)	後藤 雅治	株式会社菱食	代表取締役社長
副会長(非常勤)	吉野 芳夫	株式会社日本アクセス	代表取締役社長
専務理事(常勤)	奥山 則康	(社)日本加工食品卸協会	
理事(非常勤)	山本 佳宏	日本7地方北海道株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	村山 圭一	株式会社スハラ食品	代表取締役社長
理事(非常勤)	堀内 琢夫	丸大堀内株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	津久浦 慶之	コンタツ株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	水足 眞一	三井食品株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	濱口吉右衛門	廣屋国分株式会社	代表取締役副会長
理事(非常勤)	三枝・祐	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長
理事(非常勤)	上田 弘	ユアサ・フナシヨク株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	磯野 謙次	明治屋商事株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	鈴木 重一	株式会社梅澤	代表取締役社長
理事(非常勤)	永津 邦彦	株式会社トーカン	代表取締役会長
理事(非常勤)	桑島 敏彰	カナカン株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	加藤 武雄	加藤産業株式会社	代表取締役会長
理事(非常勤)	中村 成朗	中村角株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	竹内 克之	旭食品株式会社	代表取締役会長
理事(非常勤)	本村 道生	コゲツ産業株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	柳川 信	ヤマエ久野株式会社	代表取締役社長
理事(非常勤)	市ノ瀬 竹久	学識経験者	
理事(非常勤)	塩田 良英	学識経験者	
理事(非常勤)	西村 均	学識経験者	
監事(非常勤)	萩原 弥重	株式会社ヤグチ	代表取締役会長
監事(非常勤)	牧 明夫	西野商事株式会社	代表取締役社長
監事(非常勤)	横山 敬一	味の素株式会社	常務執行役員
顧問(非常勤)	廣田 正	株式会社菱食	代表取締役会長

[理事会]

平成 17 年度理事会は 4 回開催された。

◆平成 17 年 4 月 20 日(水) 11 時 30 分より鉄道会館ルビーホールにて、総会に向けての定例理事会開催。出欠状況は出席理事 22 名、委任状出席 3 名、計 25 名。監事 3 名出席。オブザー

バー 特別委員会委員 4 名、来賓は農林水産省 総合食料局流通課 商業調整官 影山 岩夫殿
他 1 名。

定刻になり井岸専務理事の司会により開会。来賓の紹介後、國分勘兵衛会長が冒頭挨拶を述べた。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款 27 条により会長が議長席に就く事を告げた。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、三枝皓祐理事と市ノ瀬竹久理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第 1 号議案 今後の当協会のあり方については、前年 11 月の理事会において、理事各位からご発言いただいた結果を、5 人の特別委員会委員に付託し、整理したもので、正副会長に報告があり、了承し、これの具体化を運営委員会と特別委員会にお願いしたものである。議長より、その結果報告を事務局より報告するよう指示があり専務理事より「理事会・定時総会提出資料(案)」「日食協の今後のあり方について」及び「想定される運営組織」(案)の資料から報告した。

概要としては、当協会の活動、存在そのものは従来以上の使命を帯びてきているが、会員構成の変化は問題認識の二極化と事業活動に対する関心の濃淡を明確にさせてきている。従って委員会活動については部門業務別委員会を廃止し、横断的優先テーマを決定できるような体制とし、また決定事項の伝達実践が末端支部活動に反映できるような委員を選出して実践の効率化を図る。具体的には基本的政策の方向づけや事業企画の優先判断を行ったり、賛助会員への連絡や支部の事業所会員への伝達を主たる職能とする「政策委員会」を設置する。また、「政策委員会」の決定事項の意を汲んで、ワーキンググループと研究会の活動の助成・調整を行い、かつ事務局運営のアシスタントとして「執行運営委員会」を設置する。今後の本部組織の見直しスケジュールはこの理事会における賛同決議以降、正副会長による政策委員会企業及び執行運営委員会企業の推薦候補の決定、各委員会毎の政策委員会に対する提言のまとめ、総会における組織変更の追認決議をへて現運営委員会を解散し新本部組織が設立される。議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

ついで議長は、正副会長会議で検討した政策委員会企業、執行運営委員会企業の候補案について事務局に説明を指示した。

(政策委員会企業候補案) 順不同

- ・特別委員会企業 4 社 (国分、菱食、伊藤忠食品、明治屋商事) に日本アクセス、三井食品、加藤産業を加えた 7 企業委員体制とする。

(執行運営委員会企業候補案) 順不同

- ・政策委員会企業 7 社に西野商事、コンタツ、サンヨー堂を加えた 10 企業委員体制とする。

この案でご承認いただければ直ちに各候補企業に委員の登録を依頼して、新体制にて活動を開始し、日食協活動が途切れることのないよう配慮する旨の報告を行い、議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

議長は、特に、これについて、日食協としての発言や実行が大きな力になっていく筈であるので各企業の現場の声が通るような実力者の委員の選定、登録を要請した。

第2号議案 平成16年度事業報告に関する件、第3号議案 平成16年度収支決算報告に関する件に関する件について、議長より、関連があるので、続けて事務局より説明、報告するよう指示があり、井岸専務理事より「理事会・定時総会提出資料(案)、諸規定改訂のポイント及び冊子「返品問題に向かって」「価格制度の現状認識と改善方向」「加工食品卸売業における産業廃棄物の処理について」他の資料等の確認後、概略を次の如く報告した。

- ① 概要として、概況、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業、本部活動。
- ② 委員会活動として、特別委員会、運営委員会（賛助会員世話人会、消費税問題対応ワーキンググループ、産業廃棄物対応研究会、労務環境研究会、諸規定改訂ワーキンググループ）、法務研究会、ネットワーク検討会、受託事業SKDBC事務局、食品流通委員会（返品問題ワーキンググループ、価格制度のあり方ワーキンググループ、労務提供問題ワーキンググループ）情報システム委員会（EDIワーキンググループ）物流委員会、商品開発研究会。
- ③ 支部活動（北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄）
- ④ 平成16年度収支決算報告（収支計算書・貸借対照表・財産目録）。

議長はここで監事に監査報告を求め、牧 明夫監事は「去る4月11日に監事3名（萩原弥重監事、進藤監事代理横山氏）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、監査の結果、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、異議なく承認された。
続いて、議長は第4号議案の説明を事務局より求めた。

第4号議案 会員の動向に関する件について、事務局より、平成16年度内における入退会者のリストを資料として報告を行い、承認された。

第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件について、議長の指名により、事務局より資料に基づき、平成17年度も平成14年度の適用措置を延長して会費の額とする事と例年通りの徴収方法となる旨の報告をした。議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

第6号議案 平成17年度事業計画案に関する件、第7号議案 平成17年度収支予算案に関する件について、議長より関連ある両議案を続けて説明するよう事務局に指示があった。

事務局は第6号議案については調査研究事業、普及・啓発・研修・実践事業及び本部活動指針について説明した。

第7号議案については、事業計画と連動した収入、支出について資料の如くに策定した根基について説明した。単年度では前期に続き支出が収入を上回る予算であること事の認識も求めた。また、3月末時点の会員動向を反映した予算にはなっていないので、5月の定時総会時に

改めて修正収支予算案を提出する事を報告した。ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求め、承認された。

第8号議案 一部役員改選に関する件については、議長より、今年度は役員改選期ではないが、一部役員の前任申し出と後任候補の推薦があり、総会上程事項であるが、理事会案として提出したい旨の報告があった。

- ・ 辞任申し出は 磯野計一 副会長理事
井岸松根 専務理事
進藤大二 監 事
- ・ 後任候補は 理事として 磯野謙次氏、奥山則康氏
監事として 横山敬一氏

議長より、後任候補を定時総会に上程する事の是非について諮ったが、異議なしで承認された。

ついで、議長より三役について事務局案の提示求めた。

副会長職は、定款に3名と明記されており、残任期間1年であるが選出の必要がある。

かつて、売上規模の大きい企業という事で選出された前例に倣い、また支払い会費も高額にランクされている(株)日本アクセスを推薦すべきである。次に、専務理事職は、常勤理事でもあるので、従って1月より国分(株)より出向し事務局長として勤務している奥山則康氏を推薦する。

議長より、事務局案について是非を諮ったが異議なく、定時総会にて役付役員交代も含めて承認をとる事とした。

第9号議案 定時総会の開催に関する件について、議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言あり、事務局より平成17年5月27日(金)14時より鉄道会館ルビーホール12階にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第10号議案 その他については、議長より出席者からの問題提起を求めたがなかったため、議長から永年副会長理事として勤めていただいた磯野副会長に深い感謝の念の表明と、定時総会で退任する井岸専務理事の退職慰労金の支払いについて提案があった。支払額については、退職金支給規定に基づき会長に一任願いたい旨の説明があり異議なく承認された。

ここで来賓を代表して、農林水産省 総合食料局流通課 商業調整官 影山岩夫氏の挨拶があった。

最後に磯野副会長より、退任のご挨拶。

◆5月27日(金) 12時30分より鉄道会館ルビーホールにて、総会直前の定例理事会を開催。出欠状況は出席理事23名、委任状出席2名 計25名、監事出席3名。

昼食の後、井岸専務理事の司会に依り開会。冒頭國分会長より簡単に挨拶。

議長席に就いた國分会長は議事録署名人に 吉野芳夫理事と濱口吉右衛門理事を指名し審議に入った。

第1号議案 定時総会提出議案の確認の件、について議長より事務局に第1号議案の説明の指示があり、重ねて前回説明部分を省略し、その後の動向を含めて変更があれば報告するよう指示がなされた。

事務局は提出資料のうち前回理事会にて修正予定と報告した「会員動向」「予算」に関し、変更のあった部分の内容を報告した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので、承認を求め可決された。

第2号議案 政策委員会他運営体制の件、については議長から、本日、成立予定の政策委員会の委員企業について、前回理事会で7社に加えて専務理事の参加を決め、7名の方にご登録を頂きました。委員長は互選して頂きます。

また、執行運営委員会は10社10名の方と専務理事ですが、委員長は政策委員会並びに執行運営委員会で決定したいと考えておりますと説明。

ご異論なければ、直ちに実務に当たって頂くことといたします。

議長は意見を求めたが、無かったので、承認を求め、可決された。

第3号議案 その他については出席者から提起を求めたが、無かったので、政策委員会に対する期待や要望について、各理事に意見を求めた。

- ・全国的組織と地域組織の組み合わせは難しいものがあるが、本部は地域の実情を知るために廻訪されたらどうか。
- ・昨年の返品問題のアンケートの結果、当該地区は圧倒的に返品率が高く、しかも良品の返品が多いという結果が出た。原因まで把握しているが、個別には動けないので、日食協として調査結果から総括して問題提起ができないか。また、一步踏み込んで業態別に小売業から返品問題のアンケート調査をできないか。
- ・最近、労働基準局から中間流通業に的を絞った調査が多くなってきている。労務提供問題に絡むが、休日出勤するとなかなか代休が取れず苦慮しており、労働基準局からの指摘もあるので、こうした労務提供問題も日食協として検討していただきたい。
- ・環境の問題として共同配送によるCO₂の削減等の方向もあるし、リサイクルも絡めた資源の有効利用の問題もある。こうした問題は単独企業でやるより地域で対応した方がいいと考える。

ヨーロッパ（ミグロス等）では環境問題に熱心に取り組んでいる中間流通業もあるので、支部活動として環境問題も取り上げていきたい。

- ・業界としての位置づけをどのように考えるか、また業界の地位を上げるために政策委員会として何をなすべきか討議し、具体的政策を出していただけないか。また、業界全体が不毛な競争にならないために、何をしなくてはならないかを政策委員会で考えて頂きたい。

業界内部の企業レベルは様々であるが、業界全体で給料体系等のベンチマークが必要かどうか将来的に考えていくテーマではないかと考える。直取引問題であるとか、小売の専用セン

ターとか業界全体としてリストラされるような動きが出てきている。

こうした中で日食協は業界団体として食品流通が 10 年後、20 年後の将来、どのような展開になっていくのかを描き、仮説、シナリオを作る必要がある。こうしたビジョンを作るために外部費用がかかれば支部活動予算を振り向けても場合によってはいいのではないか。

- 本部からの活動報告、情報は地域の親睦団体卸にとってかけがえの無いものになっている。地域活動としては会員のみならず地域の賛助会員含めて業界全体のコラボレーションをこころがけている。速やかな情報伝達にはIT時代でもあるのでHPとかメールとかの活用を考えて欲しい。
- 県をまたいで広域に展開する食品を販売する新興小売業（ドラッグストア等）が返品問題や労務提供問題等で障害になってきている。最近、労災や就労時間にかかわる労働協定等の問題で労基署から指導を受ける事が多くなってきているが、その最大の障害は労務提供問題である。したがって是非日食協でこの問題を足並みそろえて改善していきたい。
- 地方問屋が減少する中で支部活動の活性化が難しい局面にあるが、日食協活動は重要であるので本部主導で牽引して欲しい。公正取引委員会がきちんと仕事をするようになり排除勧告等が報じられるようになったが、これを受けてスーパー側の対応が巧妙化してきている状況にあるので、こういった点を問屋の集合の声として反映できるよう検討して欲しい。
- 会員の構造的変化から一部の支部を統合したり活動が不活発になってきている実情がある。また財政的にも厳しくなっているためW・Gの活動を優先して行っている。
- 地方と中央の置かれている立場の違いや問題になっている事、困っている問題等に違いがなく同一になってきている。会員も全国展開している事業所会員がほとんどであるので現状支部活動は報告機関となっているが、地方も共通問題意識で取り組んでいるので特に問題はない。これからの活動として期待する事は将来を語る卸としてのビジョンと返品問題のような今直面する問題の両面を検討して欲しい。

議長は各理事からの意見を聞いた後、事務局に連絡事項につき尋ねた。

事務局は、①総会席次の確認、②次回理事会は11月8日（火）の予定、③各支部の事業活動予定表及び支部活動費の確認、を報告し閉会した。

- ◆平成 17 年 11 月 8 日（火）ルビーホールにて午前 10 時から正副会長会議が開催。出欠状況、出席理事 20 名、委任状出席 5 名、計 25 名。監事 3 名出席。来賓は農林水産省 総合食料局流通課 商業調整官 影山岩夫殿他 2 名。

事務局 奥山専務理事の司会により開会進行。

冒頭國分勘兵衛会長より開会の挨拶があった。

会長挨拶のあと、事務局より来賓の紹介を行った。

来賓を代表して影山商業調整官が挨拶。そして中島政策委員長が挨拶と委員会活動方針を述べた。

第 1 号議案 平成 17 度上半期事業活動報告及び下半期事業活動に関する件(含む上半期収支

決算報告並びに監査報告)については議長からの指示を受け事務局は、各資料および日食協会報Vol.141に基づき、①協会パンフレットの紹介、②会員動向(資料参照)③農林水産省よりの連絡事項(消費税に関する要望書の取扱いについて)④各支部総会開催状況の報告を行った。事業活動報告としては、⑤賛助会員関連、⑥公正取引問題対応ワーキンググループ、⑦環境問題対応ワーキンググループ、⑧情報システム研究会・EDIワーキンググループ、⑨物流問題研究会、⑩商品開発研究会、⑪ネットワーク検討会、⑫情報システム研究会、⑬平成17年度上半期収支報告を行った。議長はここで監査報告を牧明夫監事に求め、監査結果報告がなされた。議長は、議場に質疑を求め、拍手で承認された。

第2号議案 会員の年会費について討議の件について、本年5月の理事会ならびに総会において承認された本部の新組織体制のもとに活動中であり、また次年度以降の財政収支状況について事務局に説明を求めた。

事務局は資料に基づき、昨年特別委員会から提出された「会費制度の見直しについて」を、政策委員会の指示により執行運営委員会にて次年度以降の財政収支状況を検討した。①流通構造の変化から会員の減少による支出超過型の状態である事、②次年度以降、一部団体賛助会員からの大口会費収入の減額見込みである事、③業界全体の為に大手会員企業で負担増加をはかること、④収入全体のバランスからも卸正会員で収入増加をはかること。財政基盤の強化を図るため、来年度より会員会費の増額はやむなしとの結論に達した経緯を、報告した。

会費改正案は次の通り。

会 費 改 正 案

◎「正会員」

(売上高ランク)	(現在額)		(改定額)	(増加額)
・ 50億円未満	40,000円	⇒	40,000円	0円
・ 50億円以上	45,000円	⇒	45,000円	0円
・ 100億円以上	70,000円	⇒	70,000円	0円
・ 500億円以上	140,000円	⇒	160,000円	20,000円
・ 1,000億円以上	180,000円	⇒	210,000円	30,000円
・ 1,500億円以上	260,000円	⇒	300,000円	40,000円
・ 2,000億円以上	350,000円	⇒	400,000円	50,000円
・ 3,000億円以上	500,000円	⇒	600,000円	100,000円
・ 5,000億円以上	500,000円	⇒	1,500,000円	1,000,000円
・ 7,000億円以上	500,000円	⇒	2,000,000円	1,500,000円
・ 1兆円以上	500,000円	⇒	3,000,000円	2,500,000円

※売上高については単体毎の全体売上高とする。平成13年度適用の種類別売上高の適用措置を廃止する。(この適用措置とは、各社で種類別売上高を公表できる場合には各社の売上高に酒類・菓子・冷凍食品及び生鮮三品を含めないで売上基準を適用する。)

◎「事業所会員」⇒現行のまま据え置き

◎「賛助会員」⇒ ”

◎「団体賛助会員」⇒ ”

議長は、政策委員会並びに執行運営委員会にて検討された会費の改正案について、（日食協も財政基盤を安定させて、新しい体制の中で業界活動が充実し、卸のポジションの確立を目指すため、会費の増額を図りたい）として意見を求めたが、無かったので承認を求め、拍手で承認された。

尚、この改正案は平成 18 年度の定時総会の承認を得る旨、説明があった。

第 3 号議案 平成 18 年度収支暫定予算策定の件については、議長は本件内容を事務局に求め、事務局は平成 18 年度開始日より、定時総会において予算が確定するまでの間の収支について、暫定予算を策定することになっているが、理事会の議決を必要とする所から平成 18 年 1 月にこの為の臨時の理事会を開催する。但し、案の具体的内容について事前に書面にて案内し、意見と賛否についての回示を求め、当日の理事会において可決する方式とする。また併せて執行運営委員会を開催し、出席できる在京の理事、または出席する委員に委任し、代理出席とする事も可とする旨を説明し、議長はこれについて「前年度の例に倣った方式であるが」と断り、承認を求め、異議なく承認された。

第 4 号議案 その他については、問題提起が無かったので、事務局に有無を訊ねた。

事務局は連絡事項として、①平成 18 年 4 月 20 日開催予定の理事会、②平成 18 年 5 月 30 日開催予定の理事会・総会の確認をお願いし閉会した。

◆平成 18 年 1 月 20 日(金) 当協会会議室にて、臨時理事会を開催。出欠状況、出席理事 10 名、委任状出席 15 名、計 25 名。

議長は直ちに議事録署名人として、津久浦慶信理事代理と小林由郎理事代理を指名し、了承を得たので議事に入った。

第 1 号議案 平成 18 年度年初収支暫定予算の件については、議長より資料 1 の予算案と策定経緯について説明し、さらに事前に各理事・監事に質疑と賛否を問うた結果、全員質問もなく異議もなく賛成との回答文書を得ている旨の報告を行い、改めて出席者に賛否質疑を問うたが、異議なく承認された。なお、この暫定予算は 5 月に予定されている総会において議決される平成 18 年度収支予算に包含される事も併せて確認した。

第 2 号議案 その他 問題提起がなかったので、閉会した。なお、成立した平成 18 年度年初収支暫定予算は次の如くである。

平成 18 年度年初収支暫定予算（案）
(自平成 18 年 4 月 1 日～平成 18 年 5 月 30 日)

1 収入の部

大科目	中科目	金額(円)
会費収入	会員会費収入	6,571,000
雑収入	雑収入	10,000
当期収入合計		6,581,000

前期繰越収支差額		5,382,711
収入合計		11,963,711

2 支出の部

大科目	中科目	金額(円)
事業費	調査研究事業費	2,600,000
	知識啓発事業費	730,000
管理費	人件費	2,300,000
	会議費	220,000
	事務諸費	1,270,000
当期支出合計		7,120,000
当期収支差額		▲539,000
次期繰越収支差額		4,843,711

議案内容について

定款第39条により、平成18年度年初(平成18年4月より平成18年5月30日総会開催予定日まで)収支暫定予算を次の如き立案方針で策定致しました。

収入の部であります。前期からの繰越分については平成17年度予算の翌期繰越金額としました。

会費収入については、当局の指導に基づき、平成17年度実績(9月末)額の「12分の2(2ヶ月分の意)」としました。

支出については、調査研究費・知識啓発事業費ともに平成17年度実績を参考とし推計しました。

人件費については、平成18年度見込み額にて算出しました。

会議費と事務諸費については、17年度実績(2ヶ月間)と同額として算出致しました。

以上

[正副会長会議]

定例的に2回開催された。また、会長と専務理事は定例的に月1回の報告打合せ会を行い、会長の意向を受けて、副会長に必要事項を連絡伝達した。

◆4月20日(水)10時より、当日開催の理事会に先行して開催。

第1号議案は役員改選については、辞任者と後任候補(理事・監事)を確認し、三役の改選について討議。第2号議案は理事会運営次第を確認。特別委員会報告の新組織案と運営方向について意見交換する。その他議案は退任専務理事の退職慰労金について会長一任を確認。

◆11月8日(火)10時より、当日開催の理事会に先行して開催。第1号議案は理事会運営次第の確認。会員の年会費の値上げ案について報告と意見交換。政策委員会直結の各W・G、研究会の活動状況について報告。第2号議案は平成18年度収支暫定予算の策定について報告。

本部事業活動

[政策委員会]

- ◆6月3日(金) 9時15分より当協会会議室にて初会合を開催。議題は、①今後の政策委員会のあり方について各委員が認識を共有化し各企業からの登録政策委員及び執行運営委員を確認。②政策委員会の運営組織とその内容を確認。今期の常設W・G活動(環境問題対応W・G(Aチーム)(Bチーム)、公正取引問題対応W・G、消費税問題対応W・G、EDI W・G)と研究会組織(情報システム研究会、物流問題研究会、商品開発研究会、法務研究会、労務管理研究会、ネットワーク検討会)確認。W・Gと研究会の違いは、組織ミッションをもって成果物を具体的に求められのがW・Gで連絡や情報交換を主体に研究するのが研究会。賛助会員世話人会の名称を賛助会員幹事店会に変更する事を確認。執行運営委員会は政策委員会の決定事項の意を汲んでW・Gと研究会活動の助成・調整を行い、事務局のアシスタントとしてサポートする役割。③正副委員長を互選で選出。
- ◆10月14日(金) 9時より当協会会議室にて開催。議題は、①会員の値上げ問題について、執行運営委員会で審議した内容について検討し確認。②各事業活動報告。③11月開催の賛助会員幹事店会の議案を検討。
- ◆11月15日(火) 10時30分より当日開催される賛助会員幹事店会に先立ち開催。議題は賛助会員幹事店会の会議運営について意見調整し役割を確認。②各事業活動報告。

[執行運営委員会]

- ◆6月9日(木) 15時より開催。議題は、①日食協の新体制について認識の共有化、②政策委員会報告、③執行運営委員会委員長を互選、④活動事業内容と各登録委員の選出依頼、⑤今後の運営方向の確認。
- ◆7月11日(月) 15時より開催。議題は、①日食協会員の会費問題について、②賛助会員の加入促進について、③各事業活動報告。
- ◆8月30日(火) 15時より開催。議題は、①日食協会員の会費問題について執行運営委員会の見解をまとめる。②各事業活動報告。
- ◆10月7日(金) 15時より開催。①各事業活動報告、②アスベスト(石綿)問題について、③販促金EDI化についての卸、メーカーへの現状確認アンケート調査の結果確認、④商業調査票の卸部門分類の見直しについての意見交換。
- ◆11月17日(木) 15時より開催。議題は、①理事会報告、②賛助会員加入促進の状況確認、③

販促金 EDI 化のアンケート結果報告、④「大規模小売業告示」の施行に伴う取引慣行の改善方お願の件。

◆12月13日(火) 15時より開催。議題は、①来年度の事業計画について意見交換、②商業統計の商品分類の見直しについて再度意見交換、③3連休時の受注・出荷配送体制のお願いの件、④「GTIN」導入に向けての広報について

◆1月20日(金) 16時より開催。議題は、①暫定予算について、②公益法人制度の改革について、③まちづくり三法見直しについて情報提供、④日食協のHPに「お知らせ欄」を設置する件、⑤各事業活動報告

◆2月16日(木) 15時より開催。議題は、①各事業活動報告、②酒税改訂に伴う価格改訂のデータ交換フォーマット作成について、③「GTIN」のEDI適用に関して日食協標準システムの見直しについて、④新年度の事業計画についての意見交換、⑤公正取引委員会との調整事項についての報告。

◆3月28日(火) 15時から開催。議題は、①平成18年度収支予算案、②平成18年 事業計画案、③各W・G座長からの活動結果報告、④小売業協会からのアンケート調査依頼について。

[賛助会員幹事店会]

11月の開催からは、名称も賛助会員世話人会から賛助会員幹事店会と変更して新発足し、賛助会員を代表する13社の方々と政策委員会を中心としたメンバーにてメーカー、卸間の課題についての会合を開催した。

◆5月11日(水) 第50回賛助会員世話人会を日本橋精養軒で開催。冒頭、磯野副会長より、4月20日に開催された理事会にて承認された今後の日食協活動の方向付けと新しい方針について説明し、賛助会員世話人会も名称を次回から賛助会員幹事店会して新たにスタートする事、また今回から政策委員会のメンバーが賛助会員幹事店会に出席して内容の充実を図る考えであることを報告。ついで新しく世話人代表になった横山敬一氏(味の素(株))から挨拶があり、議事に入った。議題は、①価格制度の現状認識と改善方向について、②中間流通における業務の標準化による合理化について(特定拠点对応による商慣行ルールの確認)、③返品問題。①については、「売上高の1/3が流通コストで、そのうち70%が販促金が占めている。建値と実勢価格をいかに近づけていくかが当面注力すべき課題」「原材料の高騰というピンチをチャンスに変えるべく適性利益が取れるよう、商品リニューアルしながら価格制度を変えていきたい」等の意見が出された。

②については、「特定拠点が增多るとコストも増えるのでトータルコストとしてどうしたらベストなのか研究すべきで、1社だけの対応問題ではなくメーカー間、卸間で研究すべきテーマ」「サービスレベルとコストという矛盾を解決したところが生き残れる。時代の不整合

は製販配の3者で解決すべき」などの意見が出された。

③については、時間の関係上、事務局から冊子「返品問題の解決に向かって」から要約を報告した。

- ◆11月15日(火) 第1回賛助会員幹事店会を日本橋精養軒で開催。中島政策委員長と賛助会員幹事店代表 横山敬一氏(味の素(株))の挨拶の後、議事に入った。議題は、①「大規模小売業告示」に関して、②販促金のEDI化について、③特定拠点の特録制度の運用について、④環境問題、特に産業廃棄物の軽減について。①については「労務提供に対するフイーの問題は、11月以降大手の小売業からこの部分をきっちりしていこうとの動きがある。」「過去にいろいろ問題があったところから具体的に文書交換をしていこうという動きがあるが、現状その中で日当等が書かれていながらうやむやになってしまっている。」「業務に支障ない限り、要請に応じて手伝えることにしている。同時にお金を受け取るかどうかについては、基本的には受け取らない事で返答している。本来的には小売業の業務の中で考えるべきであるが、やわらかく要請された中で、実際的には断れないのが実態ではないか。」
- ②については「EDI化を行うメリットは、業務改善や卸とのいろんな関係でのスピードアップ等評価すべきものが多い。今まで時間を要した問題は、サイトの問題での両者の調整であったが、経営判断としてEDI化を進めることとした。最終的には卸とメーカーとの信頼関係のもとに、この問題をスピードアップしていくことが普及のポイント。」「当初は一気にやっっていこうと考えていたが、やってみるといろいろ社内的な問題もあり、仕組みを変えながらやっているのが現状。販促金の一番の問題は、いろんな条件があり、ケース条件以外のもので卸から上がってくるので、仕組みとして右から左というわけにはいかず、自動化ができない。必ず営業の確認が必要。日食協フォーマットでは漢字の備考の情報が入っていないとか手順の問題がある。」
- ③については「通常と違うオペレーションが入ってくることによるコストアップが予想されるので全体のメリットを考えて判断しないといけない。」
- ④については「袋物はPPバンドを使用しているが、カップ物については業界的にはずしてケース販売の対応になってきている。取り扱い易さとコストの問題はあるが前向きにいろいろ検討を加えている現状。」等の意見を頂いた。

ワーキンググループ活動報告

[公正取引問題対応ワーキンググループ]

「百貨店業告示」が「大規模小売業告示」として約50年ぶりに改正、施行されることになったが、当協会としても、過当競争化している食品流通産業の中で、購入側の取引における相対的に有利な地位を前提として発生する問題含みの取引慣行、いわゆる「優越的地位の濫用」の問題として永年取り組み、行政等に企業間の公正取引の推進を要望してきたが、今回この新告示の中に我々が今まで要望してきた内容が大幅に採用されたものと評価される。そこで政策委

員会としては、「公正取引問題対応ワーキンググループ」を立ち上げ、新告示の内容を精査し、流通の実態と運用が乖離しないよう、公正な競争が阻害されることのないよう、新告示の内容を当局から公表されているものをできるだけわかりやすく編纂し「概要と解説」としてまとめ上げ、会員に周知徹底を図ることとし、更に、法務研究会と連携して、大規模小売業者向けの「商品売買取引基本契約書」便覧を作成することとした。また施行後は、事例研究として大規模小売業者からの労務提供問題について情報収集を行った。

[環境問題対応ワーキンググループ Aチーム] (食品リサイクル法への対応)

21世紀に向けた循環型社会の構築をめざして「食品リサイクル法」が平成13年5月に施行され、平成18年度までに全ての食品関連業者が、再生利用等の実施率を20%以上にすることが目標になっております。しかし対象業者である我々加工食品卸業者は、取扱い商品の特性や永年の取引慣行から食品廃棄物等の発生が少ない事もあり、この法律そのものに関心が低かった。しかし今日的には、各会員企業が機能強化によるフルライン化で生鮮や温度帯商品の取扱いが増加し、また海外からの商品調達や製造部門の設置等の構造的変化で食品廃棄物の可能性も多様化してきており、あらためてこの法律に対応した社内マネジメント体制を求められていると判断し、政策委員会は業界として「食品リサイクル法」への対応ガイドラインをまとめるべくワーキンググループを立ち上げ活動を行った。

[環境問題対応ワーキンググループ Bチーム] (改正省エネ法への対応)

地球温暖化防止を目的とする京都議定書が昨年12月に発効され、温暖化ガスを1990年に比べ6%の削減が日本に義務付けされた。そのためロジスティクス活動に伴うCO₂の排出も注目されるようになり、平成18年4月から施行される「改正省エネ法」においては貨物分野において、輸送業者に加え、荷主となる業者に対し省エネへの取り組みが義務付けされることになった。義務対象者は経済産業省が全業種を対象に、貨物輸送量が3,000万トンキロ以上の者を特定荷主として指定される。そうした状況を踏まえ、我々業界として省資源社会へ、どのように対応すべきか、何ができるかを検討すべく政策委員会でワーキンググループの設置を決定し、業界として「改正省エネ法」への対応ガイドラインをまとめるべく活動を行った。

[消費税対応ワーキンググループ]

前期の活動の中で「事業者間取引における消費税の取り扱いについて」という文書をまとめたが、この提出先が所管である農林水産省であることを確認し、提出する。しかしながら当局からは「農林水産省としては、財務省に対する平成18年度の税制改正の要望事項として消費税問題は取り上げない方針。」との回答を得られるにとどまった。

[EDIワーキンググループ]

- ①今年の5月に予定される酒税改定による価格変更情報をメーカー、卸間で効率的に行うべくデータ交換フォーマットを作成し各関係部署に配布した。同時に当協会のホームページ上に掲載しダウンロードして活用できるようにした。
- ②「GTIN」のEDI適用に関して、酒類・加工食品業界標準化推進会議と連携して、GTINでEDIを行う為に、日食協標準フォーマットの各種EDIデータへのGTIN関連項目セットの考え方を検討し結論を得た。
- ③販促金EDI化に向けて現状のシステムの課題について検討。

会員各位

委発 第311号
平成18年2月吉日

社団法人 日本加工食品卸協会
情報システム研究会
座長 井口 泰夫
(公印省略)

酒税改定等に伴う商品情報データ交換のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月には酒税改定による価格変更が行なわれる事が予定されております。各メーカー様、卸様におかれましては、価格変更の手段をご検討されていらっしゃる事と存じます。その方法として書面による案内もあるかと思いますが、データによる価格変更情報の交換を希望される企業も多いと思われま。

つきましては、その為の交換手段・媒体・フォーマット等を統一する事によってメーカー様・卸様両者の効率化を計るべく、下記のような統一規定を作成致しましたのでご案内申し上げます。お手数ではございますが、貴社内の関連部署への回覧をお願い申し上げます。

敬具

記

1. データ交換手続きについて

- ① 必要があれば、メーカー様・卸様が個別に営業部門経由で商品案内データ提供依頼書を交わしてください(別紙参考資料参照)

2. ファイル形式について

- ① Excelで扱える形式(CSV等)としてください。

3. データフォーマットについて

- ① 別紙のフォーマットに準拠してデータ作成願います。

4. 媒体・交換手段について

- ① 原則として、FD・CD-R等、Windowsにて扱える媒体としてください。
- ② Excelでのデータフォーマット(空ファイル)は、日食協のホームページからダウンロードすることも可能です。また、卸側マスター内容を事前セットしたファイルをメーカー様へご提供する場合もございます。

日食協ホームページは <http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/> です。

- ③ 交換手段(Eメール等の利用有無)については、企業間で取り決めしてください。

以上

価格改定データ 2006年5月酒税法改訂用分類コード表

【現行】

旧大分類名	旧大分類コード	旧中分類名	旧中分類コード
清酒	0		0
合成清酒	1		0
焼酎	2	甲類	1
		乙類	2
みりん	3		0
ビール	4		0
果実酒類	5	果実酒	1
		甘味果実酒	2
ウイスキー類	6	ウイスキー	1
		ブランデー	2
スピリッツ類	7		0
リキュール類	8		0
雑酒	9	発泡酒	1
		粉末酒	2
		その他の雑酒	3

【改定後(あくまで案です)】

新大分類名	新大分類コード	新中分類名	新中分類コード
発泡性酒類	1	ビール	1
		発泡酒	2
		その他発泡性酒類	3
醸造酒類	2	清酒	1
		果実酒	2
		その他醸造酒	3
蒸留酒類	3	連続式蒸留焼酎	1
		単式蒸留焼酎	2
		ウイスキー	3
		ブランデー	4
		スピリッツ	5
		原料用アルコール	6
混成酒類	4	合成清酒	1
		味醂	2
		甘味果実酒	3
		リキュール	4
		粉末酒	5
		雑酒	6

※1. 新分類は、あくまで現時点で想定できる範囲での案であり、確定ではありません。

※2. このコード体系については、2006年5月の酒税法改訂における価格改定データ受け渡し時のみに使用するものであり、公的なものではありません。

価格改訂データフォーマット

条件欄 ◎:必須 ○:選択必須 △:任意

No.	項目	条件	型	形式	最大長	適用		
1	提供企業コード	○	X(09)	文字	9	JANメーカーコードを入力。無い企業は入力不要		
2	提供企業名	◎	X(15)	文字	15			
3	メンテ区分	◎	X(1)	文字	1	変更の'2'のみ		
4	商	○	X(13)	文字	13	設定していない場合不要		
5	品	◎	X(13)	文字	13	8桁(短縮)・12桁(UPC)も可能		
6	コ	○	X(13)	文字	13	設定している場合必須		
7	ド	○	X(13)	文字	13	設定している場合必須		
8	荷姿コード	○	X(2)	文字	2	設定している場合必須		
9	物流シンボルコード	○	X(16)	文字	16	設定している場合必須		
10	SDPコード	○	X(07)	文字	7	設定している場合必須		
11	商品名(漢字)	◎	X(50)	文字	50	漢字25字		
12	商品名(カナ)	△	X(50)	文字	50	カナ		
13	容器形態	○	X(40)	文字	40	瓶・缶等を全角文字で		
14	容量単位	△	X(2)	文字	2	MLと表記		
15	内容量(ml)	◎	9(09)	数値	9	mlで表現		
16	ケース当り入り数	◎	9(04)	数値	4			
17	容器保証金抜き	旧	生産者価格(ケース)	◎	9(7.9(2))	数値	10	
18			生産者価格(本)	◎	9(7.9(2))	数値	10	
19			生産者価格(ケース)	◎	9(7.9(2))	数値	10	
20			生産者価格(本)	◎	9(7.9(2))	数値	10	
21			生産者価格(消費税区分)	△	X(1)	文字	1	外税:スペース 内税:1
22			メーカー希望標準卸価格(ケース)	△	9(7.9(2))	数値	10	
23			メーカー希望標準卸価格(本)	△	9(7.9(2))	数値	10	
24			メーカー希望標準卸価格(消費税区分)	△	X(1)	文字	1	外税:スペース 内税:1
25			メーカー希望小売価格(ケース)	△	9(7.9(2))	数値	10	
26			メーカー希望小売価格(本)	△	9(7.9(2))	数値	10	
27	メーカー希望小売価格(消費税区分)	△	X(1)	文字	1	外税:スペース 内税:1		
28	容器保証金(瓶)	○	9(5)	数値	5			
29	容器保証金(函)	○	9(5)	数値	5			
30	容器保証金(樽)	○	9(5)	数値	5			
31	生産者価格増減税額(1本当たり)	◎	S9(7.9(2))	数値	10	サイン付 (06.03.07 9(7)9(2)→S9(7.9(2))に変更)		
32	生産者価格差(1本当たり)	◎	S9(7.9(2))	数値	10	サイン付 (06.03.07 9(7)9(2)→S9(7.9(2))に変更)		
33	生産者価格差(1ケース当たり)	◎	S9(7.9(2))	数値	10	サイン付 (06.03.07 9(7)9(2)→S9(7.9(2))に変更)		
34	容器保証金込み	新	生産者価格(ケース)	◎	9(7.9(2))	数値	10	
35			生産者価格(本)	◎	9(7.9(2))	数値	10	
36			生産者価格(ケース)	◎	9(7.9(2))	数値	10	
37			生産者価格(本)	◎	9(7.9(2))	数値	10	
38			メーカー希望標準卸価格(ケース)	△	9(7.9(2))	数値	10	
39			メーカー希望標準卸価格(本)	△	9(7.9(2))	数値	10	
40			メーカー希望小売価格(ケース)	△	9(7.9(2))	数値	10	
41			メーカー希望小売価格(本)	△	9(7.9(2))	数値	10	
42			アルコール度数	○	9(3.9(1))	数値	5	
43			アルコール度数付記	○	X(6)	文字	6	未満・以上等を漢字3文字で
44	発泡性有無	○	X(1)	文字	1	【有り:1 無し:0】		
45	大分類(新)	◎	X(20)	文字	20	漢字10字(国税庁改正の表現にて)		
46	中分類(新)(該当する種類)	◎	X(50)	文字	50	漢字25字(添付資料参照)		
47	種類・品目コード(新)	◎	X(2)	文字	2	上記分類に相当するコード(別紙参照)		
48	大分類(旧)	◎	X(20)	文字	20	漢字10字(現体系の表現にて)		
49	中分類(旧)(該当する種類)	◎	X(50)	文字	50	漢字25字(添付資料参照)		
50	種類・品目コード(旧)	◎	X(2)	文字	2	上記分類に相当するコード(別紙参照)		
51	価格適用日	◎	X(08)	文字	8	西暦にて(例:20060501)		
52	卸プライベートコード	△	X(16)	文字	16	卸側が必要に応じて事前セット		
53	ギフト品に入っている本数	○	9(3)	数値	5	当該商品がギフト品に何本入っているか		
54	依頼企業名	○	X(15)	文字	15	データ提供を依頼する卸の会社名		

※1. データは、Excelで扱える形式(CSV等)で提供願います。

※2. CSV形式でのデータ交換時は、1桁目が【0】(ゼロ)の桁落ちがしないような取り込みが必要です。

※3. 文字形式の項目で桁数不足の場合は、左詰めとしてください(8桁短縮JAN等)

※4. 容器保証金が無い場合は、「込み」も「抜き」も同じ単価を設定してください。

※5. ギフト品は、下記の対応をお願い致します。

①ギフト品自体は、通常商品と同じファイルに情報を入れてください。(当データフォーマット使用)

②さらに、ギフト品とギフトに入っている商品(酒類が含まれる商品)についての情報を、上記①とは別のファイルにて提供願います。

③上記②のファイルは、ギフト品とその中の商品が紐付けられるよう、**ギフト品の直後に中身の商品を記載**願います。

例) ○○ギフトセット A-30 (この中には □□ビール 350ml缶 6本・△△ワイン 720ml 1本が入っている)

1 データ目: ○○ギフト セット A-30 の情報

2 データ目: □□ビール 350ml缶 の情報

3 データ目: △△ワイン 720ml の情報

4 データ目: XXギフト セット A-50 の情報

5 データ目: 上記A-50の中身の情報

以降はこの繰り返し

④ギフト品に入っている商品についても、当データフォーマット項目(該当する箇所)で提供願います。

⑤項番No53「ギフト品に入っている本数」は、この商品が当該ギフト品に何本入っているかを記載願います。

上記③の例では 2データ目の「ギフト品に入っている本数」は、「6」

3データ目の「ギフト品に入っている本数」は、「1」

平成18年 月 日

価格改定データ提供依頼書

ご提供企業名

殿

価格改定データの提供をお願い申し上げます。

依頼企業名

印

【依頼者記入欄】（上記のご提供企業名、依頼者名も記入してください）

1. 依頼者連絡窓口

担当者名 _____ 所属 _____

電話番号 _____ F A X _____

Eメール _____

依頼者記入欄

【ご提供者記入欄】

依頼社名

殿

1. 提供予定日 _____ 月 _____ 日

2. 提供予定媒体・方法 _____

3. 媒体返却の必要性 返却の必要あり 返却の必要なし

4. ご提供者連絡窓口

担当者名 _____ 所属 _____

電話番号 _____ F A X _____

Eメール _____

平成18年3月24日

EDIワーキンググループ
大森裕之

日食協フォーマットGTIN対応の件

EDIワーキンググループにて日食協フォーマットのGTIN対応について下記の通り検討及び決議致しましたのでご報告致します。

1. 検討の経緯

1月27日にファイネットの酒類・加工食品業界標準化推進会議の商品識別コード検討部会より日食協フォーマットのGTIN対応について検討依頼有り。検討部会長脇氏より検討の主旨及び内容説明を受ける。依頼の主旨・内容については下記の通り。

- ・2007年3月より卸・メーカー間にてGTINを利用したEDIを行いたい。
- ・次世代EDI及びGLNについては、現時点で未確定であり時期も不明瞭であるのでこれを待っていると標準化が遅れる。日食協フォーマットにてGTINだけでスタートしたい。
- ・2007年3月からの開始とそれを踏まえたシステム改修を考慮し2006年4月末迄に確定して頂きたい。

2. EDI-WG開催

1月27日、2月15日、3月10日の3回開催。

3. 決議事項

- ・現行のフォーマットに新たにGTIN欄の項目追加の修正は行わない。
- ・各データ種の「商品コード使用区分」欄に「6:GTIN」を追加する。
- ・「単位」欄「入数」欄については、従来通りフォーマット上は必須項目とする。但し、当項目の利用については、データ利用者双方確認の上の対応とする。
- ・「ケース数」欄と「個数」欄のあるデータフォーマット（販売実績、在庫報告）についても同様に、データ利用者双方確認の上の対応とする。
- ・フォーマットの改訂については、以前、EDI-WGにて決定した通り、各データ種の最新バージョンのみに行う。
- ・受発注データについては、主流は未だ「商品コード使用区分」の無いV2であるが、昨年作成した最新のV3については、「商品コード使用区分」が有るのでこれを機会にV3を推進していく。
- ・改訂日は、平成19年3月とする。

4. 今後のスケジュール

- ・4月20日 理事会、5月30日 総会
- ・5月にホームページにて変更内容の告知
- ・今秋にホームページに掲載しているフォーマットを変更後の内容に置き換えを行う。

以上

研究会活動報告

[情報システム研究会]

- ①個々の企業努力により請求EDIの推進や約定早期決済化が着実に進んでいるとはいえ、進捗状況が不明なこともあり本来は営業マターと認識するも、情報システム研究会として改めて現状確認とその推進策について検討するため、情報システム研究会の各社と賛助会員幹事店各社の販促金EDIの導入実態についてアンケート調査を行った。
- ②本年5月に予定される酒税改定に伴う価格改訂のデータ交換について、交換手段、媒体、フォーマット等の標準化について対応方針を決定する。具体的作業はEDI W・Gに委ねる。
- ③「GTIN」のEDI適用について日食協標準フォーマットへの取り込みが必要であるが、具体的内容については、EDI W・Gにて検討し内容を確認。

販促金EDIの現状について卸部門アンケート集計

アンケート実施企業 情報システム研究会参加企業 10社

日本加工食品卸協会
2005年11月10日

Q1. 現在、何社と販促金EDIを行っていますか？

A社	6社
B社	9社
C社	5社
D社	4社
E社	9社
F社	0社
G社	0社
H社	0社
I社	2社
J社	2社

SQ1. メーカーからの要望／要請があればご記入下さい。

- J C Aなので漢字を送れない
- 請求のアンマッチが多い、精度の向上を望む
- 紙のデータ化では、効果が薄い
- 倉入れ未収はEDI対象外としてほしい
- カテゴリー別にEDIの選択をさせてほしい
- 商品に紐付かないデータの除外（チラシ代、ポップ代）
- 支払保留を行いたい
- 販促金請求データの送信日（メーカー到着日）の早期化
- 納入価格の要望

SQ2. データフォーマットはどの基準に合わせていますか？

①卸基準	
②メーカー基準	
③卸・メーカー共同基準	
④日食協「販売促進金システム」	A社、B社、C社、D社、 E社、F社、I社、J社
⑤日食協「販売実績システム」	
⑥その他	

Q2. 現在、何社と販促金EDIの導入を検討中ですか？

A社	14社
B社	11社
C社	4社
D社	0社
E社	20社
F社	2社
G社	0社
H社	0社
I社	0社
J社	0社

Q3. 販促金EDIの導入を拒否されたことがありますか

拒否された理由は何ですか？

- 送信側EDIと受信側EDIの方法に隔たりあり
- システム開発に時間がかかる
- 業務を一部外部委託しているため、支払いまでに時間がかかる
- 費用対効果が見えないので、投資出来ない
- 販促費の処理のタイミングの不一致
- アンケート打診により、販売促進金機能構築予定なしとの事
- 販促促進案内データを起点とするシステムのため
- 納価入り販売実績提供が前提のため、営業部承認がいまだ得られず
- 仕組みを構築していないため
- 現在、基幹システム入替え中のため

Q4. 貴社の販促金EDI運用上の課題は何ですか？

①自社内の課題

- 約定管理システム運用徹底
- 回収サイトの統一化（短縮化されないとメリットない）
- 雑コードの使用（チラシ代等の商品の販売以外）
- 大口取引先でないと、導入メリットが少ない（帳票の枚数削減、照合業務負荷）
- 販促金請求データの送信日の早期化
- 販促金支払データの有効利用（自動照合化）
- 運用ルールの徹底
- 特定得意先に係る条件の摺り合わせ送受信日時の明確化（GW、年末）
- 紙ベースでの運用で、色々なパターンをどのようにデータ化するか
- 未収計上精度の向上
- 販促金をEDI運用する方針を決める
(案内、請求、入金について具体的方法を検討する)
- 販促金の中に単品実績にひもつかないチラシや協賛金がある
- 手書き販促金もあるため、メーカーでの照合が難しい

②メーカーの課題

- EDI化のメリットを享受する仕組みがない
- メーカーの窓口部署とこちらが合致しないため、中途半端になる
- 保留データで（メーカー返信分）処理されず、たまる
- メーカーからの返信データと入金金額が合わない
- 入金先が違う拠点に振込まれる
- 入金保留データをメーカー内で管理していない
- 取扱商品の拡大が難しい
- 照合業務の自動化
- 承認のスピード化
- 対象外データをなくす（例：業務用製品）
- 運用ルールの徹底
- 特定得意先に係る条件の摺り合わせ送受信日時の明確化（GW、年末）
- システムに興味は持っているが、インフラが準備されていない
- 納入価格の開示要望がある（開示の考えはこちらはない）

Q 5. 貴社の更なる販促金EDI拡大に向けて解消すべき課題は何ですか？

①自社内の課題

- 社内営業窓口と現場との連携体制の整備
- 回収サイトの支社別統一
- 販促費計上の精度の向上
- エビデンスの取得の徹底
- 商品に紐付かない請求データの解答を明確化すること
- 販促金請求データの送信日の早期化
- 販促金支払データの有効利用（自動照合化）
- 社内システムの機能拡大（メーカーの支払データの活用）
- メーカーへの販促金EDI導入の呼びかけ
- 担当部署（商品部）との協働
- 条件の事前登録の割合を高め、データの精度を上げる
- このシステムをいかにコストダウンへ繋げるか
- 販促金をEDI運用する方針を決める
- 販促金の中に単品実績にひもつかないチラシや協賛金がある
- 手書き販促金もあるため、メーカーでの照合が難しい

②メーカーの課題

- 社内営業窓口と現場との連携体制の整備
- 回収サイトの支払データに合わせた短縮
- 販促金処理のシステム構築
- 自社内の運用形態に合わせてほしい（汎用性を持たせてほしい）
- 対象外データをなくす（例：業務用製品）
- システム開発費用の負担
- EDIを実施することによって、具体的に支払サイトの早期化が計れるようにシステムを構築する
- メーカーからの要望のなかに、対象データ限定の場合があるが、全て対象でないメリットがない

Q 6. 日食協「販売促進金システム標準フォーマット」についてご意見・ご希望はありますか？

- 問題あり
 - ・支払金額のマイナス表示が出来ない
- 改善要望がある
 - ・支払データ符号が、エンドレコードにある、ヘッダーまたは明細レコードに持つべき
 - ・期間が複数、複数得意先の同一条件、複数商品早期化への考慮が必要

Q 7. 業界全体で販促金 E D I を推進するにあたり、重要な点は何ですか？

- データの信憑性確立のため、営業活動での約定書
- 約定書発行内容のルール化と徹底
- コードの統一（商品コード、得意先コード）
- 取引条件の簡素化と標準化
- 業界として推進したいという意思を明確に持つべき
- 各企業意志だけではなく、実行すること
- メーカー、卸とも販売促進金の業務にかかる作業
- ボリュームを数値化して、コストを明確にすること
- ボリューム E D I 化の推進につながる
- 両者ともに販売促進金 E D I 機能を実施しているところが少ない
- 決済早期化推進
- 統一ルールと標準フォーマットによる運用が拡大している事実の啓蒙
- 各項目の仕様の共通化を進める
- メーカーと卸の足並みがそろふこと
- 基準の統一化をはかる
- メーカーの協力
- 月初めまでに、メーカーとの条件交渉が出来ていない場合がある

Q 8. 業界全体で販促金 E D I を推進するにあたり、日食協の果たすべき役割をご記入下さい。

- 対メーカー、対卸に向けての販促金 E D I 推進の条件整備を啓蒙
- 販促金 E D I システムはデータ照合から支払まで一連のセットの考え方に統一を
- 販促金 E D I システムに効果的なりべと体系の標準パターンの検討と紹介
- 販促金 E D I システム成功例の事例紹介
- 価格差金立替のメーカーへの理解を働きかけ、早期決済を推進する
- 販促金 E D I システムは、業界として推進したいという点をアピールする
(単一企業の要望よりメーカーも対応し易い)
- 業界としてのルールを決めてほしい
(今は、当事者同士で運用ルールを取り決めている)
- フォロー体制
- 販売促進金システム普及のため対メーカーへの旗振り役
- ペーパーレスに繋がることから環境問題に対しても、貢献する旨の啓蒙
- 卸、メーカー双方にヒヤリングを行い、販促金 E D I が拡大し易くなるような情報の提供を
- 条件・基準を統一するように国に働きかける
- メーカーと卸とのハブ役
- メーカーへの納入価格開示を任意とする事
- G T I N ・ G L N の活用を推進する

販促金EDIの現状についてメーカー部門 アンケート集計

日本加工食品卸協会
2005年11月25日

アンケート実施企業 賛助会員幹事店企業 13社

問1. 販促金のEDI(約定EDI)についてお伺いいたします。

1) 販促金EDIをご存知ですか

①はい	13社
②いいえ	0社

2) 当協会が推奨する約定EDIの標準フォーマットである「販売促進金システム」をご存知ですか。

①はい	11社
②いいえ	2社

3) 約定管理業務において、EDI化は業務合理化の有効な手段と考えますか

①はい	12社
②いいえ	0社
③どちらともいえない	1社

4) 現在、EDIにより、請求照合業務を行っていますか

①はい ⇒ SQへ進む	7社
②いいえ ⇒ 5)へ進む	6社

SQ1. 現在何社とEDIを行っていますか。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
18	1				1	8	1	5				8

SQ2. EDIでのデータフォーマット(項目)は、どこの基準に合わせていますか

①卸基準	1社
②メーカー基準	1社
③卸・メーカー共同基準	0社
④日食協「販売促進金システム」	6社
⑤日食協「販売実績システム」	2社
⑥その他	0社

5) 今後、販促金のEDI化を開始する予定はありますか

①はい ⇒ SQにお答え下さい	6社
②いいえ ⇒ 問2.へ進む	0社

SQ1. EDIの開始時期は何時を予定していますか

①1年以内	3社
②2年以内	1社
③未定	2社

SQ2. 既に取引先と実施に向けての打ち合わせを開始していますか

①はい	4社
②いいえ	2社

問2. 販促金のEDI化を進めるにあたっての課題(障害)についてお伺いいたします。

1) EDI化を進めるにあたっての課題は何ですか (複数回答可)

①システム開発コストがかかる	3社
②販促条件が複雑でシステム化が難しい	6社
③相手の卸売業が企業毎にフォーマットがバラバラで統合できない	3社
④費用対効果が見えないので投資ができない	0社
⑤社内業務処理に時間がかかりデータを早く返せない恐れがある	6社
⑥社内的にEDI化のメリットを享受できる仕組みが現状無い	2社
⑦その他	7社

- 相手の卸店が未対応のため
- 卸店からの小売業への販売実績データとの照合システムのため、データの電子化が簡素化、効率化へつながる
- 卸店の帳合小売業のコード変更が多く、コンバートできないケースが増え時間がかかる
- 販促案内データを卸店が受信出来ないため、販促条件の共有が出来ない
- 卸店により、販促金の請求に一部約定以上のものが見受けられます (販促単価もしくは数量)
- EDIに移行することで、この流れを断ち切れることを希望する。現状のままでは、EDI化する意味は乏しいと思います
- 卸・メーカー間で商品管理単位が異なり自社の商品を特定できない場合がある
- 自社の担当者を特定できない場合がある
- 標準フォーマットで想定している業務フローでは、日次販売実績を基準とした現行社内システムより精度が下がり、スピードも遅れる懸念があるため
- 卸店のシステム導入が進まないこと
- 別紙明細などの形で完全なデータ化とならないこと

2) 業界全体で約定EDI化を推進するにあたって重要な事は何ですか (複数回答可)

①業界標準のデータフォーマットの浸透	5社
②商品コード、取引先コードなどの統一	4社
③取引条件の簡素化と標準化	9社
④約定システムのWEB-EDIによるASP化	3社
⑤その他	5社

- メーカー・卸双方の大手企業が率先して取り組む事 (卸は地域大手も含む)
- 販促金と小売業への販売データのセットでの電子化
- 実納品に基づき正しいデータ送受信
- 事前の条件確認がお互いに行われており、請求もその条件でされる事が重要

※WEB-EDIによるASP化

業界標準フォーマットをWEB-EDIでデータセンターに送ることにより自動照合し、結果をフィードバックするサービスを行う統一的なシステムを業界内に構築する構想。

問3. 約定の決済業務についてお伺いいたします。

1) 最も効率的と思われる決済方法は何ですか

①請求書発行後、振込み	12社
②明細提供による品代相殺	0社
③即引	1社
④その他	0社

SQ1. ご請求金額以外にも含めて、支払い明細書をデータ化(EXCEL等)できますか

①はい	7社
②いいえ	5社

- 理由
- 事務作業が煩雑になる為 (紙の案内書がレギュラーです)
 - 現状カスタマイズへ向けて作業中
 - 現状では加工不可能、ただしデータとしては存在するので今後検討する事は可能
 - ニーズが高まれば対応を検討

2) 締め後30日以内のお支払いをお願いしておりますが、この期間内で決済できますか

①30日以内で決済できる	0社
②30日以内で決済できない ⇒ SQへ進む	8社
③相手企業によりマチマチ ⇒ SQへ進む	5社

SQ1. 締め後30日以内で決済できない理由は何ですか

①請求書が届く日が遅い	8社
②データ量が膨大で照合に時間がかかる	7社
③条件が複雑で照合に時間がかかる	5社
④情報の不備あるいは精度が良くなく照合に時間がかかる	4社
⑤その他	10社

- 商品の代金回収サイトとの関係上、販促金だけを切り出して議論する事が難しい
- 商品代金支払いサイト
- 現在の社内の決済スケジュールでは、対応不可能である
- 商品代金決済サイトとのバランスも需要
- 代金請求サイトと同一のため
- 売掛金の決済サイトより早く支払うことに問題あり
- 商品代金の決済よりも早く支払うことになる
- 取引決済上の理由(サイトの問題)
- 相手企業によりマチマチ
- 品代のサイト条件見合いでの決済日設定が前提条件ではないか

SQ2. 締め後、何日まで請求書が届けば30日以内のお支払いが可能ですか

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	3			3		5	10	2			5	10

日

3) 約定の決済業務の軽減化で最も効果的と思われることは何ですか

- サイト短縮問題と絡めず現状の支払い照合業務の簡素化と捉える事が必要。
- サイトを絡めるとメーカーは敬遠してしまい、業界の浸透が進まなくなる。
- 未収金データの電子化と未収金の妥当性を照合する小売業への販売実績データの電子化
- フォーマットは統一化を望む
- EDI化
- 事前約定の明確化
- 約定条件の共有(メーカー・卸間)
- 正しいデータを早期に頂戴できること
- 商品・取引先・約定内容の明確化
- 条件照合の時間短縮
- 卸店から小売店への納価の情報をメーカーにフィードバックする
- 請求タイミングの早期化
- 条件単価の確実な事前合意
- EDI化
- 業務負荷の軽減
- 決済対応価格と異なった条件の要求を卸店側は、見直す必要が有ると考える
- 事前取り決めの無い約定計上の防止
- 照合業務の簡素化

◆情報システム研修会

10月24日(月)14時より東京日暮里のホテルラングウッドで開催。前年同様酒類卸売組合中央会と酒類・加工食品データベースセンター(SKDBC)との共催。情報システム研究会座長の井口泰夫氏(国分(株))の挨拶の後、「日食協の事業方針と運営体制について」(講師(社)日食協専務理事 奥山則康氏)「ファイネットの現況及び酒類・加工食品業界標準化推進会議全般について」(講師(株)ファイネット代表取締役専務 村尾 齊氏)「酒類・加工食品業界標準化推進会議の経過報告」(講師①商品識別検討部会 国分(株)課長 脇 信夫氏、②企業識別検討部会 味の素(株) ECRグループ長 佐藤泰三氏、③商品情報化同期化検討部会 (株)サントリー 課長 呉田弘之氏)「販促金EDI化について」(講師(株)菱食 副主事 大森裕之氏)が講演・報告を行った。

1. なぜ、共通商品コードを導入するのか？

(1) 現状の問題点

- ・ 当業界ではJANコードの普及が一定の水準には到達しているが、JANコードだけでは荷姿が特定できない等の理由により、メーカー・卸間でのデータ交換では未だ各種プライベートコードを利用せざるを得ない。各社はその取引先毎の個別対応(変換作業)に多大なコストがかかっている。

(2) 共通商品コード導入の背景

- ・ 標準化推進会議では、この変換作業を無くすことを目的として、【業界として利用できる共通商品コード】を持つことを合意した。

(3) 共通商品コードを[GTIN(国際標準)]とした理由

- ・ サプライチェーン全体の効率化を考えると、小売も利用可能なコード、即ち他の消費財業界でも利用できるコードを採用する必要がある
- ・ 国際標準の流れも視野に入れる必要がある

当業界の共通商品コードとして[GTIN]を採用

2. 【GTIN】とは？

製配販が共通で利用できる商品コードです

■ Global Trade Item Number の略

- 商品(単品および、ボール、ケース、パレット積載商品等の包装集合体)を世界でユニークに表す唯一のコード。
商品マスタ管理上は14桁で表します。

■ 現在の商品コードの一部はGTINとして使えない

コードの種類	桁数	GTINとして	バーコード	備考
JANコード	13	○ 使える	変更なし	
短縮JANコード	8	○ 使える	変更なし	
ITFコード	14	○ 使える	変更なし	
	16	× 使えない	使えない	2010年3月までに14桁に
プライベートコード	様々	× 使えない	—	社内では使用可能

3

3. GTIN導入の意味合い／メリットとは

製配販全体が共通商品コードを利用することにより、
各層で下記のようなメリットが生まれます

立場	短期的	中長期的
メーカー	・対卸売業との企業間データ交換 (以下EDI)の <u>変換コストが大幅削減</u> <u>できる</u>	・GTINの普及は、 <u>商品マスタ同期化(GDS※1)</u> <u>普及の大前提</u> であり、結果として、 商品情報案内の個別対応が大幅に減る
卸売業	・対メーカーEDIの <u>変換コストが削減</u> <u>できる</u>	・対小売業との受発注で、 GTIN、EDIフォーマットが共通化した場合、 対小売業EDIの <u>変換コストが大幅削減</u> となる ・GTINの普及は、 <u>商品マスタ同期化(GDS※1)</u> <u>普及の大前提</u> であり、結果として、 商品情報案内の個別対応が大幅に減る
小売業	・商品コードを扱う様々な業務で ミスが減る	・GTINの普及は、 <u>商品マスタ同期化(GDS※1)</u> <u>普及の大前提</u> であり、結果として、 商品情報案内の個別対応が大幅に減る

※1 GDSで使用する商品コードはGTINです。

4

4. いつから、何が、どう変わるのか

外箱のITFコードが変わります

■ 16桁から14桁に変わります

- 従来使用していた16桁は使用できなくなります。
- 標準化推進会議参加34社は、2007年3月以降1年程度で、14桁への移行を完了することに合意しました。
(日本全体では、2010年3月までに14桁にする必要があります)

■ 「不一致型」が使われます

- 2007年3月以降、単品JANコードと一致しないITFコードの商品が出荷されます。

これらは国際標準に準拠したルールです

5

5. 【不一致型】とは？

■ 単品JANコードとITFコードの構造が不一致

- 現在は、中身の単品JANコードがITFコードに含まれている(一致型)。不一致型になると、単品JANコードと全く別の独立したITFコードが付番される。

■ なぜ[不一致型]が必要か？

- ITFコードが14桁になると、外箱等の荷姿が9種類以上ある一部商品では付番不可能となるため、独立したITFコードが必要(欧米では既に不一致型を使用中)。

■ 不一致型の影響

- 倉庫等での商品特定の仕組みが使えなくなる可能性あり(次頁)

6

6. GTIN導入に向けて準備すべきこと

【卸売業・小売業】

■ 2007年2月までにシステム対応が必要です

- ・ 倉庫等でITFコードをスキャンし、商品特定している場合、[不一致型]の商品が入荷しても、商品特定できる仕組みに変更する必要があります。

【メーカー】

■ ITFコード16桁から14桁への移行が必要です

(一部メーカーは、[不一致型]を導入する必要がある)

<2007.年3月以降>

7

[物流問題研究会]

- ① 産業廃棄物に関する勉強会を実施し循環型社会の法体系を確認。
- ② 特定拠点倉庫登録申請の運用にあたり物流問題研究会の各社にアンケート調査を行い、各企業の特定点点数の実態を把握。
- ③ 特定拠点制度の運用に先んじて、平成18年度における指定3連休日の受注・出荷配送体制の願文書の作成と配布。
- ④ 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」について、(財)食流機構 清水部長を講師に勉強会を開催。
- ⑤ 環境問題対応ワーキンググループのまとめた冊子「改正省エネ法・食品リサイクル法への対応ガイドライン」をベースに勉強会を開催。
- ⑥ FLN (フーズロジステイクネットワーク(株))の近況報告。

賛助会員 各位

平成17年11月吉日

社団法人 日本加工食品卸協会
物流問題研究会 座長 山本栄二

3連休時の受注・出荷配送体制のお願いについて

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊協会の活動にご理解とご支援を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて、現在の消費・流通構造においては、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアその他の一般的小売業は、年中無休に近い営業体制をとっています。この「年中無休型営業」の傾向は今後においてもますます定着していくものと考えられます。

一方、中間流通業においてはこの小売業の営業体制に対応すべく早くから研究を重ねてきております。ところが、年末年始、あるいはゴールデンウィーク、夏期休暇などメーカー側における長期連休（3日以上）が発生する度に入荷の集中化、スペースの狭隘、最悪は欠品の発生等が生じているのが実情であります。

これに対しまして、弊協会では毎年、長期連休時に際しては、メーカー各位に受注及び配送の基本的対応の要請を行ってきた経緯があります。その結果、特に出荷配送に関してはメーカー各位のご協力から平準化がなされてきたと認識しております。しかしながら国策により長期連休が増加する中、毎回事前に要請することの是非について懸念されることから、取引商慣行ルールとして年中無休型小売業に対応する卸売業の物流センターを「特定拠点(センター)」と名づけ、賛同を得られるメーカー各位に各卸売業が連絡し、登録されたそのセンターには元旦と各日曜日以外は平常営業日として受注・出荷配送を行っていただきたく、今年度から弊協会の賛助会員幹事店会に問題提起をさせて頂いております。

しかしながら全国一律での実施や双方の運営体制のギャップ等、難しい問題も十分予測されますので、この新商慣行ルールの基礎を固める意味からも来年度は、下記に指定する3連休の指定日に（夏期休暇、年末年始を除いて）については受注と出荷配送体制を行って頂きたくお願いするものであります。このことによって従来発生していたトラブルや無駄の発生防止に役立たせたいと考えています。このお願いにつきましてご意見、賛否ございましたら弊協会事務局にFAXにてご連絡をお願い致します。

謹白

*平成18年度3連休指定日

- ① 5月3日(水) 5日(金) ② 7月17日(月) ③ 9月18日(月)
④ 10月9日(月) ⑤ 11月3日(金)

FAX03-3241-1469

会社名 _____

コメント欄

[商品開発研究会（缶詰ブランドオーナー会）]

平成17年4月18日(月)商品開発研究会を開催し、今年度の事業計画について討議し、その結果、研修会は8月5日(金)「JAS法等の改正に関する現況について」土橋芳和氏((社)日本缶詰協会 技術部長)に講師をお願いして開催。

実務研修としては、9月28日(水)日本蜜柑缶詰工業組合の幹部の方と情報交換会を開催。

平成18年3月17日(金)には、有志による「商品クレーム」のデータ分析を行った。

[法務研究会]

基本的に2ヶ月に1回の定期開催で、会議の前半は各社の情報交換、後半はテーマを決めての勉強会のスタイル。主な勉強会のテーマは「民法改正に伴う保証契約の見直し」「個人情報保護法について」「公正取引における契約書の事例研究」「独占禁止法について」。10月以降は開催回数を増やし、11月からの大規模小売業告示の施行を受けて、公正取引問題対応W・Gと連携して大規模小売業者向けの「商品売買取引基本契約書」便覧の編纂に注力し完成。

[労務管理研究会]

基本的に2ヶ月に1回の開催で、テーマを決め持ち回り座長の進行で勉強会を開催。

検討したテーマは「新入社員の活用について」「休日出勤に伴う振休・代休の取得について」「社員教育と研修全般について」「障害者の雇用対策について」「高齢者雇用安定法への対応」。

[ネットワーク検討会]

6月9日(木)日食協の新体制の下、ネットワーク検討会の運営の方法について討議し、以下のように決定。①開催は不定期、②参加企業は、卸側が情報システム研究会企業、メーカー側がF研幹事企業、③運営組織として、卸・メーカー双方にて運営窓口企業を選出(それぞれ正・副)、④運営窓口企業の役割として、メンバーからの開催依頼受託と開催の必要性検討、開催日調整、開催日を日食協に依頼、座長は卸側の窓口企業、⑤定例会は年1回とし、次期窓口企業の選出と名簿を確認、⑥次回定例会を2006年6月8日(木)に開催。

受 託 事 業

前年度に引き続きSKDBC事務局業務を受託。会合は4月25日(月)15時より総会、引き続き第1回運営委員会、6月2日(木)第2回運営委員会を開催。10月24日(月)に(社)日本加工食品卸協会と全国卸売酒販中央会との共催で情報システム研修会を開催。これ等の事務局業務と毎月の収支計算書作成と会員管理を行った。

以下に参考まで総会、運営委員会の議事録を掲載する。

(総会 議事録)

1. 開会の辞

司会兼事務局として井岸常任運営委員が自己紹介。

2. 運営委員長開会挨拶

鎌田運営委員長（味の素(株)）より挨拶。

3. 通常総会定足数報告

議決権所有総会出席会員 16 社

委任状出席会員 104 社

総会出席及び委任状出席関係共同利用会員 57 社 合計 177 社

事務局より、平成 17 年 4 月 25 日現在 会員総数 270 社の内、173 社出席、規約により総会は成立と報告。

4. 議長選出

定款 16 条により、鎌田運営委員長が議長席に着席。

5. 議事録署名人の氏名

議長により、議事録署名人として三井食品株式会社殿とメルシャン株式会社殿が指名された。

6. 議 事

第 1 号議案 平成 16 年度事業報告

運営委員長より資料の如く平成 16 年度の事業報告がなされた。

拍手にて承認された。

第 2 号議案 平成 16 年度収支決算・監査報告

収支決算について事務局より資料の如く平成 16 年度収支決算を報告。

続いて、本山監事（(株)廣屋）より平成 17 年 4 月 1 日監査を行った結果、正確且つ適法に処理されており、問題ないことを確認済みである事を報告。

拍手にて承認された。

第 3 号議案 平成 17 年度活動方針

運営委員長より資料の如く平成 17 年度事業活動方針を説明。

(方針概要)

一部の先進企業の標準化、情報化は進んだものの、中小企業を中心として普及が徹底できていない現状である。

当初来の目的の一つである底辺ニーズの吸い上げと問題解決促進のために活動する。

拍手にて承認された。

第 4 号議案 平成 17 年度会費額

事務局より会費徴収なしに運営が可能と説明。

第 5 号議案 平成 17 年度収支予算

事務局より資料の如く平成 17 年度収支予算の説明。

第 4 号議案、第 5 号議案一体で、拍手にて承認された。

第 6 号議案 役員改選

過去のSKDBCの流れを継ぎつつ、業界の問題等現場の課題を吸い上げることが可能な体制を運営委員会で検討し、11 社を推薦と運営委員長より提案。

自薦、他薦を議長より呼びかけをし、運営委員会原案にて拍手にて承認された。

第7号議案 その他

出席者からの意見・要望はなかった。

(第1回 運営委員会 議事録)

開催年月日 平成17年4月25日(月) 15:40~16:15

開催場所 社団法人 日本加工食品卸協会 会議室

出席者 委員10名 監事2名 (敬称略 順不同)

(委員) 鎌田運営委員長、井口、飯野、寺田、永松、四方、山中、首籐、松岡、井岸、
竹腰(監事)、柴田(監事) 欠席:宗広 (オブザーバー) 奥山(日食協)

1. 運営委員自己紹介

2. 委員長、副委員長の互選

立候補がなく、互選。

委員長に味の素株式会社、副委員長に国分株式会社が推薦され、承認。

3. 事務局より事業活動について説明

(次回開催時の議題として提起)

① GTIN導入の2010年3月の期限確定に関する影響をそれぞれの団体、企業で調査し次回の
会議時報告する事

② GLNに関して、5月のSSZCCの総会開催を踏まえて状況報告を(株)野村総合研究所に依
頼(今後の取引先コードをどのように考えるか、GLNへどのように収斂していくことにな
るのか)

③ 日食協標準システムについて、最近時のこれに関連しての(株)ファイネットで調査した内
容の報告について

④ SRC松岡委員の提言内容をドキュメント化し再提起

(SKDBC3万件とSRCで独自で収集した4万件、合せて7万件でも小売店マスターとして
3割にも満たないという現状の解決に向けての提言)

⑤ 日食協フォーマットの今後について

(日食協情報システム委員会開催時の内容報告)

4. その他

次回運営委員会 6月2日(木) 9:30~ 日食協会議室

(第2回 運営委員会 議事録)

開催年月日 平成17年6月2日(木) 9:30~11:45

開催場所 社団法人 日本加工食品卸協会 会議室

出席者 12名(敬称略 順不同)

(委員) 鎌田運営委員長、井口副委員長、稲垣、寺田、四方、宗弘、山中、首籐、松岡、
奥山、永松 (監事) 竹腰 (欠席) 柴田

(委員長挨拶)

SKDBCのミッション、すなわち各種標準化検討や業界のスキームに入っていない中小の声無き声の掘り起こしを念頭に議論を深めたい。

(議事内容)

1. GTIN導入の期限確定に関する影響度について

前回の運営委員会で、GTIN導入の期限が確定された影響度について、各団体に調査依頼があり、この件についてそれぞれが意見を述べた。

松岡委員より、全国卸売酒販組合中央会で、会員向けにITF-16、JAN、取引先コードの利用実態アンケートを実施した結果を報告。

NRIとしては中小企業に関する影響度は測りかねている。GTINが階層構造になり、処理が複雑になる可能性を感じていると報告。

ファイネットとしてはGTINをEDIで使用する商品コードとするよう推進していく事になっていると報告。

卸としては桁数はあまり問題にならない。内包、非内包コードが問題となると報告。

SKDBCとしては、その設立趣旨を鑑み、容認・協力するスタンスを共有する。しかし2010年までに対応すればよいという誤解を払拭したり、アロケーションルールなどを3層への更なる理解促進はこれからのテーマである。他の標準化スキームとの作業重複を避けるため、タイミングを見て導入の意義目的や課題の啓蒙を行う。

日食協としては、7月の会報でGTINに関する情報を掲載する予定。

2. (株)野村総合研究所からSSZCC(酒類食品全国コードセンター)の現状報告(資料別添) GLNの現状と課題、並びにSSZCC総会における討議内容について報告。

GLNに関しては、本夏に予定されている流通システム開発センターの発表を踏まえて、GTINと同様の対応とする。

3. 日食協標準システムに関する(株)ファイネットの調査内容について

宗弘委員より報告(資料別添)

設定議案の日食協標準システムに限定したユーザーアンケートではない事を断って上でEDI並びに共通コード利用状況に関するファイネットユーザーアンケートの抜粋を報告。

4. SRC松岡委員からの提言内容を再提起

(SKDBC、中小企業での利用促進について)

特にSRCの提供する酒販店向けのPOSシステム運用の利便性向上に向けてSKDBCからのDB提供について提起いただくが、SKDBCの活動実態からして既に役割分担が異なる事から、JICFSに対する働きかけが限界と認識した。

5. 日食協フォーマットの今後について

情報システム委員会の討議がなされなかったため、テーマの確認に留めた。

6. その他

5月27日に日食協総会が開催され、執行体制変更を奥山委員より説明があった。

次回開催はテーマ発生の状況によって開催を決定する事とする。

支 部 活 動

[北海道支部]

◆7月12日(火) 札幌京王プラザホテルにおいて、15時より北海道支部の定時総会を開催。司会は事務局の斉藤 諭氏((株)スハラ食品)が担当し、定足数の確認をした後、支部長 村山圭一氏((株)スハラ食品)が議長席につき、議案審議。

①第1号議案 平成16年度支部事業報告と②第2号議案 支部決算報告及び監査報告(会計監事 小河内 薫氏(明治屋商事(株)))を関連議案として一括して事務局から報告し、監査報告の後、議長が拍手で承認を求め可決。

続いて③第3号議案 平成17年度支部事業計画案と④第4号議案平成17年度支部事業予算案を関連議案として同様に一括して事務局より説明し承認。

⑤第5号議案 支部役員の変動と支部ブロックの変更について事務局より変更部分のみ説明し拍手で承認。

⑥第6号議案 その他については特になく総会は終了。16時からは同会場で賛助会員95名が参加して、日食協懇談会を開催。

冒頭村山支部長から挨拶。続いて新しく賛助会員世話人代表になられた今井良輔氏(北海道味の素(株))から、ユーモア溢れる挨拶を頂いた。

この後事務局から報告と連絡事項を述べた後、支部活動状況報告をW・Gメンバーを代表して飛谷和行氏((株)菱食)が報告。

続いて、本部事業活動報告を奥山専務理事が行い、この懇談会の閉会挨拶を副支部長の山本佳宏氏(日本アクセス北海道(株))が行って閉会。この後会場を移して支部、賛助会共催の懇親会が開催され、開会挨拶を高橋 稔氏(サントリフーズ(株))が行い開宴し、中締めを副支部長の宗像 修氏(国分(株))が行って19時に閉会。

◆平成18年1月6日(金) 札幌ガーデンプレイスで「加工食品業界新年交礼会」を開催、300名が参集。

[東北支部]

◆6月28日(火) 11時30分より、ホテル仙台プラザにて東北支部の総会開催。事務局担当で副支部長である北見 賢氏(東北国分(株))の司会進行で開会し、最初に支部長の堀内琢夫氏(丸大堀内(株))が挨拶。次いで、事務局から本日の定足数について報告があり、堀内支部長が議長となって議案審議を行い、①第1号議案 平成16年度事業報告を北見副支部長が報告のあと会計監事の阿部吉伸氏(明治屋商事(株))が決算監査報告を行い、議長が承認を求め、拍手で可決された。

②平成17年度事業活動計画及び予算の説明を事務局に求め、北見副支部長が報告し、議長は活動費繰越金の有効活用を問題提起したが、具体的議論までは至らず今後の課題とした。議長は拍手で承認を求め可決された。

第3号議案 その他 については、今後の日食協の活動のあり方、変化の方向性について質問があり、奥山専務理事、堀内支部長から報告説明を行ったが、特に、支部の実情に合せた

活動、現場密着の議論、実態にあった活動内容、現実の問題を議論する活動等が強く求められている事を認識する問題提起であった。

総会は以上で終了し、続いて13時より賛助会員55名の参加を頂いて賛助会員連絡会を開催。司会は引き続き北見副支部長が担当。最初に、堀内支部長が開会の挨拶。続いて賛助会員を代表して久住喜代晴氏（ハウス食品(株)）より挨拶。このあと奥山専務理事より、約1時間にわたり事業活動報告があり、賛助会員連絡会を閉会した。

- ◆11月18日(金) ホテルメトロポリタン仙台にて、経営実務研修会を開催。東北支部長 堀内琢夫氏（丸大堀内(株)）の挨拶の後、奥山専務理事が「日食協事業活動」報告を行った。続いて「大谷流 ココロの元気とコーチング」の演題で(有)支縁塾代表取締役 大谷由里子先生が講演を行い、この後懇親会を行った。

[関東支部]

- ◆6月7日(火) 午前11時30分より鉄道会館ルビーホールに於いて、関東支部幹事会が開催された。昼食後、直ちに議事に入り、冒頭関東支部長 吉野芳夫氏（(株)日本アクセス）が挨拶。次いで事務局からの幹事総数25名中22名の出席（含む委任状・代理出席）と定足数を満たしているとの報告があり、恒例により吉野支部長が議長席について議事を進行。

幹事会ではこの後の総会の運営と、一部役員の変更を含む議案内容の確認後、各県別ブロック代表及び流通業務委員長から各県の状況、支部活動や本部活動についての要望等の意見交換、情報交換が行われ、13時30分より同じルビーホールの「鳳凰の間」で定時総会を開催。出席状況は会員、賛助会員含めて75名。

続いて事務局が定足数の報告をし、議長に吉野支部長を推挙し拍手で承認され、吉野支部長が議長席についた。

議長は議事録署名人として、吉見商事株式会社殿と株式会社サンヨー堂殿を指名し、承認され、議事に入った。

第1号議案 平成16年度事業報告に関する件 第2号議案 平成16年度収支決算報告に関する件については、議長より事務局に両案続けて説明する様指示があり、事務局は、5月27日(金)に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて、会報Vol.139号と別冊レポート「価格制度の現状認識と改善方向」「返品問題の解決に向かって」及び資料（別添）により報告。

議長は会計監事大井徹雄氏（明治屋商事(株)）に監査報告求め、4月14日(木)に監査を行い、正確である事を確認した旨を報告。議長は両案の質疑・承認を求め、拍手で承認。

第3号議案 平成17年度事業計画案に関する件 第4号議案 平成17年度収支予算案に関する件については、議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画とし、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明。予算案を説明した。

議長はこれについての質疑・承認を求め、拍手で承認。

第5号議案 一部役員変更の件については、議長は、事務局に説明を求め、今期は任期満了ではないので、改選はしないが、役員企業の人事異動により交代する申し出があったと説明。退任監事・監事 大井徹雄氏（(株)明治屋）、西浜元家氏（(株)梅澤）、箕輪勝朗氏（みのわ商事(株)）、井岸松根（常任幹事）、新任幹事・監事は会計監事 大井徹雄氏（明治屋商事(株)）、常任幹事 奥山則康氏（日食協）、幹事 牧野和義氏（(株)梅澤）・西芳孝氏（みのわ商事(株)）と一部役員の変更について、説明。

議長はこれについての承認を求め、拍手で可決。

議長はここで日食協本部の専務理事で且つ関東支部の常任幹事を永年にわたって勤められてきた井岸前常任幹事に対し、会員を代表して感謝と御礼を申し述べた。

第6号議案 その他については、会場の出席者に問題提起を求めたが、無かったので、本日の総会が終了した事を告げた。

この後、14時40分より経営実務者研修会が行われた。

- ◆6月7日(火) 経営実務者研修会を開催。今回は2つのワーキンググループの研究成果をそれぞれの座長から発表していただいた。①「価格制度の現状認識と改善方向」座長 佐藤晃一氏（伊藤忠食品(株)）、②「返品問題の解決に向かって」座長 高山 薫氏（三井食品(株)）。

流通業務委員会

流通業務委員会は、関東支部のワーキンググループとして年間を通して活動し、調査研究事業として、以下の具体的4事業をそれぞれ担当企業を決めて活動。

◆物流コスト実態調査

平成16年度を対象とする物流コストについて6月に実態調査。杉浦雅夫氏（(株)梅澤）、野村久則氏（(株)菱食）が担当し、分析報告を行った。物流コストは各企業の努力で総体的に減少傾向にあるが、実態調査においては各社の報告規模、カテゴリーの変化等で単純集計、比較が困難な状況にあり、問題点を含むものの中間流通の機能性を証明する為にも今後も調査を継続することを確認。

◆返品実態調査

平成17年度の返品実態調査のまとめを10月に行う。担当は柳沢信夫氏（サンヨー堂(株)）、宇田川彰稔氏（吉見国分(株)）。

これは関東支部流通業務委員会12社の平成17年6月から8月までの3ヶ月間の数値報告を基にスーパーマーケット部門と百貨店部門に区分けしてまとめたものである。

【スーパーマーケット部門】

全体合計で返品率は前年比0.01%の減少となり若干の改善値となる。12社中6社は減少、6社は増加と2極化し、商品別では構成比の高い一般商品が前年同率の0.33%と横這いの結果と

なる。特徴的には、特定取引先に返品が集中していることと事前の協議がなく勝手な返品が依然多いこと。また、ドラッグストアのような新業態からの返品が高くなっている事等が上げられる。更には、昨今、専用センターを有する小売業が増加し、スペースや運用の制約からベンダー卸の横もち機能で商品が多く移動し、表面的に返品数値を低減させている現象もある。

【百貨店部門】

全体合計で返品率は前年比 0.07% の増加となり、商品別では構成比の高いギフト商品での悪化が影響する。ただ、7月にギフト整理を前倒しに行い8月単月の返品率は大きく低下した。

返品実態調査集計表（平成 17 年度／平成 16 年度）

流通業務委員会

スーパー用

単位:千円

	年度	売上金額					返品金額					返品率
		6	7	8	計	月平均	6	7	8	計	月平均	
一般商品	17	58,954,275	62,352,214	60,230,915	181,537,404	60,512,468	168,153	173,082	262,582	603,817	201,272	0.33%
	16	55,441,690	59,446,162	57,490,806	172,378,658	57,459,553	160,140	178,652	234,338	573,130	191,043	0.33%
					9,158,746	3,052,915				30,687	10,229	0%
PB商品	17	289,350	308,200	262,863	860,413	286,804	0	0	179	179	60	0.02%
	16	215,702	236,062	207,804	659,568	219,856	0	0	347	347	116	0.05%
					200,845	66,948				-168	-56	-0.03%
ギフト商品	17	2,603,261	3,367,074	1,706,804	7,677,139	2,559,046	6,122	33,386	73,819	113,327	37,776	1.48%
	16	3,209,713	4,913,736	1,689,205	9,812,654	3,270,885	7,370	52,301	81,683	141,354	47,118	1.44%
					-2,135,515	-711,838				-28,027	-9,342	0.04%
合計	17	61,846,886	66,027,488	62,200,582	190,074,956	63,358,319	174,275	206,468	336,580	717,323	239,108	0.38%
	16	58,867,105	64,595,961	59,387,816	182,850,882	60,950,294	167,510	230,953	316,368	714,831	238,277	0.39%
					7,224,074	2,408,025				2,492	831	-0.01%

百貨店用

単位:千円

	年度	売上金額					返品金額					返品率
		6	7	8	計	月平均	6	7	8	計	月平均	
一般商品	17	2,547,196	3,022,129	1,005,505	6,574,830	2,191,610	21,273	38,064	50,972	110,309	36,770	1.68%
	16	1,654,843	2,004,456	688,226	4,347,525	1,449,175	17,384	15,874	52,505	85,763	28,588	1.97%
					2,227,305	742,435				24,546	8,182	-0.29%
PB商品	17	30,689	32,726	1,948	65,363	21,788	0	982	1,462	2,444	815	3.74%
	16	36,475	28,631	10,121	75,227	25,076	0	268	3	271	90	0.36%
					-9,864	-3,288				2,173	725	3.38%
ギフト商品	17	4,029,807	5,424,311	917,579	10,371,697	3,457,232	20,424	73,872	129,870	224,166	74,722	2.16%
	16	3,786,306	5,401,634	673,840	9,861,780	3,287,260	14,243	51,589	121,645	187,477	62,492	1.90%
					509,917	169,972				36,689	12,230	0.26%
合計	17	6,607,692	8,479,166	1,925,032	17,011,890	5,670,630	41,697	112,918	182,304	336,919	112,306	1.98%
	16	5,477,624	7,434,721	1,372,187	14,284,532	4,761,511	31,627	67,731	174,153	273,511	91,170	1.91%
					2,727,358	909,119				63,408	21,136	0.07%

◆在庫回転日数調査

平成 17 年度の在庫回転日数調査の分析報告を 3 月に行う。担当は喜村昇二氏（日本アクセス（株））。物流拠点の統廃合等構造的変化の中で数値の継続性に問題はあるものの、食品で 0.2 日、酒類で 0.4 日、合計 0.4 日の改善値となる。各社のキャッシュフロー改善策の影響から年々短縮化の傾向が強まる。

在庫回転日数調査

			企業数	平成 17 年度	企業数	平成 16 年度	増 減	対前年比%
対象拠点数			13	117	13	127	-10	
年間倉出金額 〈百万円〉	食品	計	12	476,155	12	505,712		
		平均		39,680		42,143	-2,463	94.2
	酒類	計	7	178,495	7	252,046		
		平均		25,499		36,007	-10,508	70.8
		合計	13	677,622	13	778,506		
	平均		52,125		59,885	-7,760	87.0	
年間平均在庫金額 〈百万円〉	食品	計	12	12,713	12	13,653		
		平均		1,059		1,138	-79	93.1
	酒類	計	7	3,805	7	5,644		
		平均		544		806	-262	67.5
		合計	13	16,970	13	19,763		
	平均		1,305		1,520	-215	85.9	
年間平均在庫日数 〈日〉	食品		12	9.7	12	9.9	-0.2	98.0
	酒類		7	7.8	7	8.2	-0.4	95.1
	合計		13	9.1	13	9.3	-0.2	97.8
坪当り倉出金額 〈千円〉	食品	計	12	44,183	10	39,836	4,347	111
		平均		3,682		3,984	-302	92.4
	酒類	計	7	42,888	5	41,192	1,696	104
		平均		6,127		8,238	-2,111	74.4
		合計	12	87,071	12	90,923	-3,852	96
	平均		7,256		7,577	-321	95.8	
坪当り在庫金額 〈千円〉	食品	計	12	1,261	10	1,217	44	104
		平均		105		122	-17	86.1
	酒類	計	7	1,029	5	997	32	103
		平均		147		199	-52	73.9
		合計	12	2,290	12	2,474	-184	93
	平均		191		206	-15	92.7	

◆物流動向調査

各社の物流を取り巻く環境に関する調査分析を行う。担当は福田幸宏氏（西野商事(株)）。物流拠点の統廃合とそれに伴う運送会社の集約化、契約形態では車建契約から料率化が強まる。備車運賃は全社据置。

◆商品研修会

10月18日(火)第43回商品研修会を開催。訪問先は午前中、森永製菓(株)鶴見工場殿、午後は、味の素(株)川崎工場殿。午前中は日本の西洋菓子のパイオニアとして創業100年を超えた歴史ある菓子工場を見学。午後は「味の素」が発売された1909年当時の貴重な資料がたくさん展示されている資料展示室と「ほんだし」の製造工場、更には、工場内にある最新のメーカー物流機能を發揮している川崎部流センターを見学した。

◆百貨店共同配送委員会

平成17年度も継続して事業は実施されるも、実態とすれば各企業と個別料金体系の中で運用されている状況にあるので、共同配送事業そのものを今日的に見直し、業界として、百貨店業界に再提案できるような内容を(株)南王に求めた。

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

6月3日(金) 静岡グランドホテルにて総会を開催。その後、講演を井岸前専務と奥山専務理事から「日食協の事業活動のあり方と事業活動の成果について」を行う。

◆埼玉県食品卸業協会

7月8日(金) 大宮サンパレスにて総会を開催。その後、奥山専務理事から「日食協の事業活動報告」を講演。

◆長野県食品問屋連盟

平成18年3月15日(水) 松本市のホテル翔峰にて総会を開催し、来賓挨拶と日食協の事業活動報告を奥山専務理事が行い、その後、専修大学助教授 見目洋子先生の講演「少子高齢化時代の食品市場」があった。

[東海支部]

◆6月8日(水) 13時30分より名古屋観光ホテルにて第27期の定時総会を開催。司会進行は(株)梅沢の大鹿正樹氏が担当。冒頭、東海支部長 永津邦彦氏((株)トーカン)が出席者に平素の協力について謝辞を述べられた後、「日食協の本部活動では、いろいろな課題に対して全国卸店幹部や専門家が検討を重ねて研究成果を出してきている。こうした中央からの情報をどう地域で取り込んでいくか、活用していくか、情報の共有化で地域活動を大きな動きにしていきたい。そのためにも優れた情報を迅速に伝達できる体制作りに取り組みたい。」との方針を述べられた。

事務局の推薦で永津邦彦氏が議長席につき、議事に入り、①平成16年度事業報告、②平成16年度収支決算を行った後、会計監事の西山 茂氏(西山商事(株))が監査報告。議長はここで承認を求め、拍手で承認。続いて、③平成17年度事業計画案として中部食料品問屋連盟と協力し、加工食品の消費拡大策の展開等を図る、会員の事業発展、福利増進、親睦、融和を図る、④平成17年度収支予算案を事務局が報告、異議なく承認。続いて役員改選の件が審議され、(第28～29期 平成17年～平成19年の2年任期)支部長店 (株)トーカン 永津邦彦氏、副支部長店 (株)梅澤 鈴木重一氏、会計監事店 西山商事(株) 西山茂氏、幹事店 佐竹商事(株) 星川英樹氏、(株)北村商店 北村篤司氏、三重国分(株) 坂本順一氏、伊藤忠食品(株) 東海事業本部 足立 誠氏、国分(株) 中部支社 花房理仁氏、明治屋商事(株) 中部支社 舟橋孝之氏、(株)菱食 中部支社 井村莞爾氏を選出。また事務局業務を(株)梅澤から中部食料品問屋連盟の事務局を運営している中部飲食料新聞社 山田 聖氏に再度委嘱する事の説明があった。滞りなく議案は終了し、この後奥山専務理事による本部事業活動報告があり、14時50分閉会。

◆11月7日(月) 名古屋観光ホテルにて東海支部と中部食料品問屋連盟が共催して研修会を開催。講師には日食協前専務理事 井岸松根氏にお願いし「業界に与えられた課題」を講演。

[北陸支部]

- ◆7月6日(水) 11時30分よりホテル日航金沢にて、北陸支部役員会を開催。最初に桑島支部長(カナカン(株))より日食協新旧専務理事の紹介、会員動向を報告し、総会の内容の確認、今秋予定の経営実務者研修会について意見交換。

続いて12時30分より会員15名の出席により総会を開催。

開会にあたり桑島支部長の挨拶。この後、井岸専務が退任の挨拶をし、議案審議に入った。桑島支部長自ら①平成16年度事業報告を行い、収支報告を会計幹事の丸岡信一氏((株)マルシン)が行った後、監査報告として中塚賢一氏(明治屋商事(株))が適正な処理であることを述べ、質疑を求めたが、異議なく拍手で承認。

②平成17年度事業計画、役員会で検討した経営実務者研修会の企画案と収支予算案について桑島支部長が説明し、事務費と総会費の区別について質問があったが原案通り、これも拍手で承認。この後、出席者全員が自己紹介を行ったが、その中で日食協設立の経緯についての貴重なお話も頂くなど和気あいあいの雰囲気で行進。最後に新旧専務理事両名から本部事業活動報告を行って総会は閉会。

- ◆11月16日(水) 経営実務研修会をホテル日航金沢にて開催。講師は日食協前専務理事 井岸松根氏にお願いし「業界に与えられた課題」を講演。

[近畿支部]

- ◆6月15日(水) 午後1時より大阪太閤園にて近畿支部総会を開催。司会進行は事務局の野間道康氏(伊藤忠食品(株))。冒頭近畿支部長 尾崎 弘氏(伊藤忠食品(株))の挨拶。司会は、この後定足数を確認し、恒例により尾崎支部長が議長につき議事に入る事を案内。①平成16年度事業報告 ②平成16年度収支決算報告を事務局が行い、監査報告を会計監事の乾 敏展氏(カネトミ商事(株))が行い、拍手で承認後、③平成17年度事業計画、④平成17年度収支予算を事務局が報告し、同様に拍手で承認。議事は全て終了、この後井岸前専務理事と奥山新専務理事から本部事業活動報告がなされ、14時に閉会した

- ◆9月29日(木) 15時より太閤園にて大阪府食品卸同業会と共催で、研修会を開催。講師は防衛庁第35普通科連隊長 太田清彦氏をお招きし「イラクにおける自衛隊の人道復興支援活動について」と題する講演を頂く。

- ◆平成18年2月24日(金) 太閤園にて大阪府食品卸同業会と共催で研修会を開催。講師に元・吉本興業名誉会長 中邨秀雄氏をお招きし「吉本流 経営戦略と人材育成」と題する講演を頂く。

[中国支部]

- ◆6月22日(水) 15時30分よりホテルグランヴィア広島にて中国支部の定時総会を開催。司

会進行役は事務局の中村潤吉氏（中村角(株)）。定足数の確認の後、中国支部長の中村成朗氏（中村角(株)）が開会にあたり挨拶。

本日の総会、合同研修会の全体内容を紹介の後、支部長が議長となり議案の審議。①平成 16 年度事業報告に関する件、②平成 16 年度決算報告に関する件を一括して事務局が報告説明し、会計監査報告は森 泰憲氏（国分(株)）。決算報告については議長が補足説明。議長が意見、質問等を促したが特になく拍手で可決承認。

③役員改選に関する件を審議。議長は現状の役員体制の説明と役員選任についての規約上の確認後、互選に入り意見を募ったが、現役員体制全員留任の意見でまとめ、議長が拍手で承認を求め可決。支部長 中村成朗氏（中村角(株)）、副支部長兼幹事 大岡玄太郎氏（藤徳物産(株)）、副支部長兼幹事 豊田直之氏（(株)桑宗）、副支部長兼幹事 村上 尚氏（西中国国分(株)）、会計監事 秋山隆司氏（国分(株)中国支社）、幹事 小野雅彦氏（伊藤忠食品(株)）、前川恭廣氏（明治屋商事(株)）。④平成 17 年度事業計画案に関する件と、⑤平成 17 年度収支予算案については関連議案として一括説明、拍手で承認。

全ての議案が原案通り承認され、総会は閉会、16 時 10 分より賛助会員の参加を得て合同研修会を開催。

開会にあたり、中村支部長の挨拶、研修会の第 1 部は奥山専務理事による「本部事業活動報告」、第 2 部は(株)ファイネット取締役 小松 進氏から「(株)ファイネットの現況 酒類・食品業界における企業間データ交換の現状と課題」と題する講演。17 時 30 分に研修会終了、続いて懇親会を行い、開宴挨拶を大岡玄太郎氏（藤徳物産(株)）、乾杯を豊田直之氏（(株)桑宗）、中締めを森 泰憲氏（国分(株)中国支社）が行い 19 時に閉会。

[四国支部]

◆ 5 月 23 日（月）午前 11 時 30 分からオークラホテル高松にて四国支部役員会が開催され、この後開催される総会の運営内容について打ち合わせと本年度の事業計画について意見交換が行われた。通常日食協総会の後に支部総会が開催されるが、今回は記念講演に予定している講師の日程から総会より前に開催される事となった。12 時より一般会員及び賛助会員が出席して、昼食終了後、第 27 回通常総会を開催。

司会進行は事務局担当の渡辺国雄氏（旭食品(株)）。冒頭四国支部長 竹内克之氏（旭食品(株)）は本日の総会出席者に御礼と昨年度の異常な気象、天災等の気になる現象について感想を述べた後、挨拶。

その後議事に入り、事務局から資料に基づき平成 16 年度の事業報告を行い、次いで会計報告をした後、会計監事の阿波谷健司氏（明治屋商事(株)）が会計監査報告。

次いで平成 17 年度事業計画及び収支予算について審議し拍手で承認。最後に役員改選が行われ全員再任され支部長 旭食品(株)、副支部長(株) 四国リョーシヨク、会計監事 明治屋商事(株)、幹事 四国国分(株)が選出。この後「本部の事業活動報告」を井岸専務理事が行って総会は終了。

13 時 30 分から講演会を開催し、講師は四国経済産業局局長 江越博昭氏を迎え「四国経済の現況と平成 17 年度の産業活性化施策」という講演を行った。

[九州・沖縄支部]

- ◆6月21日(火) 午前11時より博多全日空ホテルにて、九州沖縄支部の第57回幹事会を開催。司会は事務局担当の大島義明氏（コゲツ産業(株)）で幹事会社の新任者を紹介した後、議事に入った。主要議題は午後からの定時総会の次第内容についての確認。13時から会場を移動して第28回支部定時総会を開催。
- 最初に事務局から本日の総会に支部長の本村道生氏（コゲツ産業(株)）が都合で出席できず副支部長の柳川 信氏（ヤマエ久野(株)）が代行する事を報告。次いで本日のスケジュールと自己紹介の後、定足数について案内があり会員総数52社中27社の出席、委任状の出席が20社合計47社の出席で定足数を満たしていると報告。
- ついで会計監事の丸尾喜徳氏（三井食品(株)）が開会宣言を行い、次いで副支部長の柳川 信氏が支部長に変わって開会の挨拶。この後、柳川副支部長が議長席につき、議事録署名人に亀井通産(株)と国分(株)九州支社を指名。
- 議案審議に入り、①平成16年度事業報告書並びに収支決算書承認を事務局が報告、会計監事の監査報告があり、議長は承認を求め拍手で可決。②平成17年度事業計画並びに予算案承認について事務局が報告、議長が承認を求めこれも拍手で可決。③取引慣行改善に係わる地域活動の実態報告を日食協福岡地区協議会当役会の山口春幸氏（ヤマエ久野(株)）が活動状況を報告。
- 商品展示特売会の本年度自粛の継続については事務局から主旨の説明があり、議長が意見を求め異議なく拍手で承認。議案審議は終了し、その後「本部の事業活動報告」を奥山専務理事が行い総会を終了。このあと14時20分より特別講演として(株)鹿児島地域経済研究所 経済調査部長 鳥丸 聡氏をお招きして「フードアイランド九州」と題する講演会を行った。

事務局活動

[関連官庁・諸団体]

農林水産省

- ・環境自主行動計画のフォロー調査対応。環境対応策室と打合、次の如くまとまる。

目 標	具体的対策	2003年度における達成状況
1. 温暖化対策 (各事業所において) 基準年次 2000年度 目標年次 2010年度 指標 エネルギー消費量 数値目標 10%削減	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス規制指示の遵守 ・省エネ機器、環境対応機器備品、消耗品の使用 	(参考) [榊菱食における達成状況] エネルギー使用量：16,567圓 (2003年度 16,221圓) (要因) 業務量の拡大
2. 廃棄物対策 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに発生する廃棄物の削減、リサイクル、有効活用に努める。 ・各取引先との話し合いによる合理化策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所における事務用消耗品の廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進 ・ペーパーレス化の促進 ・産業廃棄物の処理についての専門的ワーキンググループの立ち上げ及びマニュアル作成に向けての調査開始 	(参考) [榊菱食における達成状況] OA用紙使用量 : 891t (2003年度853 t)

- ・3月7日(火)業務検査(監査)対応。
- ・「緊急災害時対応食糧供給体制整備調査」対応。
- ・石綿による健康被害に救済に関する法律について説明会参加。
- ・公益法人制度改革についての打合。

平成18年3月15日
事務局 連絡

(社)日本加工食品卸協会殿

日頃から大変お世話になっております。

さて、今般、内閣官房行革事務局公益法人制度改革推進室より、閣議決定(3月10日)後の一般社団・財団法及び公益認定法が示されました。

本法では、公益法人はすべて、法施行後(20年度)以降5カ年間に所要の手続きを経て一般社団・財団法人となるか、あるいは公益性の認定を受けて公益一般・財団法人となるか選択することとなり、いずれも行わない場合は、解散となること規定されております。

また、理事や評議員の権限等も大分現行のものの変更点があるようです。

いずれにせよ、本法の趣旨内容を充分ご理解され、今後、貴団体における運営上の見直しや諸規程変更等に備えられますようお願い申し上げます。

当方におきましても随時、必要なお協力等をさせていただきますので今後とも宜しくようお願い申し上げます。

農林水産省総合食料局
流通課商業指導班

- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の打合。
- ・「食」と「農」の連携強化検討会報告書等を踏まえたアンケートへの対応。

公正取引委員会

- ・当協会主催で「大規模小売業告示」の説明会を実施。
- ・大規模小売業者向けの「商品売買取引基本契約書」便覧作成について打合。

経済産業省

- ・調査統計部産業統計室と平成19年度商業統計調査に関してヒアリングを受ける。

(財)食品流通構造改善促進機構

- ・農林水産省予算概要説明会出席。
- ・研修会参加。
- ・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の説明を受ける。

(財)食品産業センター

- ・食品団体連絡協議会への参加（年6回）
- ・ユビキタス食の安全・安心システム開発事業実証検討委員会委員として参加。

東京23区 清掃協議会

- ・ペットボトル店頭回収についての協議会に出席対応。

(社)日本缶詰協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご協力を頂く。
- ・缶詰業界の他の団体との連絡協議会「専務会」を主宰して頂き、毎回これに参加し、情報交換を行う。
- ・賀詞交換会の実質的事務局を依頼。
- ・「品評会」に審査委員として参加。
- ・「品評会の一般公開」を商品開発研究会が研修の場として活用。

全国食品缶詰公正取引協議会

- ・試買検査会に検査員として参加。
- ・表示審査委員会に委員として参加。

日本製缶協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご指導を頂く。
- ・多くの資料提供を受ける。

(社)パインアップル缶詰協会

- ・団体賛助会員として多大なご支援とご指導を頂く。
- ・多くの資料提供を頂く。

(財)食品環境検査協会

- ・直接のご指導と資料を提供を頂く。
- ・当協会は評議員の一員として評議員会に参加。

異業種交流委員会

- ・定例会合に参加し情報交換を行う。
- ・大規模小売業告示施行に伴う「商慣行改善要望文書」を連名にて小売団体に送付。

平成17年11月7日

日本チェーンストア協会
会長 佐々木 孝治 様

全国菓子卸商業組合連合会
全国家庭紙同業会連合会
全国化粧品日用品卸連合会
東京金物卸商協同組合
(社)日本加工食品卸協会
(社)日本医薬品卸業連合会
東京医療用品卸商協同組合
(公印略)

「大規模小売業告示」の施行に伴う取引慣行の改善方をお願い

謹 啓

貴日本チェーンストア協会におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、貴協会傘下の小売企業に対して納品を行う私ども団体傘下の卸企業とのお取引を通じて、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、本年11月1日から「大規模小売業告示」が施行されました(別紙)。

同告示は、商取引において、大規模小売業者による納入業者への優越的地位の濫用行為が行われる結果、市場メカニズムに基づく公正な取引が阻害されて消費者の利益が損なわれることから、同行為を効果的に規制するために、これまでの「百貨店業告示」を見直し、取引の実態に則した新たなルールとして制定されたものです。

同告示により、大規模小売業者が納入業者に対して行う次の10の行為が、優越的地位の濫用行為として禁止されました。

- ① 不当な返品
- ② 不当な値引き
- ③ 不当な委託販売取引
- ④ 特売商品等の買い叩き
- ⑤ 特別注文品の受領拒否
- ⑥ 押し付け販売等
- ⑦ 納入業者の従業員等の不当使用等
- ⑧ 不当な経済上の利益の收受等
- ⑨ 要求拒否の場合の不利益な取扱い
- ⑩ 公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い

注) 第8項には、物流センターフィー等の流通業務用の施設の使用料について、その額や算出根拠等を納入業者と十分協議することなく、一方的に合理的な負担分を超える額を負担させる行為が含まれています。

私ども卸業としましては、小売業との良きパートナーシップに基づき、消費者のニーズに適う商品を効率的にお届けできるよう、努めてまいります。

従いまして、同告示の施行を契機に、現在、小売業と卸業の間でみられる不適正な取引慣行の是正に努め、適正な競争環境を確保すべくコンプライアンスに努めてまいります。貴協会におかれましても、同告示の趣旨を踏まえ、傘下の小売業者が同告示で禁止される行為を行うことのないようにご指導下さいますようお願いいたします。

本告示の施行に当たり、不適正な取引慣行の是正について、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

(社)食品流通システム協会

・農林水産省「平成 17 年度卸売市場整備新基本方針実施状況調査委託事業」のうち上記協会が受託して実施した「市場外流通における先進的な取引事例調査」の調査に委員として参加し、加工食品等の卸売事業活動に関するアンケート調査等を行う。

市場外流通における先進的な取引事例調査報告書について
加工食品等の卸売事業活動に関するアンケート調査結果

1. アンケート概要

対象企業：社団法人日本加工食品卸協会の会員である、卸売企業（174 社）

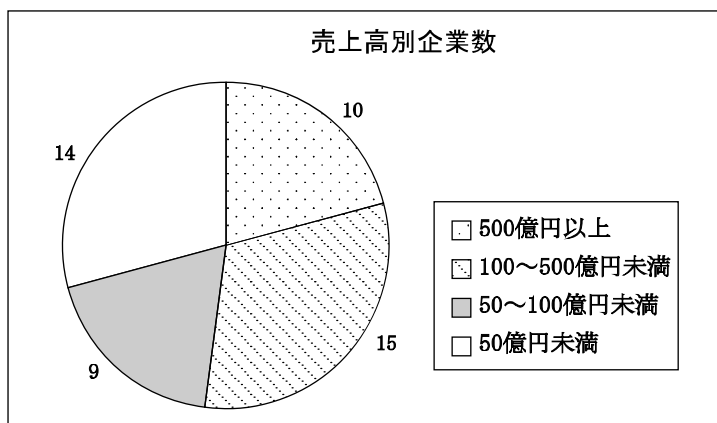
実施期日：2005 年 12 月 28 日

回答数：54 社

2. アンケート集計結果

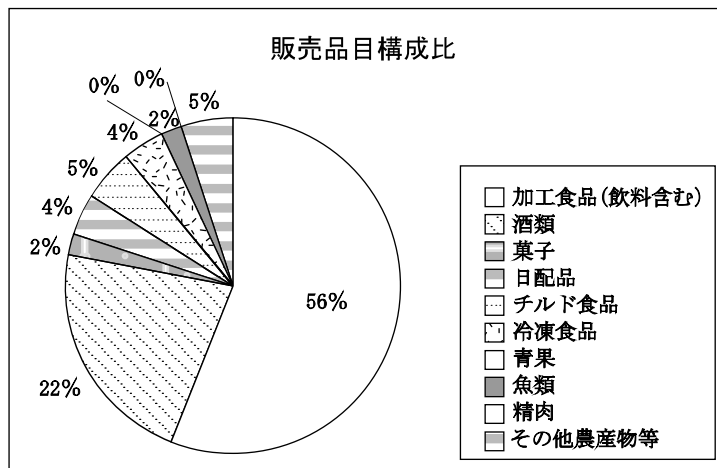
売上高別企業数：

アンケートの回答企業は、中規模、大規模な企業が多い。



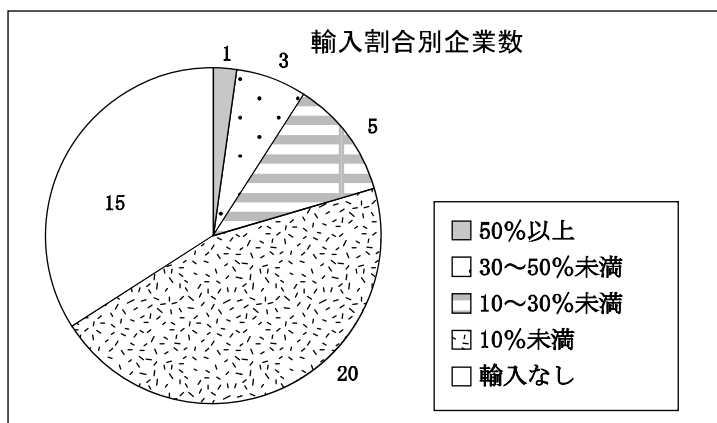
販売品目構成比：

飲料を含む加工食品が約半分を占め、酒類まで合わせると 75%を超える。生鮮品では、魚介は 2.1% あるが、青果、精肉の扱いはほとんどない。



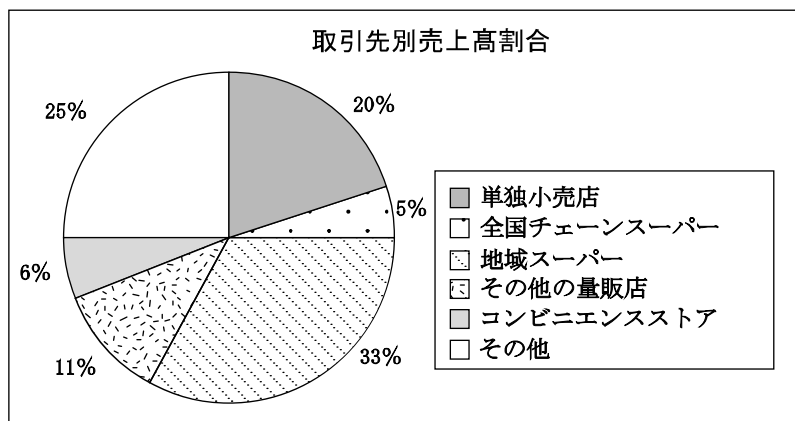
輸入品の取扱い：

輸入品の取扱いの割合は全体平均で 6.9%。
輸入割合別の企業数を見ると、約 8 割の企業が、輸入品の扱い無し、もしくは 10%未満となっている。



取引先（販売先）の状況

取引先別の売上高の割合をみると、単独小売店、地域スーパーの割合が高く、中小小売店への販売が多いと考えられる。



安全管理マニュアルの導入状況

安全管理マニュアルは約2割の企業で作成されている。その内容は、HACCPの手法を導入しているもの、ISOのように組織的品質維持向上を図る体制を記載したものに分類した。

食品安全管理マニュアルの有無 (社)

マニュアルを作している	10
マニュアルを作成していない	44

マニュアルの内容 (社)

HACCPの手法を導入	4
ISOの考え方を記載	5
その他	4

ISOの導入状況：

ISO9001は、ほとんどの企業で取得されてなく、また取得の予定もないのに対して、ISO14001は約1/4の企業で取得されている、もしくは取得予定がある。

ISO9001について (社)

取得済	1
取得予定	2
考えてない	48
合計	51

ISO14001について (社)

取得済	6
取得予定	4
考えてない	41
合計	51

流通センターの土地の所有：

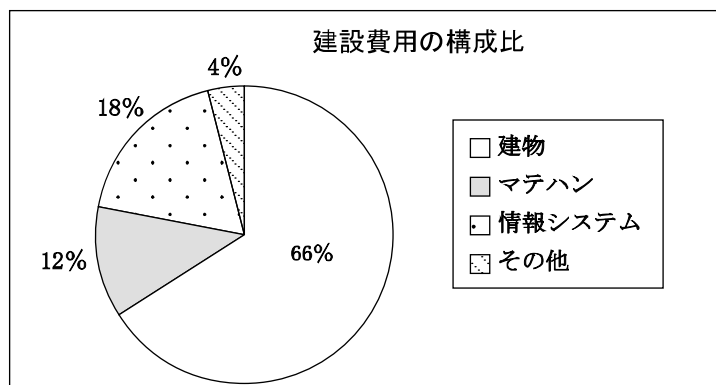
自社の所有地とする場合が多い。

土地所有（複数回答）

(社)	
所有地	35
借地	17

流通センター建設費用：

構成比をみると、建物の費用が66%と一番大きい、その次情報システム費用が12%となっている。



一括配送：

一括配送の取扱

(社)

一括配送を行っている企業は 17 社で、約 32%の企業が
一括配送を行っているといえる。

行っている	17
行っていない	36
合計	53

共同配送：

共同配送の有無

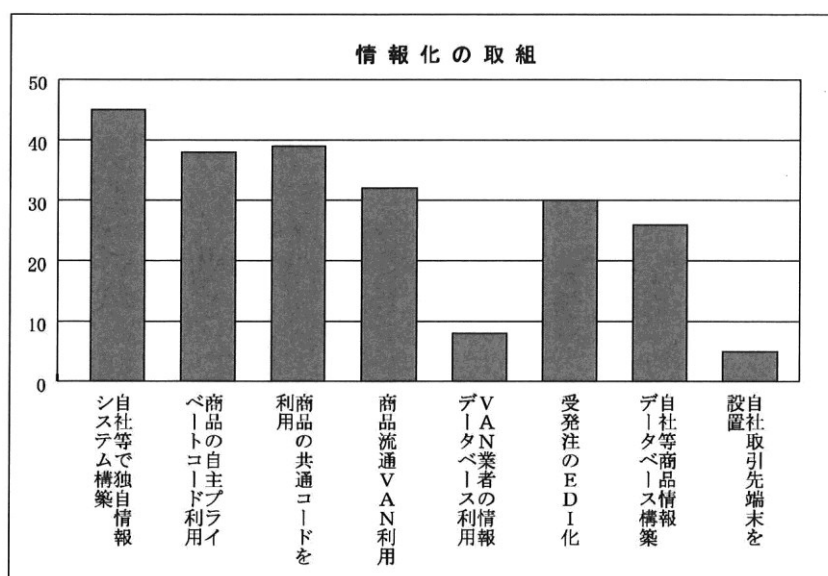
(社)

共同配送を行っている企業は 28 社で、約 54%の企業が
共同配送を行っていて、一括配送より取組み企業が多い。

行っている	28
行っていない	24
合計	52

情報化の取組み：

独自の情報システムを構築している企業が最も多く、
44 社。商品コードについては、
自社コードと、共通コード
を併用している企業は 27
社。



生鮮卸業者との連携：

生鮮品仲卸・卸業者との連携

(社)

生鮮卸業者との連携はほとんど無いが、
青果、水産卸業者との連携がやや多い。

	青果	水産	食肉
提携してない	43	42	46
仲卸業者のみと提携	3	4	1
卸売業者のみと提携	2	2	1
両者と提携	0	1	0
合計	48	49	48

今後の生鮮市場関係者とのつながり

生鮮市場関係者との業務上のつながり

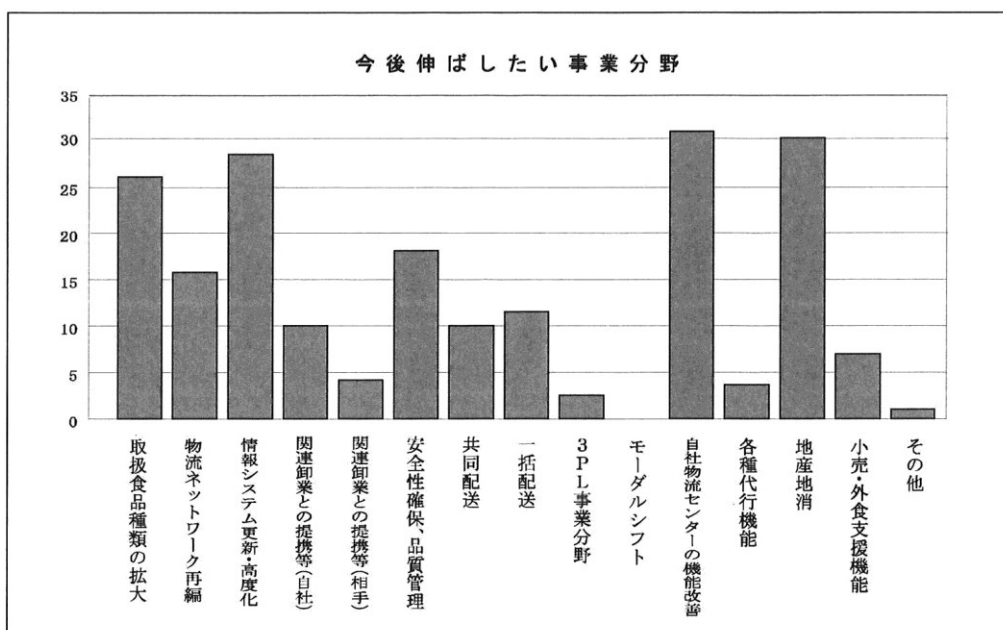
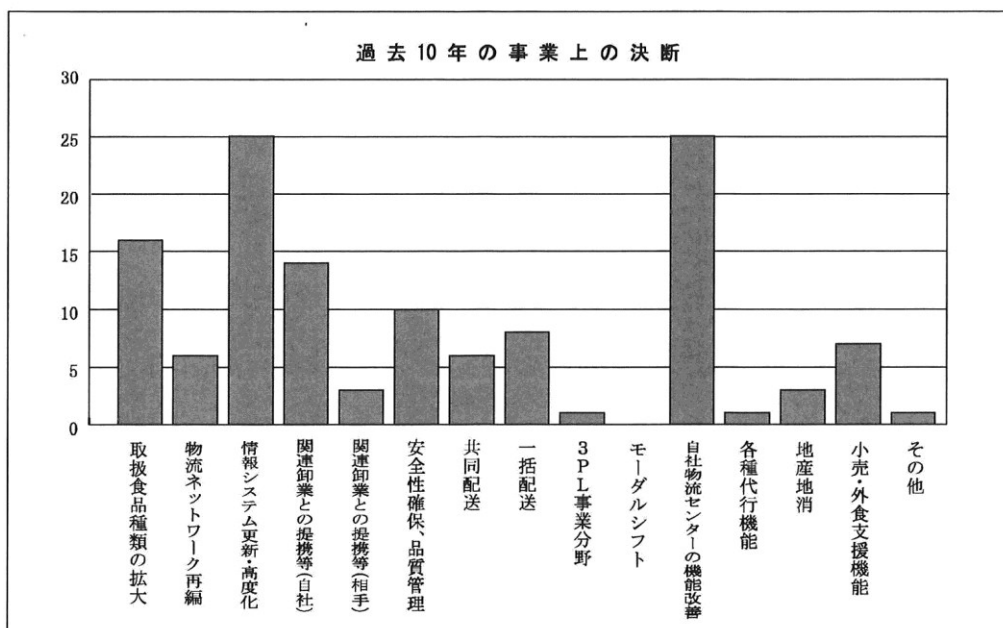
(社)

多くの企業 (30 社) が、現在のところ協力は考え
られない、と回答している。協力分野は、均等ばら
けている。

生鮮品調達・品揃の分野	11
一括配送分野	11
惣菜類の共同生産分野	9
配送センター利用・経営分野	10
その他の分野	0
協力は考えられない	30

経営の取組み：

これまで力を入れてきた事業分野では、情報システムと、物流センター機能に関する取組みが最も多く、多品種流通、提携、安全・品質管理が、それ続いている。今後力を入れようと考えている事業分野は、センター機能改善次いで、小売・外食支援、情報システム、品目拡大、安全・品質管理、地産地消が多く挙げられており、とく、小売・外食支援、地産地消への取組みが今後重要性を増すと考えられる。



[庶務事項]

◆事務局人事

- ・平成17年5月31日 専務理事 井岸松根氏退職。

◆システム環境

- ・PCA会計をパソコンのXPバージョンに切替えるソフトを購入し体制整備。
 - ・電話器のリース更新時に併せて通信情報を「ADLS」に切り替え。

◆業務受託契約

- ・酒類・加工食品データベースセンター事務局業務の受託
期間 平成17年4月1日～平成18年3月31日 金額12万円

◆会報発行

Vol. 139 2005年 5月25日 Vol. 140 2005年 7月29日
Vol. 141 2005年10月28日 Vol. 142 2006年 1月1日
Vol. 143 2006年 3月22日

- ◆中内 ・『お別れ会』の発起人として事務局に参加。

- ◆日食協HPに「お知らせ欄」を設け迅速な情報伝達のツールとする。

社団法人 日本加工食品卸協会

[Top Page](#)[事業計画・報告](#)[定款](#)[会員名簿](#)[酒類食品業界卸店メーカー
企業間標準システム](#)[SKDBC関連](#)

お知らせ クリック

- 平成17年1月16日 [「食品自給率向上推進かわら版」1月号](#)
農林水産省総合食料局流通課
- 平成17年度 [流通情報システム化全国セミナー](#)
財団法人流通システム開発センター
- 平成17年12月15日 [高原病性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について](#)



郵便番号 103-0022
東京都中央区日本橋室町2-5-11 江戸ビル4階
社団法人 日本加工食品卸協会
TEL 03-3241-6568 FAX 03-3241-1469

平成 17 年度活動状況

月 日	本 部	支部・SKDBC	事務局・関連事業等
4月 1日	新年度事業開始	SKDBC総会案内発送作業	
4月 4日			計表B/S作成 関係諸表作成
4月 5日			3月計表プリント・帳票チェック・事業報告書原稿作成 農水省提言作成・SKDBC運営委員会議事録発送
4月 6日			レポートチェック・事業報告書校正・レポート発送 関東支部決算書類準備
4月 7日			事業報告書校正・関東支部決算書準備
4月 8日	特別委員会		委員会報告文修正・規程改訂整理
4月 11日	本部業務監査		理事会資料作成・規程改訂ポイント整理
4月 12日			会長業務打合・関東支部長業務打合・理事会準備
4月 13日			食産センター連絡協議会出席・専務会出席・総会、理事会 議案内容準備
4月 14日	運営委員会	関東支部業務監査	総会準備
4月 15日			理事会準備・関東支部予算表作成
4月 18日	商品開発研究会幹事店会		SKDBC総会準備・理事会準備
4月 19日			理事会準備・定時総会次第準備
4月 20日	正副会長会議・理事会		委員会委員派遣要請文作成
4月 21日		SKDBC総会定足数確認	理事会議事録作成
4月 22日			総会案内発送・SKDBC総会準備
4月 25日		SKDBC総会	理事会・定時総会案内発送
4月 26日			SKDBC議事録作成・SKDBC規約校正・ 理事会議事録作成
4月 27日		関東支部共同配送委員会 流通業務委員会	関東支部総会案内作成
4月 28日			関東支部総会準備
5月 2日			事業報告書修正・会報原稿整理・SKDBC経理
5月 6日			SKDBC4月分チェック・賛助会世話人会名簿訂正
5月 9日			全国食品缶詰公正取引協議会出席 会報原稿渡し
5月 10日	情報システム委員会・EDI・WG		農水省訪問・賛助会員世話人会資料準備
5月 11日	賛助会員世話人会		特別委員会
5月 12日			缶詰関係団体専務会・公正取引委員会新告示説明会 労務管理研究会
5月 13日	物流委員会		4月計表プリント、チェック
5月 16日			会報資料整理
5月 17日			ファイネットユーザー会・支部総会資料整備
5月 18日	法務研究会		
5月 19日			会長業務打ち合わせ
5月 20日		流通業務委員会	年会費請求書作成
5月 23日		四国支部総会	
5月 24日			流通システム開発センターF研修会参加
5月 25日			理事会・総会準備
5月 26日			ペットボトル協議会・日本外食品卸協会総会出席
5月 27日	運営委員会・理事会・総会		
5月 30日			農水省総合食料局・国税庁酒税課挨拶廻り
5月 31日			業界新聞取材・ネットワーク検討会業務打合
6月 1日			関東支部幹事会・総会準備
6月 2日		SKDBC運営委員会	専務業務引継
6月 3日	政策委員会		静岡食品卸同業会出席・関東支部総会準備

月 日	本 部	支部・SKDBC	事務局・関連事業等
6月6日			環境問題WG準備打合・ネットワーク検討会準備打合
6月7日		関東支部幹事会・総会・研修会	
6月8日		東海支部総会	中部食料品問屋連盟総会・講演会出席
6月9日	執行運営委員会・ネットワーク検討会		関東支部議事録作成
6月10日			業務引継挨拶廻り・(食流改善機構・ファイネット)
6月13日			HP改廃打合・5月会計帳票チェック・会報原稿整理
6月14日			缶詰関係団体専務会
6月15日		近畿支部総会	
6月16日			支部総会議事録まとめ
6月17日			食品環境検査協会評議員会・会長業務打合・ 農水省へ平成16年度事業報告書
6月20日			年会費入金処理
6月21日		九州沖縄支部総会	
6月22日		中国支部総会・研修会	
6月23日			支部総会議事録作成
6月24日		関東支部共同配送委員会・流通業務委員会	
6月27日			新会社案内作成打合・業界新聞取材
6月28日		東北支部総会	委員会名簿作成
6月29日			講演録テープ起こし・WG案内送付
6月30日			新告示運用基準追加情報整理・支部総会会報整理
7月1日			会長業務打合・会報原稿整理・講演録テープ起こし
7月4日			日経取材・会費問題打合
7月5日	情シ研究会・物流問題研究会		公正取引委員会新告示説明会
7月6日		北陸支部総会	会費問題シュミレーション
7月7日			食流機構・農水省挨拶廻り・会報原稿整理
7月8日			埼玉県食品卸業協会総会
7月11日	執行運営委員会		
7月12日		北海道支部総会	会計伝票入力
7月13日	法務研究会		
7月14日	労務研究会		会報原稿整理
7月15日			缶詰関係団体専務会・会報原稿校正
7月19日			新W・G運営準備資料整理・会報原稿校正
7月20日	環境問題対応W・G		会計伝票入力
7月21日	公正取引問題W・G		マヨネーズ・ドレッシング類公正競争規約案打合
7月22日			賛助会員加入促進資料整理
7月25日			食品新聞取材・商品開発研究会準備
7月26日			W・G活動関連資料整理
7月27日			企業・団体協議会、
7月28日			会長業務打合・新告示説明会企画
7月29日		流通業務委員会	
8月1日			ファイネット業務打合・銀行記帳
8月2日			農水省調査表提出・共同配送事業の打合
8月3日			W・G活動関連資料整理
8月4日			情報システム研修会企画・販促EDI推進打合
8月5日	商品開発研究会(研修会)		
8月8日			商品開発研究会9月蜜柑部会企画打合
8月9日	EDI・WG		新聞社取材
8月10日			W・G資料作成・検討会資料作成
8月11日			市場外流通における先進事例の検討会
8月12日			W・G資料作成・検討会資料作成
8月15日			W・G資料作成・検討会資料作成
8月16日			環境問題W・G運営打合

月 日	本 部	支部・SKDBC	事務局・関連事業等
8月17日			業界新聞取材・月次帳票出力
8月18日	公正取引問題W・G		販促金EDIアンケート集計
8月19日			流通業務委員会商品研修会企画
8月22日			賛助会員新規加入促進業務
8月23日			商品開発研修会案内作成
8月24日			講演会資料準備
8月25日			経産省調査統計部打合
8月26日		流通業務委員会・共同配送委員会	
8月29日			食品産業センターコピキタス検討委員会
8月30日	執行運営委員会		理事会案内作成
8月31日	環境問題対応W・G(Bチーム)		
9月1日	環境問題対応W・G(Aチーム)		銀行記帳・年会費チェック
9月2日			経済産業省調査統計部打合
9月3日			会長業務打合・関東支部商品研修会案内
9月6日	情シ研究会・公正取引W・G		情シ研修会案内作成
9月7日			市場外流通先進事例検討会(FLM視察)
9月8日			アスベスト問題連絡会議
9月9日			公正取引問題W・G資料整備
9月12日	労務管理研究会		賛助会員加入案内作成
9月13日	物流問題研究会	神奈川食品卸同業界総会	賛助会員幹事店会案内確認
9月14日	法務研究会	東京都食品卸同業界研修会	給与会計事務
9月15日			政策委員会事務局打合
9月16日			食流機構開催食事バランス説明会
9月20日			関東支部返品実態調査集計業務
9月21日			市場外流通先進事例検討会(南王視察)
9月22日		流通業務委員会	情報システム研修会準備
9月26日			政策委員会事務局打合
9月27日	公正取引問題W・G		関東支部返品実態調査集計業務
9月28日	商品開発研究会		関東支部返品実態調査集計業務
9月29日	情シ研究会・共同配送委員会		
9月30日	環境問題対応W・G(Bチーム)		JPR業務打合・関東支部長業務打合
10月3日	環境問題対応W・G(Aチーム)		銀行記帳・賛助会員加入手続き
10月4日			執行運営委員会議案準備
10月5日	異業種交流委員会		企業団体連絡協議会・会計監査準備
10月6日	大規模小売業告示説明会		SKDBC 月次決算
10月7日	執行運営委員会		
10月11日			上半期監査準備
10月12日			缶詰関係団体専務会
10月13日	公正取引問題対応W・G		情報研修会資料準備
10月14日	政策委員会		業界紙取材・情報システム研修会打合・物流紙取材
10月17日	上半期業務監査		FLM説明会
10月18日		関東支部商品研修会(森永製菓・味の素)	給料事務
10月19日	法務研究会		ジェトロ中米展広報打合
10月20日			情報研修会資料準備
10月21日			理事会準備
10月24日	情報システム研修会		10月会報刷り上り
10月25日			会長業務打合
10月26日			日経取材・環境問題W・G打合・会報発送準備
10月27日			理事会準備・会報発送
10月28日		流通業務委員会	アンケート集計
10月31日	公正取引問題対応w・G		理事会準備
11月1日	環境問題対応W・G(Aチーム)		理事会資料準備

月 日	本 部	支部・SKDBC	事務局・関連事業等
11月 2日			理事会資料準備
11月 4日			理事会資料準備
11月 7日		東海支部研修会	理事会資料準備
11月 8日	理事会		月次会計入力
11月 9日	情報システム研究会		中内氏お別れ会案内発送
11月10日	EDI W・G		お別れ会事務局打合・缶詰関係団体専務会
11月11日			卸研フオーラム・食流機構打合
11月14日			賛助会員幹事店会準備・理事会議事録作成
11月15日	政策委員会・賛助会員幹事店会		理事会議事録作成
11月16日		北陸支部研修会	年末調整説明会参加
11月17日	執行運営委員会		理事会議事録作成
11月18日		東北支部研修会	理事会議事録作成
11月21日	労務管理研究会		講演会会報収録
11月22日	法務研究会・物流問題研究会		会報原稿作成
11月24日			物流問題研究会資料作成・新告示資料配布準備
11月25日		流通業務委員会	新告示関連資料配布準備
11月28日	環境問題対応W・G(Bチーム)		新告示関連資料配布準備
11月29日	公正取引問題対応 W・G		会報原稿作成
11月30日			中内氏お別れ会事務局打合・会報原稿整理
12月 1日	環境問題対応W・G(Aチーム)		銀行記帳・会報原稿整理・会長業務打合
12月 2日			公益法人会計バージョンアップ検討
12月 5日			「中内氏」お別れ会
12月 6日			委員会名簿作成
12月 7日			委員会・W/G開催通知案内発送
12月 8日			委員会名簿作成
12月 9日			ファイネット業務打合・会長業務打合
12月12日			缶詰関係団体専務会・会報校正
12月13日	執行運営委員会・情報システム研究会		企業団体連絡協議会
12月14日			関連団体年末挨拶・業界新聞取材
12月15日	EDI W・G		経費支払業務・委員会案内業務
12月16日		流通業務委員会	石綿健康被害救済に関する法律説明会
12月19日			公共用地補償機構アンケート記入・委員会案内送付
12月20日			流通業務の総合化及び効率化の促進について打合
12月21日	法務研究会		ユビキタス食の安全システム開発事業プロジェクト打合
12月22日			流通業務の総合化及び効率化の促進について新法説明会
12月26日			(財)食流機構と流通業務総合化新法の打合
12月27日			会長・政策委員長との業務打合、会報発送準備
12月28日			連絡事項整理・書類整理
12月29日			会報新年号発送・政策副委員長業務打合
12月30日			年末挨拶回
1月 4日			年始挨拶回
1月 5日	賀詞交換会 本部	近畿・九州、沖縄支部	銀行記帳
1月 6日		北海道支部新年交礼会	東京都食品卸同業会定時総会出席
1月10日			法務研究会まとめ前文作成
1月11日			環境問題対応W・Gまとめ打合
1月12日			外食三団体新年会出席
1月13日			法務研究会まとめ契約書案作成
1月16日	法務研究会		会員名簿資料整理・協会HPに関して打合
1月17日			災害時商品調達調査入力作業
1月18日	物流問題研究会		流通業務の総合化及び効率化の促進新法検討会
1月19日	環境問題対応W・G(Aチーム)		支部活動費予算打合
1月20日	執行運営委員会		日本チェーンストア協会賀詞交換会

月 日	本 部	支部・SKDBC	事務局・関連事業等
1月23日	情報システム研究会		GTIN導入の課題打合、支部活動調査票配布、
1月24日		流通業務委員会	委員会案内作成発送
1月25日		埼玉県食品卸業協会賀詞交歓会	災害時商品調達調査入力作業
1月26日	労務管理研究会		会長との業務打合・各資料送付準備
1月27日	EDI W・G		資料発送準備
1月30日	公正取引問題対応W・G		政策副委員長打合・コロンビア農産物フォーラム打合
1月31日			環境問題対応W・Gまとめ打合
2月 1日			銀行記帳・講演会打合
2月 2日	環境問題対応W・G(Bチーム)		支部活動費予算資料作成
2月 3日			政策委員長業務打合
2月 6日			農水省へ災害時調査票提出・業界新聞取材・政策副委員長打合
2月 7日			理事打合・電話新リース契約打合・PCA新バージョンインストール
2月 8日	法務研究会		缶詰団体専務会・情シ研業務打合
2月 9日			食品流通システム協会打合・食文化フォーラム
2月10日			缶詰品評会
2月13日	環境問題対応W・G(Aチーム)		食育に関する打合
2月14日			団体連絡協議会・賛助会員業務打合
2月15日	EDI W・G		商品クレームデータ集計
2月16日	執行運営委員会		食育に関する打合
2月17日			食品流通関連予算説明会
2月20日	環境問題(Bチーム)		SKDBC業務打合・価格改定データ交換様式配布準備
2月21日			日経取材対応・講演原稿整理・年会費案作成
2月22日			流通ビジョンセミナー参加
2月23日			流通ビジョンセミナー参加・商品クレーム情報入力
2月24日	情報システム研究会		業務委員会資料集計
2月27日			会長業務打合・食創会出席
2月28日		流通業務委員会	セミナー開催案内発送
3月 1日			環境問題対応W・G小冊子打合・銀行記帳
3月 2日			食品缶詰試買検査会・スーパーマーケットトレードショー参観
3月 3日			監査準備・講演会テーブル起こし
3月 6日	環境問題対応W・G(A・Bチーム)		GTIN 導入説明会・講演会テーブル起こし
3月 7日			農林水産省による業務監査
3月 8日	物流問題研究会		缶詰団体専務会
3月 9日			公正取引委員会打合・3月会報原稿渡、校正
3月10日	EDI W・G		会員会費額確認業務
3月13日			政策委員長打合・市場外流通先進事例取引調査
3月14日			國分会長業務打合・食流機構主催講演会出席
3月15日			長野県食品問屋連盟総会出席
3月16日			新潟国分会講演会講師・会員名簿整理
3月17日	商品開発研究会		環境問題W・G冊子打合・食品環境検査協会評議員会
3月20日	公正取引問題対応W・G		業界新聞取材・平成18年度収支予算編成
3月22日			事業報告書作成
3月23日	労務管理研究会		日本缶詰協会臨時総会・会報発送準備
3月24日	情報システム研究会	流通業務委員会	事業報告書打合・予算案作成
3月27日			副会長業務打合・改正省エネ法に関する打合
3月28日	執行運営委員会		副会長業務打合・会報発送
3月29日			会長業務打合・事業報告書作成
3月30日			経済産業省改正省エネ法の打合・事業報告書作成
3月31日			決算処理確認・事業報告書作成

会 員 動 向

会 員 ・ 事 業 所 ・ 賛 助 会 員 動 向 推 移 表

平成 18 年 3 月 31 日現在

社団法人 日本加工食品卸協会

年 度	会 員	前 年 増減数	事業所	前 年 増減数	賛 助 会 員	前 年 増減数	団 体 会 員	前 年 増減数	合 計	前 年 増減数
平成 18 年	1 7 1	▲ 7	1 5 2	4	1 1 9	1 8	3	0	4 4 5	1 5
17 年	1 7 8	▲ 1 1	1 4 8	▲ 2 1	1 0 1	▲ 1	3	0	4 3 0	▲ 3 3
16 年	1 8 9	▲ 3	1 6 9	▲ 2	1 0 2	0	3	0	4 6 3	▲ 5
15 年	1 9 2	▲ 8	1 7 1	▲ 1 0	1 0 2	▲ 1	3	0	4 6 8	▲ 1 9
14 年	2 0 0	▲ 6	1 8 1	1	1 0 3	0	3	0	4 8 7	▲ 5
13 年	2 0 6	▲ 2	1 8 0	3 3	1 0 3	▲ 2	3	0	4 9 2	2 9
12 年	2 0 8	▲ 1 8	1 4 7	1	1 0 5	▲ 1	3	0	4 6 3	▲ 1 8
11 年	2 2 6	▲ 2 1	1 4 6	3	1 0 6	▲ 5	3	0	4 8 1	▲ 2 3
10 年	2 4 7	▲ 1 5	1 4 3	8	1 1 1	1	3	0	5 0 4	▲ 6
9 年	2 6 2	▲ 1 1	1 3 5	▲ 1	1 1 0	0	3	0	5 1 0	▲ 1 2
8 年	2 7 3	▲ 1 3	1 3 6	5	1 1 0	▲ 2	3	0	5 2 2	▲ 1 0
7 年	2 8 6	▲ 7	1 3 1	▲ 1 8	1 1 2	0	3	0	5 3 2	▲ 2 5
6 年	2 9 3	▲ 1 3	1 4 9	1	1 1 2	▲ 1	3	0	5 5 7	▲ 1 3
5 年	3 0 6	1	1 4 8	1 0	1 1 3	▲ 3	3	0	5 7 0	8
4 年	3 0 5	2	1 3 8	0	1 1 6	0	3	0	5 6 2	2
3 年	3 0 3	0	1 3 8	3	1 1 6	0	3	0	5 6 0	3
2 年	3 0 3	6	1 3 5	▲ 1	1 1 6	1	3	▲ 1	5 5 7	5
昭和 62 年	2 9 7	▲ 1 8	1 3 6	0	1 1 5	▲ 2	4	0	5 5 2	▲ 2 0
55 年	3 3 3	----	1 3 5	----	1 1 6	-----	4	----	5 8 8	----

会員・事業所会員・賛助会員動向表

社団法人 日本加工食品卸協会

	会 員	事業所会員	賛助会員	団体賛助会員	計
H17. 3. 31 現在	1 7 8	1 4 8	1 0 1	3	4 3 0
新規加入	1	1 4	1 8	0	3 3
退会	8	1 0	0	0	1 8
H18. 3. 31 現在	1 7 1	1 5 2	1 1 9	3	4 4 5

支部別会員及び事業所会員内訳

平成 18 年 3 月 31 日現在

支 部	県	会 員	事・会員	支 部	県	会 員	事・会員
北海道	北海道	1 8	1 5	近畿	京 都	—	4
	(計)	(1 8)	(1 5)		大 阪	1 3	1 0
東 北	青 森	1	—	中国	奈 良	2	—
	秋 田	1	—		和歌山	—	—
	岩 手	1	1		滋 賀	—	—
	山 形	1	—		兵 庫	5	4
	宮 城	3	9		(計)	(2 0)	(1 8)
	福 島	4	—		鳥 取	—	—
	(計)	(1 1)	(1 0)		島 根	—	1
関 東	東 京	3 6	1 7	四国	岡 山	2	4
	神奈川	1	8		広 島	3	8
	千 葉	2	2		山 口	3	1
	埼 玉	4	3		(計)	(8)	(1 4)
	栃 木	3	1	九州	香 川	1	5
	群 馬	2	2		徳 島	1	1
	茨 城	3	3		愛 媛	—	1
	長 野	2	6		高 知	1	1
	山 梨	3	1	(計)	(3)	(8)	
	静 岡	3	5	九州 沖縄	福 岡	6	1 3
	新 潟	2	—		佐 賀	3	—
(計)	(6 1)	(4 8)	大 分		3	—	
東海	愛 知	9	1 1	長 崎	3	2	
	三 重	1	2	熊 本	2	1	
	岐 阜	2	—	宮 崎	4	1	
	(計)	(1 2)	(1 3)	鹿 児 島	4	1	
北陸	石 川	6	5	沖 縄	5	1	
	富 山	1	2	(計)	(3 0)	(1 9)	
	福 井	1	—	合 計		1 7 1	1 5 2
	(計)	(8)	(7)				

入会会員

(平成17年4月～平成18年3月)

届出月日	支部	所在地	社名	備考
17.4	関東	東京	明治屋商事(株)	

入会事業所会員

(平成17年4月～平成18年3月)

届出月日	支部	所在地	社名	備考
17.4	北海道	北海道	明治屋商事(株)北海道支社	登録
	東北	宮城	明治屋商事(株)東北支社	〃
	関東	東京	明治屋商事(株)関東支社	〃
	関東	東京	明治屋商事(株)東京支社	〃
	東海	愛知	明治屋商事(株)名古屋支店	〃
	北陸	石川	明治屋商事(株)北陸支店	〃
	近畿	大阪	明治屋商事(株)近畿支社	〃
	中国	広島	明治屋商事(株)中四国支社	〃
	九州	福岡	明治屋商事(株)九州支社	〃
17.8	関東	東京	廣屋国分(株)立川支店	営業譲受
		千葉	廣屋国分(株)千葉支店	〃
17.9	北陸	富山	(株)日本アクセス北陸支店	登録
	四国	香川	(株)日本アクセス高松支店	〃
18.2	中国	広島	三井食品(株)中国支社	〃

入会賛助会員

(平成17年4月～平成18年3月)

届出月日	所在地	社名	備考
17.8	新潟	たいまつ食品(株)	新規加入
	東京	かどや製油(株)	〃
	大阪	カタギ食品(株)	〃
	埼玉	(株)国太楼	〃
	新潟	(株)ブルボン	〃
17.9	大阪	小林製菓(株)	〃
	愛知	盛田(株)	〃
	兵庫	キング醸造(株)	〃
	広島	オタフクソース(株)	〃
	広島	田中食品(株)	〃

17.10	静岡	ニチフリ食品(株)	〃
	愛知	(株)浜乙女	〃
	東京	(株)天塩	〃
	北海道	ベル食品(株)	〃
	東京	サントリーフーズ(株)	〃
	大阪	旭松食品(株)	〃
17.11	東京	(株)新進	〃
17.12	大阪	(株)日本サンガリアベバレッジカンパニー	〃

退会会員

(平成17年4月～平成18年3月)

届出月日	支部	所在地	社名	備考
17.6	九州	長崎	(株)長崎リョーシヨク	営業譲渡
〃.8	北海道	北海道	(株)丸ヨ西尾	都合による
〃.9	九州	鹿児島	(株)大阪屋	都合による
〃.9	九州	鹿児島	(資)本坊商店	都合による
〃.10	東海	愛知	(株)愛知リョーシヨク	営業譲渡
〃.10	四国	愛媛	村上産業(株)	都合による
18.2	中国	広島	ニイミ物産	営業譲渡
〃.3	四国	香川	西野金稜(株)	都合による

退会事業所会員

(平成17年4月～平成18年3月)

届出月日	支部	所在地	社名	備考
17.6	北海道	北海道	日本アクセス北海道(株)苫小牧支店	統合
			日本アクセス北海道(株)旭川営業所	〃
			日本アクセス北海道(株)釧路支店	〃
			日本アクセス北海道(株)北見支店	〃
17.6	関東	千葉	西野商事(株)千葉支店	統合
17.8	関東	東京	国分(株)東東京支店	営業譲渡
		千葉	国分(株)千葉支店	〃
	関東	東京	廣屋国分(株)西東京支店西地区	統合
		埼玉	廣屋国分(株)埼玉支店	〃
18.3	中国	広島	西中国国分(株)広島支店	営業譲渡

平成17年度 収支計算書

(自平成17年4月1日～至平成18年3月31日)

社団法人 日本加工食品卸協会

1：収入の部

(単位：円)

大科目	中科目	小科目	平成17年度 予算額	平成17年度 決算額	平成17年度 予算比較増減	備考
会費収入			41,067,000	42,889,500	▲1,822,500	
	会員会費収入		41,067,000	42,889,500	▲1,822,500	
		正会員会費収入	15,570,000	15,345,000	225,000	
		事業所会員会費収入	1,570,000	1,520,000	50,000	
		賛助会員会費収入	18,457,000	20,574,500	▲2,117,500	
		団体賛助会員会費収入	5,450,000	5,450,000	0	
		加入金収入	20,000	0	20,000	
事業収入			350,000	470,000	▲120,000	
	事業収入		350,000	470,000	▲120,000	
		情報システム研修会	350,000	470,000	▲120,000	
雑収入			181,000	272,779	▲91,779	
	雑収入		181,000	272,779	▲91,779	
		受取利息	1,000	1,659	▲659	
		業務受託料	120,000	120,000	0	
		雑収入	60,000	151,120	▲91,120	
		当期収入合計 (A)	41,598,000	43,632,279	▲2,034,279	
		前期繰越収支差額	12,494,711	12,494,711	0	
		収入合計 (B)	54,092,711	56,126,990	▲2,034,279	

2：支出の部

大科目	中科目	小科目	平成17年度 予算額	平成17年度 決算額	平成17年度 予算比較増減	備考
事業費			22,990,000	19,162,366	3,827,634	
	調査研究事業費		15,680,000	12,059,294	3,620,706	
		調査研究費	15,680,000	12,059,294	3,620,706	
	教育研修事業費		2,950,000	2,142,355	807,645	
		人材育成事業費	2,600,000	1,699,571	900,429	
		情報システム研修会	350,000	442,784	▲92,784	
	知識啓発事業費		4,360,000	4,960,717	▲600,717	
		啓発事業費	3,210,000	3,811,617	▲601,617	
		宣伝事業費	1,150,000	1,149,100	900	
管理費			22,723,000	23,586,526	▲863,526	
	人件費		13,800,000	13,813,867	▲13,867	
		役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
		職員給料手当	3,705,000	3,705,000	0	
		福利厚生費	585,000	598,867	▲13,867	
	会議費		1,300,000	1,021,226	278,774	
		会議費	1,300,000	1,021,226	278,774	
	事務諸費		7,623,000	8,751,433	▲1,128,433	
		旅費交通費	800,000	604,190	195,810	
		通信運搬費	500,000	515,738	▲15,738	
		消耗品費	1,100,000	1,556,770	▲456,770	
		光熱水料費	162,000	153,996	8,004	
		賃借料	4,681,000	4,680,144	856	
		備品費	100,000	0	100,000	
		雑費	120,000	100,155	19,845	
		交際費	150,000	1,136,440	▲986,440	
		租税公課	10,000	4,000	6,000	
積立金	積立金	退職金引当積立金	497,000	497,000	0	
予備費	予備費	予備費	2,500,000	0	2,500,000	
		当期支出合計 (C)	48,710,000	43,245,892	5,464,108	
	(A) - (C)	当期収支差額	▲7,112,000	386,387	▲7,498,387	
	(B) - (C)	次期繰越収支差額	5,382,711	12,881,098	▲7,498,387	

貸借対照表

(平成18年3月31日)

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
1. 流動資産	13,108,430	1. 流動負債	227,332
現金	26,769	未払金	134,400
預金	7,598,219	仮受金	92,932
定期預金	5,000,000	2. 固定負債	2,034,824
仮払金	483,442	退職給与引当金	2,034,824
2. 固定資産	2,034,824	3. 正味財産	12,881,098
退職給与引当預金	2,034,824	正味財産	12,881,098
		(うち当期正味財産増加額)	(386,387)
資産合計	15,143,254	負債及び正味財産合計	15,143,254

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

① 引当金の計上基準について

退職給与引当金は、要支給額を基準とする計上方式を採用している。

② 資金の範囲について

資金の範囲は現金、預金、定期預金及び仮払金から未払金、仮受金を差し引いたものとする。

前期末及び当期末残高は2の通りである。

③ 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は税込み方式による。

2. 次期繰越収支差額の内容は次の通りである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金	113,873	26,769
預金	6,981,452	7,598,219
定期預金	5,000,000	5,000,000
仮払金	483,442	483,442
未払金	—	▲134,400
仮受金	▲84,056	▲92,932
次期繰越収支差額	12,494,711	12,881,098

正味財産増減計算書

(自平成17年4月1日～至平成18年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 増加の部			
流動資産増加	616,767		
預金増加		616,767	
固定負債減少	6,003,000		
退職給与引当金減少		6,003,000	
			6,619,767
II 減少の部			
流動資産減少	87,104		
現金減少		87,104	
固定資産の減少	6,003,000		
退職給与引当預金減少		6,003,000	
流動負債増加	143,276		
未払金増加		134,400	
仮受金増加		8,876	
			6,233,380
当期正味財産増加額			386,387
前期繰越正味財産額			12,494,711
期末正味財産合計額			12,881,098

財 産 目 録

(平成18年3月31日現在)


(単位：円)


目 録	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産	13,108,430		
(1)現金 小口現金残高		26,769	
(2)普通預金 みずほ銀行他3行		7,598,219	
(3)定期預金 三井住友銀行		5,000,000	
(4)仮払金 前払家賃他前払費用		483,442	
2. 固定資産	2,034,824		
(1)退職給与引当預金 みずほ銀行		2,034,824	
資産合計 (A)			15,143,254
II 負債の部			
1. 流動負債	227,332		
(1)未払金 印刷物未払費用		134,400	
(2)仮受金 預り社会保険料他		92,932	
2. 固定負債	2,034,824		
(1)退職給与引当金		2,034,824	
負債合計 (B)			2,262,156
差引財産 (C) = (A) - (B)			12,881,098


監査報告書

平成17年度 社団法人日本加工食品卸協会の業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、監査の結果、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。

平成18年4月11日

監 事 株式会社ヤグチ
代表取締役会長 萩原 弥重 

監 事 西野商事株式会社
代表取締役社長 牧 明夫 

監 事 味の素株式会社
常務執行役員 横山 敬一 

平成 18 年度事業計画（案）

（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

社団法人 日本加工食品卸協会

我国の経済は企業業績の改善から、雇用環境も良化し着実に景気は好転しているものの生活産業は依然厳しい状況が続き、なかんずく当食品流通業界は少子高齢化社会に移行する中、市場の過剰性に変化はなく、激しい競争を繰り広げているのが現状である。

さらに、我々を取り巻く経営環境は、相次ぐ法改正や新告示等で社会的責任を問うような課題が山積してきている。したがって業界団体としては、業界が、企業がこうした「法化社会」に適応した業態として確立すべく、一企業ではできない、解決できないテーマを提案し会員の皆様と具体的な対応策を検討していく。

1. 調査研究事業

- (1) 取引慣行是正の公正取引推進の実態把握と調査
- (2) 消費税引き上げの問題と食品産業界の今後についての検討
- (3) 流通新法に対する税制改正の要望

2. 普及啓発・研修・実践事業

- (1) 業界インフラ整備のための情報システム、物流システムの普及啓発と実践
- (2) 食育基本法への業界としての対応策の検討
- (3) 環境関連法への対応と具体的数値把握の検証と業界自主計画作成に向けてのアプローチ

3. 本部活動方針

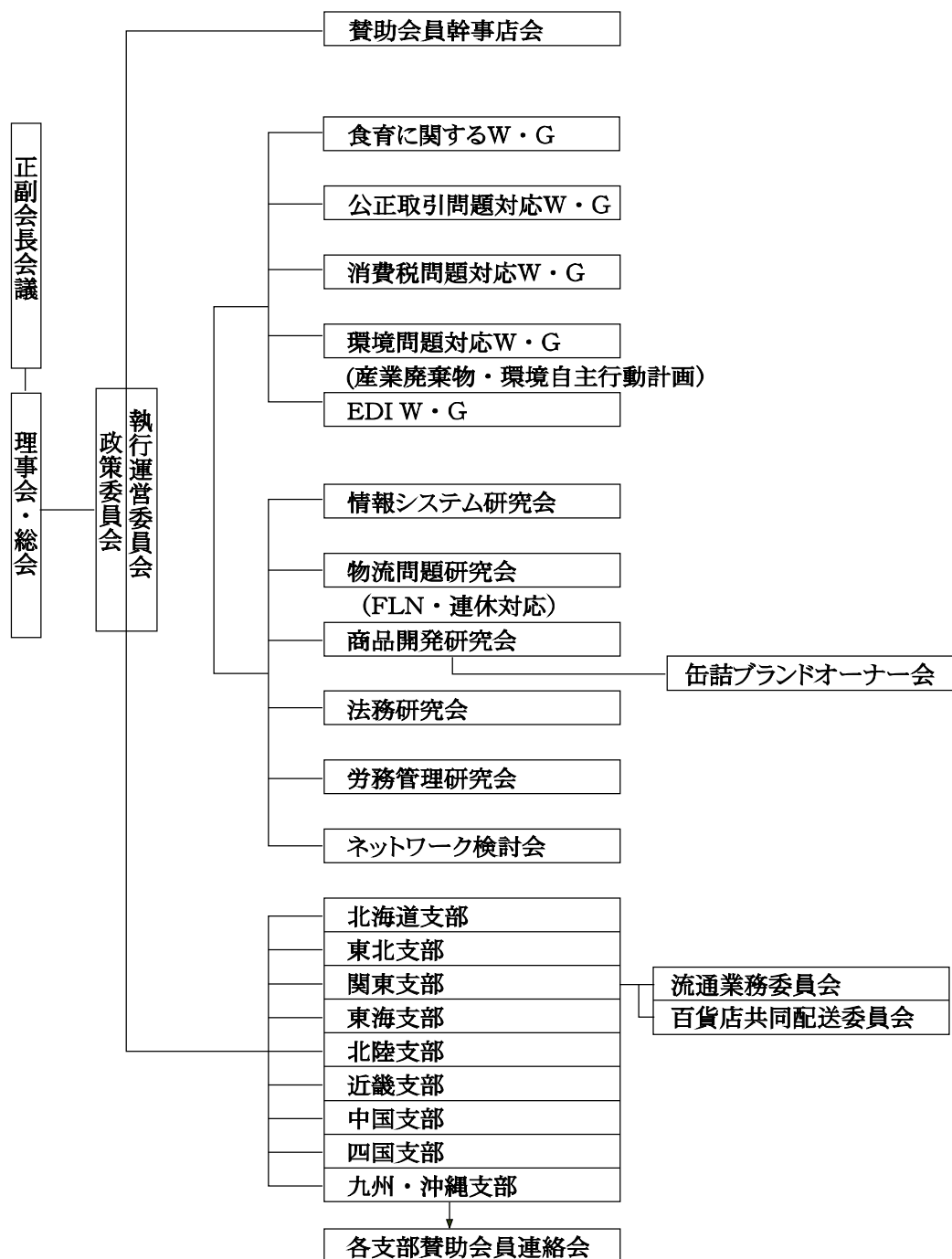
- (1) 本部組織の効果的、効率的な運営
- (2) 各支部会員とのコミュニケーション強化と支部活動の活性化支援

以上

平成18年4月20日

運営組織図（案）

(社)日本加工食品卸協会



平成 18 年度 収支予算 (案)

(自平成 18 年 4 月 1 日～至平成 19 年 3 月 31 日)

社団法人 日本加工食品卸協会

1 : 収入の部

(単位: 円)

大科目	中科目	小科目	平成18年度 予算額	平成17年度 予算額	平成17年度 予算比較増減	備考
会費収入			55,243,000	41,067,000	14,176,000	
	会員会費収入		55,243,000	41,067,000	14,176,000	
		正会員会費収入	28,730,000	15,570,000	13,160,000	
		事業所会員会費収入	1,520,000	1,570,000	▲50,000	
		賛助会員会費収入	20,643,000	18,457,000	2,186,000	
		団体賛助会員会費収入	4,350,000	5,450,000	▲1,100,000	
		加入金収入	0	20,000	▲20,000	
事業収入			400,000	350,000	50,000	
	事業収入		400,000	350,000	50,000	
		情報システム研修会	400,000	350,000	50,000	
雑収入			181,000	181,000	0	
	雑収入		181,000	181,000	0	
		受取利息	1,000	1,000	0	
		業務受託料	120,000	120,000	0	
		雑収入	60,000	60,000	0	
		当期収入合計(A)	55,824,000	41,598,000	14,226,000	
		前期繰越収支差額	12,881,098	12,494,711	386,387	
		収入合計 (B)	68,705,098	54,092,711	14,612,387	

2 : 支出の部

大科目	中科目	小科目	平成18年度 予算額	平成17年度 予算額	平成17年度 予算比較増減	備考
事業費			28,290,000	22,990,000	5,300,000	
	調査研究事業費		17,950,000	15,680,000	2,270,000	
		調査研究費	17,950,000	15,680,000	2,270,000	
	教育研修事業費		4,500,000	2,950,000	1,550,000	
		人材育成事業費	4,100,000	2,600,000	1,500,000	
		情報システム研修会	400,000	350,000	50,000	
	知識啓発事業費		5,840,000	4,360,000	1,480,000	
		啓発事業費	4,690,000	3,210,000	1,480,000	
		宣伝事業費	1,150,000	1,150,000	0	
管理費			24,109,000	22,723,000	1,386,000	
	人件費		13,815,000	13,800,000	15,000	
		役員報酬	9,510,000	9,510,000	0	
		職員給料手当	3,705,000	3,705,000	0	
		福利厚生費	600,000	585,000	15,000	
	会議費		1,500,000	1,300,000	200,000	
		会議費	1,500,000	1,300,000	200,000	
	事務諸費		8,794,000	7,623,000	1,171,000	
		旅費交通費	1,000,000	800,000	200,000	
		通信運搬費	500,000	500,000	0	
		消耗品費	1,373,000	1,100,000	273,000	
		光熱水料費	160,000	162,000	▲2,000	
		賃借料	5,281,000	4,681,000	600,000	
		備品費	200,000	100,000	100,000	
		雑費	120,000	120,000	0	
		交際費	150,000	150,000	0	
		租税公課	10,000	10,000	0	
積立金	積立金	退職金引当積立金	498,000	497,000	1,000	
予備費	予備費	予備費	2,500,000	2,500,000	0	
		当期支出合計 (C)	55,397,000	48,710,000	6,687,000	
		(A) - (C) 当期収支差額	427,000	▲7,112,000	7,539,000	
		(B) - (C) 次期繰越収支差額	13,308,098	5,382,711	7,925,387	

新年度事業活動

◇理事会運営内容を確認…………… —正副会長会議— 72

◇平成17年の事業総括と平成18年度の事業内容を審議…………… —理事会— 72

業務日誌より…………… 77



理事会運営内容を確認



—正副会長会議—

4月20日(木)10時半より定例の正副会長会議が開催された。当日開催の理事会運営の内容・次第を確認することが主要議題であるが、特に今回は役員改選時期にあたるため辞任申し出や推薦のある後任候補を含め理事構成について検討した。また平成18年からの会費の改定案を踏まえた平成18年度の予算案について確認し、最後に公益法人制度改革の内容を共有化し、平成20年以降5ヶ年間で当協会の法人格を選択する必要性を確認した。



平成17年の事業総括と平成18年度の事業内容を審議



—理事会—

4月20日(木)11時30分より鉄道会館ルビーホールに於いて、定例の理事会が開催された。今回は一名の欠席があったが代理出席も含めて24名の理事の出席があり、5月30日に開催される定時総会に先がけて平成17年度の事業総括と平成18年度の事業方針、計画案について審議を行った。当日の内容を議事録から抜粋して以下に掲載する。

理事会会場



議案	第1号議案	平成17年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成17年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	役員改選に関する件
	第5号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第6号議案	平成18年度事業計画案に関する件
	第7号議案	平成18年度収支予算案に関する件
	第8号議案	定時総会の開催に関する件
	第9号議案	その他

出欠状況	理事総数	25名中	出席理事	24名	委任状	1名	計	25名
	監事総数	3名中	出席監事	3名			計	3名
	政策委員長	1名						

来賓出席	農林水産省	総合食料局流通課	課長	今井 良伸 様
			商業調整官	布田 悟 様
			係長	平野 靖幸 様

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。
来賓の紹介後、冒頭國分勤兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

國分会長挨拶

本日はご多忙の中をまた遠方からも、ご出席頂き誠に有難うございます。

とりわけ、農林水産省からは公務ご多用の中を総合食料局流通課の今井課長様始め幹部の方のご来臨を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

本日もご出席の皆様方には、平素から当協会の活動につきまして、格段のご指導、ご協力を賜っております事を重ねて厚く御礼申し上げます次第であります。

さて、当業界であります、景気回復のすそ野が広がり、個人消費も雇用や所得の改善から好転の兆しが見え始めたとの見方もありますが、我々の業界にはその実感が乏しいという状況ではないかと思えます。

特に小売店の店頭におきましては、少子高齢化社会を背景として嗜好の多様化、品揃えに対する厳しい要求、値ごろ感による選別指向は益々進んでおり、競争が厳しくなっているのが実情ではないかと考えております。また、制度面におきましても、「まちづくり三法」「大規模小売業告示」「改正省エネ法」等流通業界のビジネスモデルに大きく影響するような動きもございます。

このような背景の中で、お蔭様にて当協会も4月より平成18年度の活動に入っております。そして来る5月30日には総会開催を予定致しております。

つきましては、これにさきがけて、本日は当日の報告内容についてご審議頂きたくご参集を願ったものでありますので、充分なるご審議をお願いするものであります。

また、本年度は全員の任期満了に伴う役員改選をせねばならない年であります。皆様方の中

には企業のご都合で変わらなければならない方もいらっしゃると思いますが、多くの方々にはご再任をお願いしたいと考えております。その点もふまえてご確認を頂きたいと存じております。どうか充分なご審議を頂きたく存じます。

甚だ簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

次いで来賓を代表して今井流通課長が次の如く、ご挨拶された。

ご紹介頂きました流通課の今井でございます。よろしくお願い致します。

ご参集の理事の皆様方におかれましては、日頃から消費者ニーズを意識し、加工食品を中心とする食品の安定供給を通じて、国民生活に重要な役割を果たしていただいているところであり、皆様方のご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

農林水産省では、昨年決定された「食料・農業・農村基本計画」に即し、農政全般の改革を着実に進めているところです。

食料自給率の向上については、「食料自給率向上協議会」において、政府はもとより、地方公共団体、農業者、食品産業者、消費者等の関係者が適切な役割分担の下、しっかりとした工程管理を行いつつ、主体的な取組を行っていただいているところであり、食料自給率向上に向けた計画的な取組を実施して頂いているところでもあります。

また、去る4月4日に開催された食料・農業・農村政策推進本部において、「21世紀新農政2006」が決定されたところですが、この中では、食料供給コストを5年で2割縮減とする目標を掲げており、食品産業サイドと農業をはじめとする異業種との連携、流通の多元化の推進、卸売市場の再編や物流コストの削減等を推進していく必要があります。

特に、今年、食品流通構造改善促進法に基づく基本方針の見直しの年に当たります。食の安定供給の観点から流通部門の構造改善は極めて重要であり、前回制定（平成14年）時以降、食と農の連携強化や物流コスト削減など食品流通を取り巻く様々な課題を踏まえ、今後5年間を見据えた指針とする必要があります。現在、省内で見直しに向けた作業を開始したところであり、今後、各業界の方々にも御意見等をいただきながら、来年3月を目途に策定作業を進めて参りたいと考えております。

なお、人口の減少、少子高齢化など食品流通を取り巻く環境が大きく変化する中、食品の生産から加工・流通にわたる全ての段階において多様なニーズに的確に応える品揃え、魅力的な商品の提供に努めることが、今後、ますます重要になっていくものと考えております。

農林水産省としては、引き続き、皆様方と十分連携をとり、業界発展のためにできる限りの支援をして参りたいと考えておりますので、関係各位の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、貴協会におかれましても、國分会長を中心として一致団結され、業界発展に奮闘されますことをご期待申し上げ、また、本日ご参集の皆様方の益々のご発展とご健勝を心からお祈りしまして、私の挨拶とさせていただきます。

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款27条により会長が議長席に就く事を告げた。

議長は出席理事の中から、議事録署名人として、磯野謙次理事と市ノ瀬竹久理事の指名を行い、了承を得て議事に入った。

第1号議案 平成17年度事業報告に関する件

第2号議案 平成17年度収支決算報告に関する件

議長より、第1号議案と第2号議案を続けて事務局より報告するよう指示があり専務理事より「理事会・定時総会提出資料（案）」及び冊子「大規模小売業告示」の概要と解説、大規模小売業者向け「商品売買取引基本契約書」便覧、「食品リサイクル法」への対応ガイドライン、「改正省エネ法」への対応ガイドライン、他の資料等の確認の後、概略と各資料のポイントについて、次の如く報告をした。

- ① 概要として、概況、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業、本部活動。
- ② 総務関係として、業務監査（年2回）農林水産省による業務検査（2年毎）、正副会長会議（年2回）、理事会（年4回）、定時総会（年1回）。
- ③ 本部事業活動として、政策委員会・執行運営委員会・賛助会員幹事店会。
- ④ ワーキンググループ活動として、公正取引問題対応W・G、環境問題対応W・G、（Aチーム・Bチーム）、消費税対応W・G, EDIW・G。
- ⑤ 研究会活動として、情報システム研究会、物流問題研究会、商品開発研究会、法務研究会、労務管理研究会、ネットワーク検討会。
- ⑥ 受託事業として、SKDBCの事務局業務。
- ⑦ 支部活動として、（北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄）。
- ⑧ 平成17年度収支計算報告（収支計算書・貸借対照表・財産目録）。

議長はここで監事に監査報告を求め、萩原弥重監事は「去る4月11日に監事3名（牧明夫監事、横山敬一監事）にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告した。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で認められた。



監査報告する萩原監事

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局より、平成17年度内に於ける入退会者のリストに基づき、報告を行い、承認された。

第4号議案 役員改選に関する件

議長より、本年は全員任期満了なので改選されるが、事前に事務局案を策定する様指示したので、事務局案の提示を求めたいと述べた。

事務局は全員の再任を目標として、各役員の内意を諮ったところ、大半の役員の再任の内諾を得たが、企業人事の都合により、次の各氏の再任辞退と共にそれぞれの後任者の推薦と、さらに理事会と政策委員会との情報共有化による運営強化をねらいとした案の報告がなされた。

即ち、	尾崎 弘 理事	伊藤忠食品(株)	濱口泰三氏
	市ノ瀬竹久理事	学識経験者	中島 保氏
	塩田良英 理事	学識経験者	菱田州男氏
	西村 均 理事	学識経験者	大野志郎氏
		(新任)学識経験者	成田 健氏
	廣田 正 顧問	辞任	
	尾崎 弘 理事	(新任)顧問	

議長は今年まで永年に亘り理事を勤めて頂いた方々に対して、深い感謝の念を表明した。その上で、新任候補及び再任候補を定時総会に上程する事の是非について諮ったが、異議なく承認された。

第5号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長の指名により、事務局より資料に基づき、平成17年11月の理事会において承認された会費改正案に基づき、自主申告の売上高ランクによる会費改定額(売上高基準につきましては、企業単体毎の全体売上高であり、平成13年度の特別適用措置である酒類・菓子・冷凍食品・及び生鮮3品を含めない種別売上高基準を廃止)とする事と例年通りの徴収方法となる旨の報告がなされた。

議長はこれについて承認を求め、異議なく承認された。

第6号議案 平成18年度事業計画案に関する件

第7号議案 平成18年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

平成18年度事業計画案について、中島政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業の説明及び計画実行の運営組織について説明。

第7号議案については事務局より、事業計画と連動した収入、支出について資料の如くに策定した根基について説明した。本年度は会員会費の改定並びに賛助会員数の増加により、ここ数年続いた支出超過型予算構造の是正がなされ、健全な財政基盤となる予算との報告がなされた。

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第8号議案 定時総会の開催に関する件

議長より「以上の審議内容を定時総会の議案として総会を開催したい」と発言があり、事務局より平成18年5月30日（火）14時より鉄道会館ルビーホール12階にて開催する旨の報告があり、理事会の決議を求め、承認された。

第9号議案 その他

議長より出席者からの問題提起の有無を求めたが無かった。
ここで、出席していた市ノ瀬理事・西村理事より、ご挨拶があった。

続いて、その他について事務局に求めた。

事務局は次回の理事会開催予定は、5月30日（火）定時総会の直前、12時30分より理事会を開催することを案内した。

議長より、従来同様ご協力をお願いしたいとの発言と本日の長時間審議についての御礼が述べられ、13時30分閉会となった。

以上

業務日誌より

政策委員会開催

－ 4月4日 －

平成18年度第1回目の政策委員会を4月4日（火）9時より当協会の会議室にて開催。
議題は4月20日に開催される理事会に向けての検討事項を確認するのが、主要なテーマであるが前期の事業活動の総括もあり密度の濃い打ち合わせとなった。議題内容は以下の如きであった。

- ① 平成17年度各ワーキンググループの事業活動報告確認
 - ・ 環境問題対応W・G
 - Aチーム 「食品リサイクル法」への対応ガイドライン
 - Bチーム 「改正省エネ法」への対応ガイドライン
 - ・ 公正取引問題対応W・G／法務研究会
 - 大規模小売業者向け「商品売買取引基本契約書」便覧
 - 「大規模小売業告示」の概要と解説
 - ・ EDI W・G
 - 日食協フォーマットのGTIN対応についての検討、決議事項報告

- ② 平成18年度事業活動計画と運営組織について ③平成18年度予算案 ④5月10日開催の賛助会員幹事店会に議題について ④賛助会員の新規加入について

政策委員会名簿

(社)日本加工食品卸協会
(50音順：敬称略)

委員名	会社名	所属・役職
多原善雄	加藤産業(株)	常務取締役東京本部長
○ 大野志郎	伊藤忠食品(株)	専務取締役営業部門担当東日本兼広域営業本部長
○ 奥山則康	(社)日本加工食品卸協会	専務理事
○ 川村哲夫	三井食品(株)	取締役 営業本部副部長
◎ 中島保	(株)菱食	代表取締役副社長 営業管掌役員COO
○ 成田健	国分(株)	取締役副社長 経営統括本部長
○ 菱田州男	明治屋商事(株)	代表取締役 専務執行役員経営戦略担当
○ 細川晃一	(株)日本アクセス	取締役副社長 ロジスティクス本部長

◎印：委員長 ○印：副委員長

「販促金のEDI化による業務革新の事例セミナー」開催

－ 4月5日 －

平成18年4月5日(水)午前9時30分より、当協会の主催で東京証券会館の会議室において「販促金のEDI化による業務革新」の事例セミナーを開催した。これは昨年情報システム研究会がおこなった「販促金のEDI化の現状について」というアンケート調査において、日食協に期待する役割という項目の中に、多数の意見をいただいた。

具体的には

- ・ 対メーカー、対卸に向けて販促金EDI推進の条件整備を啓蒙すべし
- ・ 販促金EDIシステムに効果的なりべと体系の標準パターンの検討と紹介
- ・ 販促金EDIシステム導入の成功事例の紹介 等々である。

したがって当協会としては販促金EDI化の普及、啓蒙に取り組むべく販促金のEDI化を業務革新という視点から取り組み、大いに成果を上げられているメーカーと卸の両者から具体的事例についてご講演をいただきたくセミナーを企画したものである。

当日の内容は、

①「企業間データ交換の新しい動き」

講師 日本GCI推進協議会代表

味の素(株)食品カンパニー

理事 物流企画部長 鎌田 利弘氏

講演する鎌田利弘氏



② 「メーカーが取り組む販促金EDI」

講師 味の素(株)食品カンパニー ECR専任課長 畑谷 一美氏

(要約ポイント)

- ・販促金EDIの実施状況 全国 20 社の卸と展開し割戻金のEDI化率は約 45%
- ・販促金EDIの実施目的 営業時間を創出し提案活動の強化
- ・EDIにより社外データを取り込むことから社内業務の整理と標準化が重要
- ・「精算を迅速」にするためには、「販売条件の事前確認・合意の徹底」が必要



講演する畑谷一美氏

③ 「卸売業が取り組む販促金EDI」

講師 国分(株) 経理部長 斉藤 隆氏。

(要約ポイント)

- ・販促金EDIの実施状況 食品メーカー7 社、酒類メーカー1 社
- ・販促金EDIの効果 卸から提供するデータを共有することで照合業務が効率化できる
- ・販促金EDIの課題 販売条件以外の請求データを一緒に送信しているが、メーカーは販促金の支払い対象にしていない



講演する斉藤 隆氏

会場の都合上先着 80 名で会員の皆様にご案内をしたところ大変関心が高く、早い段階で定員を超える応募となり盛況なセミナーとなったが、あらためて「販促金のEDI化」は販売条件の精算（請求・支払）を正確に、且つ迅速に行う為のシステムであり、メーカー・卸売業双方の事務処理を軽減するためのものであることを認識したセミナーとなった。



セミナー会場

商品開発研究会 平成 18 年度事業計画

— 商品開発研究会幹事店会 —

4月26日(水)商品開発研究会の幹事店会を開催し、今年度の事業計画について打ち合わせを行い、下記のような内容で活動を行う事とした。尚、今年度は持ちまわり座長の交替時にあたり、島垣 研二氏((株)サンヨー堂)から清水 昌樹氏(国分(株))に座長が交替した。

- ・ 4月 商品開発研究会幹事店会
- ・ 4月 「残留農薬等のポジティブリスト制度」に関する研修会
- ・ 5月 商品開発研究会幹事店会
- ・ 7月 「残留農薬等のポジティブリスト制度」施行後の状況についての情報交換会
- ・ 9月 みかん工業組合との情報交換会
- ・ 10月 パインアップル開缶研究会
- ・ 10月 関連団体講師による研修会
- ・ 3月 商品クレーム調査研究会

「残留農薬等のポジティブリスト制度」とその対応について

— 4月26日 —



開会挨拶する清水座長

平成18年度の商品開発研究会の第1回目の研修企画として、本年の5月29日から施行実施される「残留農薬等のポジティブリスト制度」について(社)日本缶詰協会専務理事の増田 寛行氏に講師をお願いして研修会を当協会の会議室にて開催した。施行実施が目前となり具体的対応策を求められる状況から会員の関心も高く、質疑応答も活発で大変有意義な研修会となった。以下に当日の資料を掲載する。尚、財団法人 食品産業センターが「食

品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する基本的な考え方と留意事項を整理されておりますのでお知らせし、本制度の本質的理解と円滑な導入の参考とされたい。

講演する増田寛行氏



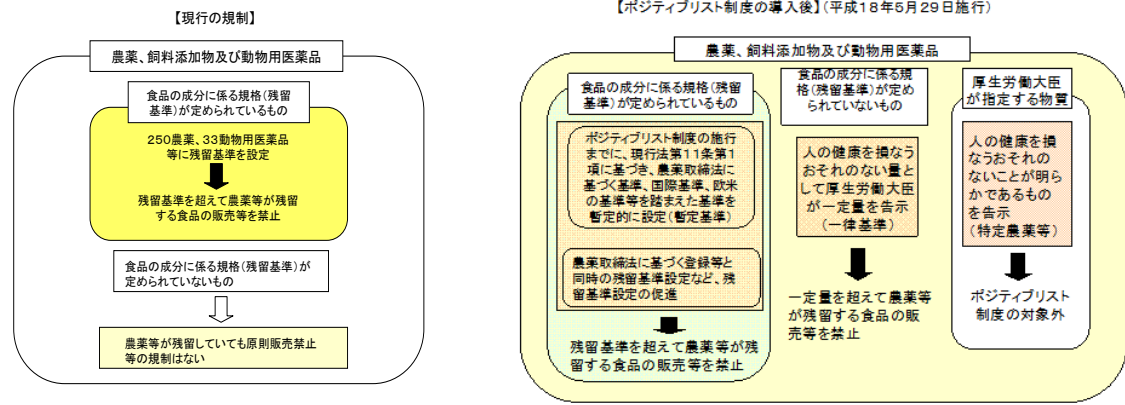
残留農薬等のポジティブリスト制とその対応について

(社)日本缶詰協会 増田寛行

この資料は厚生労働省および農林水産省発表の資料を基に、一部修正して作成しました。原著についてはホームページなどをご参考ください。

残留農薬等のポジティブリスト制度とは：基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度

平成18年5月29日から実施



①ネガティブリスト

原則規制がない状態で、規制するものについてリスト化するもの

②ポジティブリスト

原則規制(禁止)された状態で、使用を認めるものについてリスト化するもの

規制対象物質

- 農薬
- 動物用医薬品
- 飼料添加物

規制対象食品

- 加工食品を含む全ての食品

全ての食品に不検出とするもの 15農薬等
 「暫定基準」を設定したもの 743農薬等
 現行基準があり、暫定基準を設定しなかったもの 41農薬等
 合計799農薬等

抗生物質と抗菌性物質

- 抗生物質 → 食品には含有してはならない
- 抗菌性物質 (従前) 食肉・食鳥卵・魚介類に含有してはならない

食品には含有してはならない

(ただし、規制対象となる抗菌性物質は従前のとおり)

いわゆる暫定基準の設定

「一定量」(いわゆる一律基準)とは？

人の健康を損なうおそれのない量として一定の量を定めて規制する考え方

一定量として0.01ppmを設定 一律基準

※ (平成17年厚生労働省告示第497号)

食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、0.01ppmとする。
※ 環境に由来するものなど、非意図的な汚染の可能性を考慮

目的

- 国民の健康保護
- ポジティブリスト制度の円滑な施行

※ 科学的な根拠に基づき定められている基準等を参考に、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品成分規格として設定する。

※ 既に設定している残留基準の改正等は行わない。

? 国際基準であるコーデックス基準

? 農薬取締法に基づく登録保留基準 (動物用医薬品及び飼料添加物では、薬事法又は飼料安全法に基づく承認時の定量限界等)

? JMPR又はJECFAで必要とされている毒性などに関する資料に基づき設定されていると考えられる諸外国等 (米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランド) の基準

ポジティブリスト制度を採用している国々等の一律基準の状況

・欧州連合(EU)

- 使用対象外の作物に残留する場合
- 安全性に関する資料がない場合
- 0.01ppmを超えるレベルで残留することを禁止

・ドイツ: 0.01ppm

・ニュージーランド、カナダ: 0.1ppm

・米国: 一律基準は定められていないが、運用上、0.01~0.1ppmで判断

暫定基準のイメージ

農薬毎に記載

農薬A	基準値(ppm)	参考基準国
小麦	0.5	Codex
みかん	0.1	登録保留基準
茶	0.01	一律基準
牛の肉(筋肉)	0.05	Codex
牛の乳	0.02	海外参照国

規制対象とならないもの(いわゆる対象外物質)とは？

- ・オレイン酸 (オレイン酸塩：農薬(殺虫剤))
- ・レシチン (大豆レシチン：農薬(殺虫剤))
- ・アスタキサンチン (飼料添加物)
- ・重曹 (農薬(殺菌剤)) などの65物質

亜鉛 アザジラクチン アスコルビン酸 アスタキサンチン アスパラギン β-アポ-8-カロチン酸 エチルエステル アラニン アルギニン アルギニン アミノ酸 炭酸 イノシール 塩基 アレイン酸 カリウム カルシウム カルシウム 3-β-グルタミド クエン酸 グリシン グルタミン クロロラクトン ケイ酸 ケイ酸ナトリウム ケイ酸アルトド コバラミン コリン シイタケ菌糸体抽出物 重曹 重石炭酸 セリン セレン ソルビン酸 テアミン チロシン 鉄 銅 トウガラシ色素 トコフェロール ナイアシン ニームオイル 乳糖 炭素 パラフィン パリウム パリウム パリウム ビオチン ヒスチジン ヒロキ シプロピルチン ビリドキシン プロレシチン グロブリン マグネシウム マンガン マリネール染料 ミネラルオイル メチオニン メナジオン 葉酸 ヨウ素 リポフラビン レシチン レチノール ロイシン ワックス

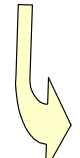
「不検出」とする農薬等

15農薬等及び分析法を規定

- 遺伝毒性を有する発がん性物質であるなど、閾値が設定できない農薬等

- 国際機関でADIが設定できないと評価されている農薬等 (食品健康影響評価を優先的に依頼するものを除く。)

2,4,5-T アジンクロチン及びシヘキサチン
 アミトロール カブタホール カルバドックス
 クマホス クロラムフェニコール
 クロルプロマジン ジエチルスチルベストロール
 ジメトリアゾール ダミノジット ニトフラン類
 プロファム マトロンダゾール ロニダゾール



対象食品毎に記載 (例、みかん)

1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	0.01ppm
1-ナフトレン酢酸	0.1ppm
2,2-DPA	0.1ppm
2,4,5-T	不検出
2,4-D	0.01ppm
4-クロルフェノキシ酢酸	0.02ppm
BHC(α-, β-, γ-及びδ-BHCの総和をいう。)	0.2ppm
DBEDC	0.5ppm
DCIP	0.2ppm
DDT(DDD及びDDEを含む。)	0.2ppm
EPTC	0.1ppm
MCPB	0.2ppm

自然に含まれる物質

農薬等の成分が食品に自然に含まれる物質と同一であるとき自然由来かつ自然に残留する量の程度で残留する場合

一律基準は適用しない
*適用については個別判断

適用の経過期間

- ? 平成18年5月29日から適用
- ? 平成18年5月28日までに製造、加工された食品については従前の例による
- ? 「製造または加工された食品」:
? 原材料から食品として販売に供する最終の形態となるまでの一連の工程を全て経たもの。生鮮食品を除く。
- ? 食品を容器に入れる、包装するは製造・加工の一工程
- ? 国内加工品:
? 製造加工が5月29日以前か以後かで判断
- ? 国外加工品:
? 国内加工品と同じ、輸入された時点は問題としない

まとめ

- ? 生鮮食品: 経過措置の適用対象としない
- ? 5月29日以降に流通する生鮮食品は新基準を適用
- ? 加工食品: 国内外を問わず、一般消費者への販売に供する形態になった時点を見て経過措置を適用
- ? 加工食品を原材料として食品を製造する場合、最終的に製造が終了し、一般消費者への販売に供する形態になった時点を見て経過措置の適用を判断

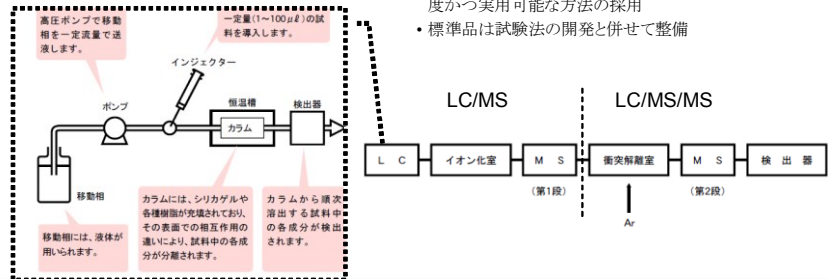
加工食品の取扱い

- ? コーデックス基準が設定されている加工食品は、コーデックス基準を暫定基準として設定
- ? 基準の設定されていない加工食品は、まず一律基準を持って判断し、個別に違反の軌旋性を検討
- ? 暫定基準が設定されていない加工食品のうち、残留基準に適合した原材料を用いて製造または加工されたものは、原則として販売等を可能とする。
- ? 乾燥などの加工を行った食品の監視指導では水分含量をもとに試算した値により原材料での違反の蓋然性を推定するなど、効率的な手法を用いる。

分析法の整備状況

- ・ 現行基準の分析法: 283農薬等
- ・ 新規開発の一斉分析法: 383農薬等
重複を除き、598 物質について対応 (4/19現在)

- ・ 一斉分析法の種類
農薬、動物用医薬品等の別、対象食品の別を考慮し6種の一斉分析法(GC/MS及びLC/MS)



加工食品への残留基準値の適用

農薬	リンゴ	リンゴジュース	リンゴジュースに適用される基準値
1-ナフタレン酢酸	1 ppm	なし	1ppm
ジフェニルアミン	10 ppm	0.5 ppm	0.5 ppm
アニロホス	なし	なし	0.01 ppm

リンゴジュース	検出値ppm	使用割合	換算値 ppm
100%	0.11	1	0.11x1=0.11≒0.1
50%	0.08	0.5	0.08x1÷0.5=0.16≒0.2
5倍濃縮	0.45	5	0.45x1÷5=0.09

分析法の開発

- ・ 国立医薬品食品衛生研究所を中心に、農水省関係機関、自治体、登録検査機関の協力を得て開発
- ・ 可能な限り一斉分析法を採用するとともに、高感度かつ実用可能な方法の採用
- ・ 標準品は試験法の開発と併せて整備

残留農薬等に対する食品衛生監視

- ・ 厚生労働大臣が定める「食品衛生に関する監視指導の実施に関する方針」に基づいて
- ・ 国内に流通する食品
都道府県等食品衛生監視指導計画
- ・ 輸入食品
輸入食品監視指導計画

都道府県等における監視指導

- ・ 監視指導計画に基づき、農協、卸売市場、販売店などで検体を収去
- ・ 都道府県等衛生研究所などで残留農薬等について分析を実施
- ・ 基準を超過する事例は関係自治体や農林部局と連携し、原因調査や流通状況などを調査
- ・ 販売者に対し、販売禁止などの処分などを実施
- ・ 処分事実は原則公表

違反が判明した場合の対応

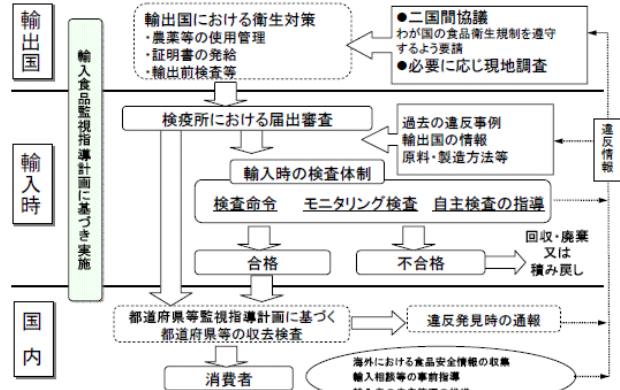
- ・ 違反食品が国内流通
・ 関係の都道府県と連携し、販売禁止等の措置
- ・ 都道府県により違反輸入食品の発見
・ 当該情報に基づき輸入時の検査強化
- ・ 違反のあった輸入者に対する措置
・ 原因究明の調査、再発防止対策
- ・ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等に改善が図られている事の確認
- ・ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁、停止
- ・ 輸入食品の違反情報の公表(ホームページ)

ポジティブリスト制度導入施行後、都道府県等や検疫所が実施する監視指導方法に基本的に変更ない。

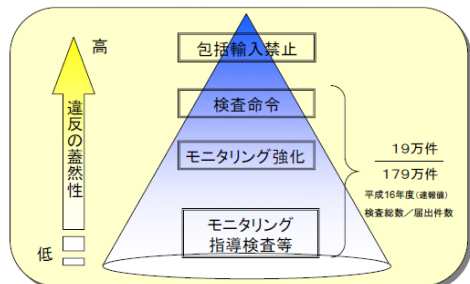
参考: 輸入食品における残留農薬検出事例とポジティブリスト制度における基準値との比較(205項目)

- ・ 対象期間と食品
平成17年4月1日～9月30日
残留農薬検査を実施した食品(穀類、豆類、種実類、野菜果実、茶およびそれらの簡易な加工品)
- ・ 調査結果
推定されるポジティブリスト制度施行後の基準値超過件数: 135件(現行基準の違反21件)

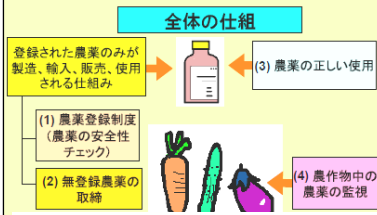
輸入食品の監視体制等の概要



輸入時の検査体制の概要



農薬を使用した農産物の安全性確保



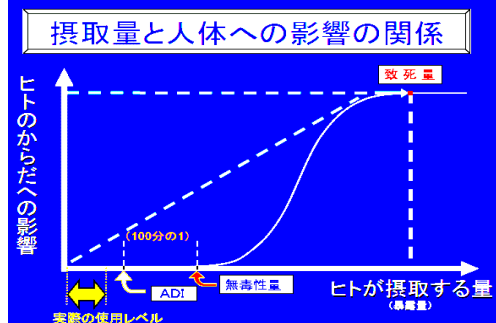
ドリフトの実態



なぜドリフトが心配?

米(玄米)	1ppm	空欄となっているところには0.01ppmという一定量が一律にあてはめられる(一律基準)!
キャベツ	2ppm	
こまつな	0.01ppmは超微量!
.....	

もしも、水田に使用した際に、こまつなにドリフトしてしまったら……



ポジティブ制度についてQ&A (平成18年3月30日発表)

制度全般、新たに設定した残留基準、告示、いわゆる対象外物質、いわゆる一律基準、加工食品、試験法、食品の分類、食品健康影響評価、インポートレランス、監視体制、事業者の自主管理等、情報収集

【加工食品について】

74 原材料である農畜産物で残留基準を超えていることが明らかである場合、それらを使用した加工食品について農薬の残留がなくとも当該加工食品は処分の対象となりますか
 原材料である農畜産物で残留基準を超えていることが明らかである場合、当該原材料を使用して食品を製造してはならないこととなります。なお、基準値を超えた食品を使用した加工食品については、加工工程や当該加工食品における残留量を勘案し処分の対象となるか判断されることとなります。

79 使用原料の安全性の検証をどのように行えばいいのでしょうか。仮に、全ての農薬等の検査を行うと費用もかなりかかると思われます。
 本制度は不特定多数の農薬等が対象であることから、規制対象の全ての農薬等について検査を行うことは困難であり、また制度として検査を義務づけているわけではありません。食品等事業者におかれましては、取り扱っている食品への農薬等の使用について情報収集に努めていただくと共に、把握した情報に基づいた適切な管理がなされることが望まれます。

食品の安全確保のための残留農薬規制の仕組み

○基本的な考え方: 毎日の食事をつづけて摂取する農薬等の量がADIを越えないようにする。

・ADIとは?
 ADI(許容一日摂取量:Acceptable Daily Intake)とは、ある物質について人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている一日当たりの摂取量通常、一日当たり体重1kgあたりの物質質量(mg/kg/day)で表されます。

・ADIはどうやって決めるのか?
 GLP(Good Laboratory Practice:安全性試験の適正実施に関する基準)に従って作成された安全性試験のデータに基づき、食品安全委員会が評価
 急性、亜急性、慢性、発がん性、催奇形性、繁殖などの各種安全性試験から、有害な作用の認められない量(無毒性量)を評価し、安全係数(通常は種差、個体差それぞれ10)を考慮してADIを設定(ADIは無毒性量の100分の1(例外あり))

【事業者の自主管理等について】

133 本制度の施行にあたり食品等事業者はどのような管理を行うべきなのでしょうか
 取り扱っている食品について、生産国、地域における農薬等の使用管理及び残留基準の設定状況、我が国への輸入時の違反状況などを収集することが考えられます。
 135 自主検査を実施する際のポイントは何か
 検査を行う際には、生鮮食品については、項目の設定とサンプリング条件の設定が関係してくると考えられます。加工食品については、原材料の基準適合性により判断することとしておりますので、原材料の農薬等の残留の可能性を勘案することとなります。

日本缶詰協会の取り組み

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度に関する留意事項

(財)食品産業センター、平成18年4月12日

制度の概要

- ・本制度はリストに掲載される全ての農薬等について検査・分析を義務づけるものではありません。
- ・日本国内では農薬等は農薬取締法等に基づく使用量・使用回数、使用時期、希釈倍率などの使用基準が適正に遵守・管理されていれば、残留基準を超える事はありません。諸外国に於いても基本的に農薬等の使用について何らかの規制が行われていると承知しています。
- ・国内に流通する食品については都道府県等において、輸入食品に着いては厚生労働省(検疫所)において、残留農薬等のモニタリングが実施されており、違反事例などの結果が公表されています。
- ・本制度の施行により使用農薬等の使用範囲が広がる(使用農薬の種類が多くなる)ことはありません。国内においては、これまでどおり農薬取締法で決められた農薬等しか使用できません。

制度対応への手順

原材料生産地における使用実態等の情報収集

- ・厚生労働省や都道府県等が公表する違反事例、主な生産、流通段階での農薬などの使用実態などにより、残留の可能性のある農薬等の把握に努めてください。

検査・分析

- ・海外から輸入される食品は検疫所において、また国内で流通する食品は都道府県等において、残留農薬等のモニタリングが行われており、国や都道府県等において、食の安全を担保する仕組みになっています。
- ・国内では農薬取締法等に基づく使用基準を遵守することが義務づけられています。
- ・外部コミュニケーション
- ・内部コミュニケーション
- ・工場等製造施設、原材料、製品保管倉庫の消毒
- ・消費者、業務用など購買者への担当窓口の一本化

GMPIによる残留農薬等の管理

容器詰加熱殺菌食品を適正に製造するためのガイドライン
 日本缶詰協会制定(平成16年5月)

- ・施設
 - ?食品の汚染を防止できる状態に保つ
 - ?原材料保管施設を清潔に保つ
- ・工場の衛生管理
 - ?殺虫剤、殺鼠剤の適切な保管
 - ?殺虫剤、殺鼠剤の適切な使用
- ・作業者の衛生管理
 - ?薬剤など持ち込み禁止
- ・製造管理
 - ?受入管理:受入基準に合致することを確認 証明書、検査など
 - ?残留農薬基準の管理
 - ?原料保管管理
 - ?適正な製造:洗浄、剥皮、調理を所定条件に従って行う
- ・製品管理
 - ?適正な製品ロットの管理
 - ?検査:適正な方法、機器、精度の校正
- ・記録の管理
 - ?原料受入、製造、製品管理の記録:保管と閲覧
- ・廃棄物の管理
 - ?作業場外の適切な場所、有害物による汚染防止、
- ・流通に関する事項
 - ?有害物との混載禁止
 - ?回収プログラム

情報提供、支援サービス

- ・缶詰時報
 - ?残留農薬のポジティブリスト制度 飯塚太由 (3月号)
 - ?残留農薬等のポジティブリスト制度に関するQ&A 厚生労働省3月30日発表(5月号)
- ・残留基準リスト
 - ?農薬別、食品別リスト:個別対応(食品環境検査協会作成データベースによる)日本缶詰協会
 - ?インターネットオンライン提供:(財)日本食品化学研究振興財団
 - ?CD-ROM版(社)日本食品衛生協会
- ・インターネット上の情報提供サイト
 - ?厚生労働省:食品>残留農薬等>
 - ?Q&A
 - ?国立医薬品食品衛生研究所:
 - ?食品>残留農薬等
 - ?各国のMRL(最大残留基準):EU各国、北米、オセアニア、アジア(韓国、台湾、タイ、中国)アフリカ
 - ?日本食品化学研究振興財団
 - ?残留農薬等ポジティブ制度基準値一覧表
- ・分析に関する問い合わせ
 - ?(財)食品環境検査協会
- ・業界意見交換、個別相談
 - ?厚生労働省、農林水産省担当部署への質問
 - ?関連業界団体との意見交換、意見陳情(食品産業センター)

「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」に関する留意事項

財団法人 食品産業センター

私ども食品製造業者は、消費者に安全な食品を届けるという使命を達成するため、原材料や製造工程を厳しく管理するとともに、厳格な品質検査を行う等日々努力しております。

こうした中で、食品の安全性を一層確保する観点から、平成15年の食品衛生法の改正により、残留農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度が導入され、農薬、飼料添加物および動物用医薬品（以下「農薬等」という）の成分である物質（人の健康を損なうおそれのないことが明らかな物質（対象外物質）は除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量を超えて残留する食品は、販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、または販売してはならないこととなりました。

当センターにおいては、ポジティブリスト制度の導入が決まって以来、会員団体・企業から寄せられた意見・要望等を踏まえ、ポジティブリスト制度の円滑な導入に向けて、厚生労働省、農林水産省等関係機関に要請を行うとともに、説明会等を開催してまいりました。

平成17年11月には、ポジティブリスト制度に関する関係法令が公布され、本年5月29日からポジティブリスト制度が施行されることとなりました。

つきましては、本制度の円滑な導入を図るため、各業界において自主基準を作成される場合等に、少しでもお役に立つよう、当センターの基本的な考え方及び留意事項を下記のとおり整理しましたのでお知らせいたします。

記

1. 制度の概要

本制度は、農薬等が人の健康を損なうおそれのない量を超えて残留する食品の流通を禁止する制度です。国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、それぞれの農畜水産物に対し使用される農薬等について、Codex基準、国内及び主要国（EU、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国・地域）の基準があるものについては、これらに基づいて暫定基準が設定されるとともに、これらの基準が設定されていない農薬等に関しては0.01ppmの一律基準が設定されることとなりました。

本制度は、リストに掲載される全ての農薬等について検査・分析を義務づけるものではありません。

また、日本国内では、農薬等は、装薬取締法等に基づく使用量・使用回数、使用時期、希釈倍率等の使用基準が適正に遵守・管理されていれば、残留基準を超えることもありません。諸外国においても、基本的に農薬等の使用について何らかの規制が行われていると承知しています。

また、国内に流通する食品については都道府県等において、輸入食品については、厚生労働省（検疫所）において、残留農薬等のモニタリングが実施されており、違反事例などの結果が公表されています。

従って、国や都道府県等が実施したモニタリング結果を踏まえ、原材料となる農畜水産物の農薬等の使用実態や管理状況を調べ、適切に生産管理された農畜水産物を調達し、原材料の安全性を確保するよう努めることが重要です。一方、検査・分析は、必要に応じて農薬等の使用が適正であることをモニタリングするために行うものです。

食品製造業者・流通業者は、このような趣旨を理解し、原材料や生産工程に関する適正な情報入手に努めてください。

なお、本制度の施行により、使用農薬等の使用範囲が広がる（使用農薬の種類が多くなる）ことはありません。国内においては、これまでどおり農薬取締法等で決められた農薬等しか使用できません。

2. 制度対応への手順

農薬等は適正に使用が管理されていれば基準を超えることがないことから、第一義的には生産者が安全性を担保する義務がありますが、製造・加工に当たっては食品衛生法に適合した原材料を使用することとされていることから、法令順守に努めてください。

1) 原材料生産地における使用実態等の情報収集

厚生労働省や都道府県等が公表する違反事例、主な生産・流通段階での農薬等の使用実態等により、残留の可能性のある農薬等の把握に努めてください。

2) 検査・分析

海外から輸入される食品は検疫所において、また国内で流通する食品は都道府県等において、残留農薬等のモニタリングが行われており、国や都道府県等において、食の安全を担保する仕組みになっています。

また、国内では農薬取締法等に基づく使用基準を遵守することが義務付けられています。

①使用農薬の実態を把握した上で、念のため原材料等における残留状況を把握したい場合は、1)で把握した農薬等について検査を行います。

②残留農薬等を検査・分析した際の判定デシジョンツリーは、次の通りです。

③厚生労働省のホームページや都道府県等が公表する違反事例を調べ、残留の可能性の高い装薬等を検査・分析により確認することが必要となる場合もあります。

（厚生労働省「輸入食品監視業務ホームページ」：

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>）

3) 外部コミュニケーション

利害関係者との相互コミュニケーションを実施することにより、卸売業者、小売業者あるいは消費者に対しては、「原材料が適正に管理されていること」や「農薬等の使用基準が従前と変わるものではないこと」の理解を促すことが重要です。また、納入業者等に対しては、「食品衛生法に適合した原材料」であることについて、常に情報の共有化を図ることが重要です。

4) 内部コミュニケーション

本制度の趣旨を、品質管理部門、法務部門、お客様サービス部門、消費者窓口部門、購買部門等に周知徹底することは当然ですが、以下のことが抜け落ちることのないよう注意してください。

①工場等製造施設、原材料・製品保管倉庫等の消毒を定期的実施している施設につい

ては、食品に対する交差汚染のないよう、ふき取りや洗浄等の処置を実施するよう製造部門や物流部門（アウトソーシングしている場合は委託業者）に徹底してください。

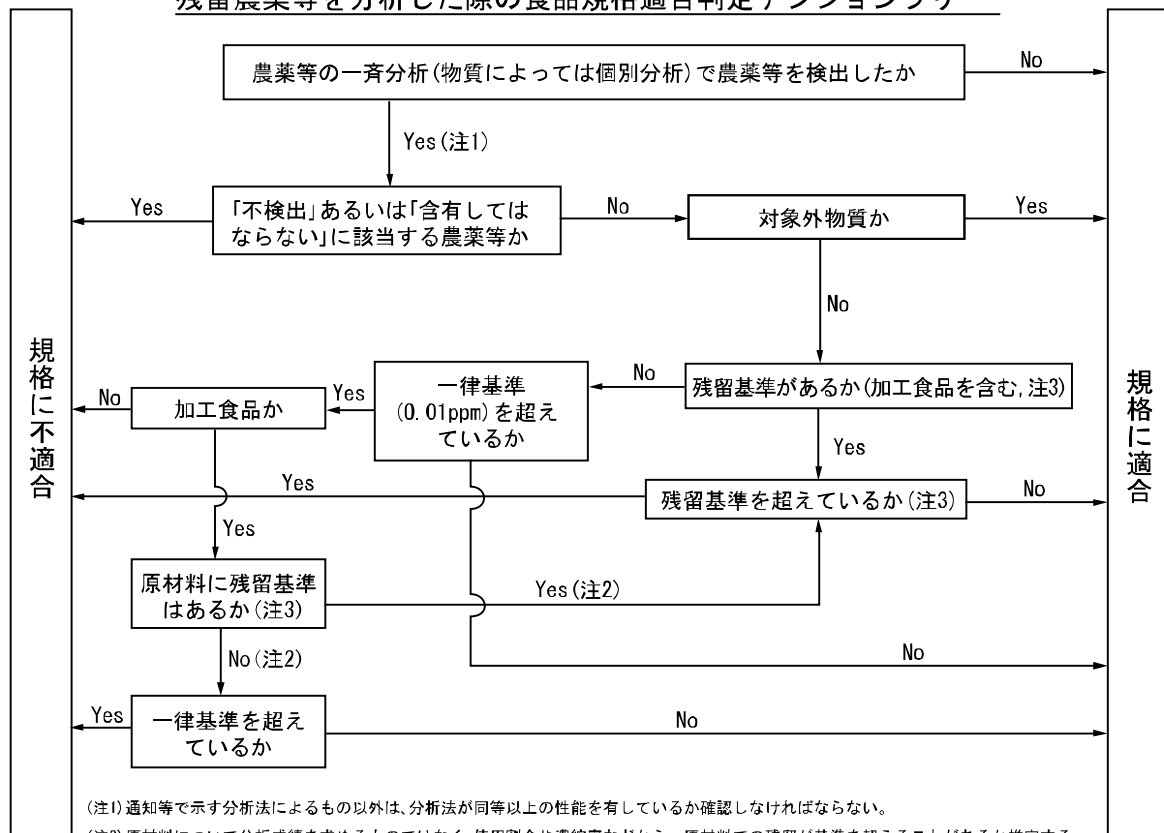
②一般消費者用、業務用、加工用を問わず、取引先の購買担当者（バイヤー）と直接接
触するのは営業職ですが、営業職個々人に対応をゆだねるのではなく、全社的に対応
窓口を一元化することが望ましいことです。

5) 厚生労働省 Q & A について

厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/Syoku-anzen/zanryu2/060329-1.html>) に Q & A が掲載されています。

以 上

残留農薬等を分析した際の食品規格適合判定デシジョンツリー



(注1) 通知等で示す分析法によるもの以外は、分析法が同等以上の性能を有しているか確認しなければならない。
(注2) 原材料について分析成績を求めるものではなく、使用割合や濃縮率などから、原材料での残留が基準を超えることがあるか推定する。
(注3) 一律基準は除く。

3監事による監査実施

－ 4 月 11 日 －

平成 18 年 4 月 11 日（火）日食協会議室において、萩原弥重監事、牧 明夫監事、横山敬一監事の 3 監事による監査が実施された。奥山専務理事から平成 17 年度の活動内容及びワーキンググループの研究成果物について説明があった後、会計監査を行い、全て適法に正確に処理されている事を確認いただいた。